

平成 21 年度 財団法人 JKA 補助事業

平成 21 年度

排出クレジットに関する会計・税務論点調査研究委員会
報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 地球産業文化研究所

KEIRIN



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

<http://ringring-keirin.jp>

まえがき

我が国における気候変動に対する取組に関し、2009年9月の国連総会において、鳩山首相より、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、「2020年までに温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減する」という中期目標が掲げられた。

その後の2009年12月に開催されたCOP15では、京都議定書の第一約束期間に続く次期枠組を合意するまでには至らなかったが、留意（take note）することとなった「コペンハーゲン合意」においては、世界全体の気温上昇が2℃を超えないようにすべきとの科学的見解を認識して長期の協力的行動を強化し、世界全体及び国毎の排出をできるだけ早期にピークさせるよう協力することとされており、引き続き、排出削減の重要性が認識されている。

我が国で推進されている温室効果ガス排出削減のうち、国内の排出削減活動を促すスキームとしては、既に2008年度より国内クレジット制度が開始され、大企業等の支援を受けて中小企業等の排出削減活動を促進する取組が拡大しつつある。さらに、同じく2008年度よりスタートした「試行排出量取引スキーム」においては、2008年度の排出目標／実績に基づく「排出枠」を、スキーム参加事業者が入手するフェーズが、2009年度に初めて発生する見込みである。

一方、域内の排出量取引の第2フェーズにあるEUにおいては、これに対応する国際会計基準の検討が始まるとともに、気候情報に関する開示基準審議会においては、開示のためのフレームワークの検討が進められるなどの動きも進んでおり、日本国内の会計基準へ影響することも考えられる。

本委員会においては、これまでに蓄積してきた京都クレジットの取扱いに関する知見をベースに、国内産のクレジットに関する取扱いについて先駆的に議論を重ね、論点を抽出してきた。今年度、これらのクレジットの実際の契約や会計面などの処理が発生し始めていることを踏まえ、実際の事例に近い視点に基づいて議論を行い、国際的な動向も視野に入れながら考え方を整理することで、事業者における排出クレジットの会計・税務、法務に関する不安を払拭し、自らの事業、およびそれに起因する排出の削減に注力することを可能とさせることで、我が国の機械工業振興に寄与することが本委員会の趣旨である。

平成22年3月

財団法人 地球産業文化研究所

委員名簿（五十音順・敬称略）

平成 21 年度 排出クレジットに関する会計・税務論点調査研究委員会

委員長： 黒川 行治 慶應義塾大学 商学部教授
委員： 伊藤 眞 慶應義塾大学 商学部教授
委員： 大串 卓矢 株式会社スマートエナジー 代表取締役
委員： 木村 拙二 愛知産業株式会社 監査役
委員： 高城 慎一 八重洲監査法人 公認会計士
委員： 武川 丈士 森・濱田松本法律事務所 弁護士
委員： 村井 秀樹 日本大学 商学部教授

（五十音順・敬称略）

事務局

蔵元 進 財団法人 地球産業文化研究所 専務理事
吉田 豊 財団法人 地球産業文化研究所 地球環境対策部 主任研究員

（平成 22 年 3 月現在）

目 次

| | |
|--|------|
| 第 1 章 排出クレジットの会計・税務・法務取扱いをめぐる研究報告開題 (黒川委員長) | p.1 |
| 第 2 章 国内で発生する排出クレジットの取扱い | p.6 |
| 2-1 排出クレジットに関する国内動向と会計・税務・法務面の取扱いについて (事務局) | |
| 2-2 国内で発生する排出クレジットの発生根拠について (武川委員) | |
| 2-3 排出クレジットの追加性について (事務局) | |
| 2-4 事例研究 (事務局) | |
| 第 2 回委員会講演 「国内クレジット制度をめぐる論点整理と JCTX の自主参加型排出量取引について」 講師：株式会社日本環境取引機構 代表取締役 向井征二氏 | |
| 第 3 章 東京都における排出総量削減義務と排出量取引 | p.33 |
| 3-1 制度研究 (事務局) | |
| 第 5 回委員会講演 「東京都の排出総量削減義務と排出量取引に関する会計処理」 講師：東京都環境局 都市地球環境部 総量削減課 主事 高岡路枝氏 講師：株式会社あらたサステナビリティ 取締役 寺田良二氏 | |
| 第 4 章 排出クレジットに関連する国内外の動向 | p.37 |
| 4-1 制度研究 (事務局) | |
| 第 4 回委員会講演 「気候変動情報の開示を巡る動向」 講師：有限責任監査法人トーマツ パートナー 脇田一郎氏 | |
| 4-2 排出権取引に関する制度設計の動向とインフラとしての会計の行方 (村井委員) | |
| 参考資料 | |
| 参考 1 平成 21 年度委員会議事要旨 (全 5 回) | |
| 参考 2 ASBJ 実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」 | |
| 参考 3 国内クレジット推進協議会「国内クレジットの取得及び譲渡に関する契約 (案)」 | |

第1章 排出クレジットの会計・税務・法務取扱いをめぐる研究報告開題

黒川委員長

1-1 環境問題に対処する姿勢

ジェームス・キャメロン監督の「AVATAR」は、タイタニックを抜いて歴代第1位の興業収益を上げる空前の大ヒットとなった。舞台である巨大ガス惑星「パンドラ」に住む知的生命体「ナビィ」は、「ガイヤ仮説」に近いが惑星自体の意思と惑星に生息するすべての植物・動物等の生命体の共生・共存関係のなかで存在している。そこに、物質文明・資本主義（最近の金融資本主義に対する皮肉も含む）に毒された地球人類が鉱物資源を採掘しにやってくる。圧倒的な兵器の格差の前にナビィおよびパンドラの環境が危うくなるという、現代文明社会に至る過程で、いち早く物質文明を進展させた種族が物質文明という意味での未開の先住民との接触において繰り広げた、多くの歴史的悲劇が再現されるのである。

ストーリーは単純明快であり、事実、アカデミー作品賞や監督賞を逃したのであるが、何故、このような空前のヒットとなったのであろうか。3D映画という科学技術の更なる進歩を象徴する映像技術だけが、その原因なのであろうか。私は、市民・大衆のなかに広がっている漠然とした物質文明に対する不安、環境問題に対処する価値観の本能的なレベルでの変化の兆しではないのかと思えるのである。

現在、地球表明に生息する人類の永続性に対する最大のリスクの一つである環境負荷絶対量の増大問題に対し、科学技術の更なる進歩によって、人類の繁栄、現在の文明社会の永続（sustainability）は可能であり、また、科学技術を最大限利用しての自然環境の管理は人類に許されているとする「環境主義(Environmentalism)」の多数意見に対して、市民・大衆が疑問を持ち始めているのではないか。人類は地球上に生息する多様な生命種の一つであり（おそらく頂点にたつ種であるが）、多様な生命種と地球の織りなす相互関係、依存関係によって均衡する自然の中にある種の一つとして人類をみて、人類と自然との共生的な関係を重視する「エコロジズム(Ecologism)」が認知され始めたと思うのである。¹

地球環境問題についての個人の姿勢が環境主義なのか、あるいはエコロジズムなのかを単純に識別したい時、私は「ハイブリッド・カーへの代替は地球環境の保全あるいは保存に貢献すると思いますか」と質問する。前者の思想であれば貢献するし、後者の思想であれば物質文明の旗手のような存在である自動車を使用して化石燃料を消費する以上、環境の保存に貢献したことにはならないと思うからである。じつは、「保全」と「保存」でも意味する内容が異なり、環境主義とエコロジーの違いを示しているので、上記の質問は曖昧である。回答者が、「保全」を念頭に浮かべるか、「保存」を念頭に浮かべるかで、すでに回答者の環境に対して重視する姿勢が異なっている。

¹ 「環境主義」と「エコロジズム」については、松野弘『環境思想とはなにかー環境主義からエコロジズムへ』ちくま新書 815、2009年参照。

1-2 排出既得権の人為的設定と排出クレジットの発生

人類の永続性を考えると、地球全体に対する環境負荷の総量が地球環境の保全あるいは保存にとって重要である。究極のエコロジズムからすれば、地球全体における環境負荷は 0 に限りなく近い数値が理想であり、それによって生態系は保存される。温暖化という環境変動を問題にすると、温室効果ガスを排出したならば、それを固定するような削減努力を行う義務が生じるという思想である。木造建造物を立てるために木を伐採したならば、その後に植林をしておくという義務が課せられる。温室効果ガスの排出によって「バズ」が発生し、同時にバズ消滅義務が発生すると考えるのである。

しかし、究極の生態系保存はもはや実行可能性に乏しいところまで物質文明は進展し、長年にわたり、かつ広い範囲に行き渡ってしまった。したがって、次の命題は、どのくらいの温室効果ガスの排出によって、地球環境（人類にとってという注釈付きで考えているのが多数である。これも人類中心主義の環境主義的発想といえようが）の劇的な変化を誘発してしまうのかという問題である。許容可能総量を超えない（キャップとする）ことが人類の永続性の必要条件ということになる。この負荷総量（排出可能総量）がバズ削減義務免除権としての「排出既得権」なのである。

もし、この思想を人類全体で合意できるのであれば、つまり、人類は永続すべきである、われわれの子孫は祝福された状態で生まれるべきであるということに合意がなされとすると、その負荷総量（排出可能総量）を如何に分配するのかに問題が移る。人類は、地球上のかなりの部分に拡散して住んでいる。それぞれの住む環境（夏や冬の温度、標高、地形、人工の密集度合い・・・）によって、同程度と思われる物質的な意味での暮らしを保証する環境負荷発生量に違いがあるので、結果としての平等を想定しても、単純に一人当たりの排出量を同一にすることはできない。しかし、そのようなことは微調整であって、原則は「一人当たりの排出量を平等に割り当てる」ということである。これが「一人に当たりの排出既得権」である。

一人当たりの排出既得権は、地球全体の排出可能総量を人口で割り算したものである。地球全体の人口が増加すれば、一人当たりの排出既得権は小さくなる。人口が増加すれば、物質的な意味での暮らしの水準は低下する。「ハイブリッド・カーへの代替は地球環境の保全に貢献する、もっと直截に言えば地球は救われるのか」という質問に対して、大多数の人は、無理であると回答するであろう。その原因は、車を使用する人口の爆発的増加があり、人口の増加に比べて燃費が向上したくらいでは解決しないのである。一人あたりの排出量を多くしたいのであれば、人口を減らすしかない。人口が増加し続けるのであれば、物質的豊かさを放棄しなければならない。人口増加が予想どおり進むのであれば、そして人類にとっての環境を均衡状態にとどめようと欲するのであれば、われわれは、オランダが推進するように自転車通勤を行い、また、航空機での海外旅行を断念するしかない。

地球全体でも環境条件が異なるので、排出既得権の分配には微調整が必要であることに言及した。「国境とは何か。国の機能とは何か」を、このような排出既得権の分配問題と係わらせて解釈すれば、「国とは、国に割りあてられた排出既得権を、国の中の人々に、その人々の自主的

な解決方法で割り当てることのできる範囲である」といえよう。自主的に個々人の割り当て量を決定できる部分（国）を想定することができると、地球全体の排出総量の分配は国ごとに割当量を決定することで済むのである。

国ごとの排出割当量は、国の中に住する人口で決めるのが原則である。一人当たりの物質的豊かさと比例関係にある一人当たりの排出量は、微調整部分があるとしても平等であるのが原則と思う。人口が増加する国の割当量は人口増加に応じて大きくなる。地球全体の人口が増えるので一人当たりの割当量は減少する。したがって、人口増加を抑制し、地球全体での相対的人口が小さくなっていく国は、国全体に対する排出割当量が、人口増加を放任している国の影響で小さくなるばかりでなく、一人当たりの割当量も小さくなってしまう。この方法では合意は得られない。どこかの時点を決めて、地球全体の排出可能総量から国ごとの割当量を決定し、これを長期に固定することで、自主的に経営が可能な集合としての国の責任で、国ごとに人口政策と一人当たりの割当量の調整を行うことになる。

さて、京都メカニズムでは、排出削減義務国（附属書 I 国）と非義務国（非附属書 I 国）に分類されている。本来であれば、すべての国に割当量が付与されるのであるが、そうではない。まずもって、一人当たりの排出実績量の大きい国が排出削減を努力しようとするものであり、人類にとって過渡的な政策である。附属書 I 国には、既得権としての排出量が決められ、非附属書 I 国は、既得権の上限が第一約束期間の 5 年間には設定されなかったということである。附属書 I 国で排出既得権と比較して、実際の排出量が少ないと超過削減達成として排出クレジットが発生する。非附属書 I 国では既得権の上限が設定されなかったので、単純に言えば最近の実績（ベースライン）を既得権と想定して、実際排出量がそれよりも小さくなる方策（プロジェクト）を行うと、排出クレジットが発生する。このように考えると、排出クレジットの発生は、キャップ・アンド・トレードでも、ベースライン・アンド・クレジットでも、バズ削減義務を上回る既得権の存在によって発生するのである。キャップ・アンド・トレード制度とベースライン・アンド・クレジット制度の違いは、このような思考によれば、排出クレジット発生に関しては違いがない。違いがあるとすれば、既得権の設定方法に違いがあるということになる。（キャップ・アンド・トレード制度とベースライン・アンド・クレジット制度の違いは、既得権を超える排出量（バズ）発生によってペナルティが課せられるのか否かではないかと思える。）

ともかくも、排出クレジットは、人為的に決めた既得権と比較して実際排出量が少なかったことにあり、余った既得権と考えることができよう。とすると、問題は、実際排出量をどうして少なくすることができたのかが問われることになる。本報告書で、武川委員が排出クレジットの発生根拠についていわゆる「貢献説」と「削減説」について論考している。今年度の委員会でのメインとなった議題の一つである。一読していただきたい。

1-3 国内クレジット制度をめぐる論点とエコロジズム

「東京都の排出総量削減義務と排出量取引」についてみると、「国」を「事業所」に置き換え、

排出削減義務事業所が附属書 I 国に、非削減義務事業所が非附属書 I 国に対応するものとして排出クレジット発生の論点を同様に議論できよう。

さて、第 2 回委員会で、株式会社日本環境機構代表取締役の向井征二氏から、「国内クレジット制度を巡る論点」として、とくに中小企業での排出クレジット発生プロジェクトのご苦勞の様子が報告された。その中で、「①中小企業の省エネは、『省エネチューニング』『運用改善』が優先課題である。②設備投資、設備更新を前提とする現行制度は中小企業の省エネ努力を反映しない」という主張に注目したい。現在ある設備のもっとも有効な使用を行う地道な努力こそ価値があること。現行の制度が設備投資を新たにすれば、結局、その設備を製作する過程で環境負荷を発生させているのであり、物質主義、科学技術主義の延長にあることを見抜いているのである。現有設備を最大限活かして削減努力をすることは、「エコロジズム」と一脈通じるところがある。

1-4 気候変動情報の開示とエコロジズム

第 4 回委員会で、有限責任監査法人トーマツの公認会計士脇田一郎氏から、「CDSB（気候変動に関する開示基準審議会）の取り組みについて報告があった。開示ガイドライン（案）では、①戦略分析、②気候変動に関する規制リスク、③気候変動に関する物理的リスク、④温室効果ガス排出量が大きな開示項目分類である。各項目の詳細については、当報告書の第 4 章を参照されたいが、項目②から④については、開示する上での解釈のばらつきは大きくないと思われるので、問題とすべきは①の戦略分析であろう。

「気候変動に関する機会を最大化するために採用しようとしている重要なアクションの説明」は、記載内容によっては、気候変動を利用して、更なる企業収益機会を追求しようとするものであり、まさに物質文明、資本主義的発想の延長であり、エコロジストからすれば、不快感をもよおすであろう。

「気候変動に関する企業のポジションの記載」、「将来見通し」については、興味深い。経営者の環境に対する価値観が推測できそうだからである。私は、時々学生から「どのような企業に就職すると将来でも安心ですか」と質問される。もちろん、どのくらいの将来を想定するかによっても異なる。おそらく私がこの世を去っていて、もはや責任を追求されることのない将来を想定して本稿で言及したエコロジズムの観点から予想すると、航空会社は航空需要の激減で消滅しているかもしれない。自動車会社は自転車会社になっているかもしれないと答えることにしている。同様に、経営者も将来の人類文明の有り様を念頭に、自社の行く末を見通し、企業のポジションを記載することになるはずなので、経営者のもつ知見や思想が推測できるのではないかと期待するのである。

1-5 東京都の排出総量削減義務・排出量取引に関する会計処理とエコロジズム

第 5 回委員会で、株式会社あらたサステナビリティ取締役の寺田良二氏から、東京都の制度に対応する会計処理案が 2 つ紹介された。第 1 案は、ASBJ 実務対応報告第 15 号が改訂されな

いことを前提とするものであり、国の試行スキームと東京都の制度との最大の違いが、キャップにともなう義務不履行時のペナルティの存在にあるとして、削減義務未達成の可能性に係わる見積もり費用と引当金（負債）の計上の厳密化を強調するものである。第 2 案は、昨年度の当委員会でも議論された K 案に類するもので、排出クレジットの資産性（財産性）を強調してのオンバランスと、排出クレジットに関する利益の発生に関して、売買による実現と削減努力による実現との 2 つの投資回収プロセスを認識するものである。

ASBJ が東京都の新たな制度を受けて、実務対応報告第 15 号を改訂せずに対応するか否か検討中であり、当報告書を作成している現在、その結果を予測することが難しい。しかし、もし、実務対応報告第 15 号を改訂しないとするならば、その理由として、

- ① IASB における ETS の会計処理の議論が遅れており、先に都制度向けに実務対応報告を改正してしまった場合に、IFRS とのコンバージェンスで再改正が必要になると、朝礼暮改となることへの危惧
- ② 情報作成者サイドの簡便な会計処理へのニーズへの対処
- ③ 排出削減の実現を重視した場合、削減に取り組み易い環境を用意することが重要であるという制度作成側から実務側への配慮
- ④ 計画期間内（5 年間）において、一般管理口座（資産性あり）と指定管理口座（資産性なし）との間の移転タイミングを事業者が裁量できること、および上記移転タイミングにともなう計画期間終了時の超過削減により生じたクレジットの利益計上や配分にも裁量の余地があることに対する配慮

が考えうる。

会計論理からすると、それぞれに論拠があるとはいえ、排出クレジットの資産性を素直に会計測定する第 2 案が自然のように思える。しかし、本稿で強調してきたエコロジズムの観点からみると、本来、排出クレジットが発生するのは人為的な排出既得権の付与・設定が緩すぎるのであり、もしかりにクレジットが発生したとしても、それらに財産的価値を付与するのはいかにも資本主義的（とくに金融資本主義的）な発想かもしれない。オフバランス処理の強調は、排出クレジットなるものの「あやうさ」を感じたものなのかもしれない。

第2章 国内で発生する排出クレジットの取扱い

2-1 排出クレジットに関する国内動向と会計・税務・法務面の取扱いについて (今年度委員会における議論の整理)

事務局

2-1-1 国内クレジットの契約面に関する整備状況

2008年秋からスタートした国内クレジット制度に関し、その排出削減事業申請の本格化を背景として、国内クレジット推進協議会 (<http://www.jcdm.org/>) より、「国内クレジットの取得及び譲渡に関する契約(案)」が2009年9月に公開された(参考資料3として本報告書に添付)。

本契約案は、排出削減事業に携わる排出削減事業者としての中小企業等と、排出削減事業共同実施者としての大企業等との間において、排出クレジットの取引の円滑化と、取引コストの削減を目指し、国内クレジット推進協議会の下で策定された専門家グループにより検討が進められ、各ステークホルダーとの議論を重ねた上で公開されたものである。

国内クレジットを対象とした議論は、昨年度の当委員会でも行われたが、その際は、排出削減事業から発生することとなる国内クレジットについて、中小企業等(排出削減事業者)と、大企業等(排出削減共同実施事業者)との間で、どちらが原資取得するかにより、法務面・会計面・税務面の取扱いが異なるため、

- 中小企業等(排出削減事業者)が国内クレジットを原資取得する場合
- 大企業等(排出削減事業共同実施者)がクレジットを原資取得する場合

以上の両論併記で、想定される論点を整理するにとどまった。

ここで、国内クレジットの原資取得に関しては、大企業等で原資取得した方が、法的に安定性が高いとの見解がある一方、排出削減主体である中小企業等に積極的に取り組んでもらうための動機付けや、大企業等に比べて相対的に立場が弱い中小企業等のメリットを確保する上で、中小企業等による原資取得を評価する見解も存在した。

その後、国内クレジット制度に対する参加者の取り組みが拡大し、基盤整備が進むにつれ、国内クレジット制度においては、「まずは、中小企業等が国内クレジットを原資取得し、その後、速やかに大企業等に移転され、大企業等の口座簿に記録される」内容で、事務手続きが整理された。

公開された標準契約案においては、この事務手続きを考慮するとともに、単なるクレジットの売買契約ではなく、大企業等が金銭の支払いに加えて、プロジェクトの申請・準備・実施の局面における様々な努力を求められることが反映され、標準契約書案の名称も「クレジット売買契約」ではなく、「クレジットの取得及び譲渡に関する契約」とされている。

なお、国内で発生するクレジットの発生根拠に関しては、「2-2 国内で発生するクレジット

トの発生根拠について」にて法的な整理を試みているので、そちらを参照されたい。

2-1-2 国内クレジットの会計処理に関する検討状況

企業会計基準審議会 (<https://www.asb.or.jp/asb/top.do>) は、排出量取引の国内統合市場のスタートを受け、2009年1月16日の第7回委員会を皮切りに、都合6回の排出権取引専門委員会を開催して、従前の京都クレジットを想定した実務対応報告第15号をベースに、試行排出量取引スキームにおいて必要と考えられる会計処理についての検討を行った。その成果は、公開草案を経て、2009年6月に改正実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」として公開された（参考資料2として本報告書に添付）。

改正にあたっての主なポイントは、試行排出量取引スキームにおいて政府から無償交付される排出枠の取扱いであるが、同時に「京都メカニズム以外のクレジットについても、会計上、その性格が類似していることから、本実務対応報告の考え方を斟酌し、会計処理を行うものとする」点については改正前からの大きな変更は無く、国内クレジットにおいても、本実務対応報告に準じた会計処理を行うものと考えられる。

ここで、本実務対応報告において想定されているケースは、

- 専ら第三者に販売する目的で排出クレジットを取得する場合の会計処理の概要
- 将来の自社使用を見込んで排出クレジットを取得する場合の会計処理の概要

以上の2パターンに大別されている。これは、京都クレジットに関して、非附属書I国の排出削減量が所定の審査認証を経た上で日本にクレジットとして持ち込まれるという性格に配慮し、国内のサイトで実際の排出削減が行われることはあまり想定されずに分類されたものと考えられる。

一方、国内クレジットに関しては、国内の排出削減事業によりクレジットが発生するものであるため、発生側から国内クレジットの会計処理を考えることが必要となった場合に、公開済みのASBJ実務対応報告第15号における分類では対応できないことが想定される。このため、今年度の当委員会においては、「実際に国内クレジットが発生する場所での会計処理」について検討を行うこととした（検討結果は2-1-4に記載）。

2-1-3 国内クレジットの税務取扱いに関する検討状況

排出クレジットの税務取扱いについては、京都メカニズムを対象として、そのクレジット取引に係る税務上の取扱いに関する経済産業省並びに環境省からの照会に対する回答として、2009年2月に国税庁から公開された²。

公開された取扱いによれば、京都メカニズムを活用したクレジットの取引に係る税務上の取

² <http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/hojin/090219/index.htm>

扱いとして、主に「法人税」と「消費税」の2点の取扱いについて、以下の通り公開されている。

①法人税

- ▶ 内国法人が、償却を目的としてクレジットを取得（購入）し、当該クレジットを我が国の国別登録簿における同法人の保有口座から政府保有口座に移転する場合には、当該クレジットが政府保有口座に記録された日（当該クレジットの政府保有口座への移転が完了した日）を含む事業年度において、原則として、当該クレジットの価額に相当する金額を国等に対する寄付金として、損金の額に算入する。

②消費税

- ▶ 内国法人が他の内国法人にクレジットを有償譲渡した場合には、当該取引は消費税の課税の対象となる。一方、内国法人による他の内国法人からのクレジットの有償取得については課税仕入れに該当し、仕入税額控除の対象となる。
- ▶ 内国法人が外国法人にクレジットを有償譲渡する場合には、当該取引は消費税法施行令第6条第1項第5号に掲げる資産に準ずるものとして、同令第17条第2項第6号の規定により輸出免税が適用される。なお、輸出免税が適用されるためには、当該クレジットの譲渡を行った相手方との契約書その他の書類で、消費税法施行規則第5条第1項第4号に掲げる事項が記載されているものを、当該譲渡を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、事務所等の所在地に保存する必要がある。
- ▶ 内国法人が外国法人からクレジットを有償で取得する場合は国外取引となり、消費税の課税の対象とはならない。したがって、当該内国法人においては、当該クレジットの取得について仕入税額控除することはできない。

一方、国内クレジットについても、最終的には日本国内の温室効果ガスの排出削減に資するという制度の主旨からして、その税務取扱いは京都クレジットに準じた取扱いとされることが考えられ、現状、特に法人税の取扱いについて検討が進められている。

なお、国内クレジットの取引における消費税の取扱いについては、前述の京都クレジットの取引に関する消費税の取扱いと、「国内の中小企業等、自主行動計画を策定していない企業における排出削減効果を、クレジットとして認識し、自主行動計画を策定している大企業等で評価する」という国内取引が想定されていることから、消費税課税対象の取引であると整理することができる。

2-1-4 国内クレジットの発生サイドにおける会計・法務・税務取扱い

以上の状況を踏まえ、今年度の会計委員会においては、主に国内クレジットの発生サイド（中小企業等）における会計・法務・税務面の取扱いについて検討・整理を行った。

①価格決定の考え方

制度の現状の事務手続きにおいては、国内クレジットは中小企業等が原資取得し、これを大企業等が承継取得することとされている。このため、双方の間で国内クレジット譲渡にあたっての基本条件として譲渡単価を設定しておくことが考えられるが、その価格決定のあり方として、以下の2通りの案を想定した。

- ▶ 国内クレジットを、本業の副産物としてとらえ、その公正価値をベースに、双方の貢献度合いを加味して価格を決定するもの（案1）
- ▶ 国内クレジットに関し、主産物と副産物を選び分けて製造原価を求め、そこに適正利益を加えて価格を決定するもの（案2）。

現状の国内クレジット制度の事務手続き上、中小企業等は国内クレジットの口座を持たず、制度事務局への国内クレジット認証の申請後、認証された国内クレジットは速やかに大企業等の口座に記録されることとなり、双方の貢献度合いを「クレジットの発行量」によって調整することは想定されていない。このため、案1では、双方の貢献度合を価格情報に反映させるものとしている。

また、案2に関しては、本業と副業との間で原価配分を行うことの難しさや、実効性についての懸念の存在、さらに現時点では制度における事例の多くが、本業設備の省エネルギー化によりCO2排出削減であるという実態を考慮し、当委員会では案1による価格決定が現実的であるとの見解が多かった。

②法務上のポイント

法務面については、現在の制度の実務フローも考慮した、「標準契約案」が事業者のために整備されている。

一方、制度側においては、クレジットの法的な安定性を考慮したガイドラインのさらなる整備が行われることが理想的であり、具体的には、国内クレジットの発生根拠として、大企業等による貢献を拠り所とするのであれば、制度ガイドライン等において、有効な契約書の存在を確認するプロセスをきちんと定義しておくことが必要であると考えられる。

③会計上のポイント

国内クレジットを原資取得する中小企業等における会計処理として、基本的には、排出クレジットを本業の副産物としてとらえ、「雑収入もしくは製造原価のマイナス」として処理するのが実用的であると考えられる。

排出クレジットを副産物と見なせるか否かについては、本業とのバランスへの配慮が求められるが、排出クレジットの売却が中小企業等の売上げになるケースとしては、定款に書いてあ

って、金額に重要性がある場合等であることも考慮する必要がある。したがって、仮にフロン破壊のような種類の排出削減プロジェクトが今後登場した場合には、このプロジェクトは本業に寄与せず、クレジット製造自体が本業とみなされるため、排出削減そのものを営業行為とみなして、通常の会計処理を行うことが考えられる。

なお、排出クレジットを副産物的にとらえるアプローチをとった場合、中小企業等が負担した費用については、本業の中で落としておくことが考えられる。

④税務上のポイント

国内クレジットの税務取扱いについては、現在、国税庁に照会されている段階ではあるが、概ね以下の方向で整理されるものと考えられる。

- ▶ 消費税については、国内取引とみなされるため、課税対象となる。
- ▶ 国内クレジットを取得した大企業等における法人税の取扱いについては、京都クレジットに準じた格好で、制度上での償却を条件に、損金算入を認める。

2-1-5 今後の検討課題について（排出クレジット全般）

なお、今年度の会計委員会においては、主に国内クレジットを対象とした議論を行ったが、試行排出量取引スキームにおける交付排出枠の税務取扱いに関し、例えば、ASBJ 実務対応報告では、無償交付された排出枠の売却益は、スキーム参加期間（複数年）における最終的な排出削減未達／超過が判明するまでは「仮受金その他の未決算勘定として計上する」とされているが、これと税務上の取扱いが整合するかなどの点において、検討の余地があると考えられる。

さらに、東京都においては、条例に基づく「総量削減義務と排出量取引制度」が導入されることとなり、ASBJでも2010年2月23日より排出権取引専門委員会（第13回）が開催され、検討が開始されたところである。

2-2 国内で発生する排出クレジットの発生根拠について

武川委員

2-2-1 はじめに

本節では、国内で発生する排出クレジット（オフセット・クレジット）の発生根拠について検討する。オフセット・クレジットとは、いわゆるキャップ・アンド・トレード制度において義務対象者に交付される allowance ではなく、当該制度の対象外の者が実施した排出削減活動を根拠として発行される、ベースライン・アンド・クレジット制度に基づく排出権・排出量・削減量等を意味する。

例えば、以下のものが含まれる。

- 京都議定書の CDM に基づく CER
- 国内クレジット制度に基づく国内クレジット
- 東京都排出量取引制度に基づく都内中小クレジット

2-2-2 問題意識

各種のオフセット・クレジット制度においては、クレジット発生のための「手続」「規則」「ルール」等が定められているが、クレジット発生のための審査プロセス・審査内容等が規定された「マニュアル」に過ぎないことが多い。

法的観点から見た場合（例えば、法律の条文を作成することを想定した場合）、「クレジット」という権利が何故発生するのか（権利の発生要件は何か）」という点が問われるべきであり、手続がどのようにあるべきかという点は、派生論点に過ぎないとすら言える。ところが、各種マニュアルにはそうした観点は希薄であるように思われる。

以上の問題意識に基づき、既存制度の分析を通じて、クレジットの発生要件について検討してみたい、というのが本節の問題意識である。

2-2-3 オフセット・クレジットの発生根拠に関する理念型

①削減義務者が制度非対象者の排出削減に貢献したことが根拠である

削減義務者（キャップ・アンド・トレード制度に基づいて削減義務を負っている者）が、制度非対象者の排出削減活動に一定の「貢献」「支援」を行うことを根拠として、クレジットが発生する。

例：CDM 制度（京都議定書 12 条 2 項）

低排出型の開発の制度は、附属書 I に掲げる締約国以外の締約国が持続可能な開発を達成し及び条約の究極的な目的に貢献することを支援すること並びに附属書 I に掲げる締約国が第三条の規定に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の遵守を達成する

ことを支援することを目的とする。

例：国内クレジット制度（国内クレジット制度運営規則 1 頁）

大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等（いずれの自主行動計画にも参加していない企業として、中堅企業・大企業も含む。）が行った温室効果ガス排出抑制のための取組による排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用する仕組みを構築し、その目標引き上げ等を促していく。

②制度非対象者の排出量が減少したことが根拠である

削減義務者の「貢献」「支援」は必ずしも前提とせず、制度非対象者の排出量が減少したことそのものがクレジットの発生根拠であると考え。削減義務者によるクレジットの購入やその他の形態による支援は、制度非対象者の削減活動を促進するためのツールであると考え（削減義務者による貢献は、クレジット発生の動機又は遠因であるに過ぎない）。

例：東京都排出量取引制度における都内中小クレジット

（但し、制度の詳細は今後決定される）

2つの考え方の対比（敢えて理念的に整理したため、誇張された部分もあることに注意）

| 削減義務者の貢献が根拠 (貢献説) | 根拠 | 制度非対象者の削減が根拠 (削減説) |
|---|-----------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> CDM 制度 国内クレジット制度 | 具体例 | <ul style="list-style-type: none"> 東京都排出量取引制度 環境省 J-VER 制度 |
| <ul style="list-style-type: none"> クレジットを発生させるということは、削減義務者の義務履行を容易にする意味がある。そうだとすれば、クレジットが発生するためには、削減義務者側にクレジットの発生・取得を正当化する理由が必要である。それが削減への貢献である。 制度非対象者が削減活動を行うことは当然であると考えたうえで、そのような削減活動のうち、削減義務者の貢献によって実現した分のみをクレジット化することが正当化されると考える。(制度非対象者の「既得権」は認めるが、その範囲は制限的) 削減義務者に焦点を当てた視点 倫理的？な視点 | 哲学 ・ 視点 | <ul style="list-style-type: none"> 制度非対象者が排出量を削減したことにより、客観的に排出量が減少しているのであるから、これをクレジット化して削減義務者の義務の履行に用いることができる。クレジットは最終的には削減義務者によって取得されるのであるから、削減義務者は間接的な形で（結果的に）貢献している。 制度非対象者が削減活動を行うことは必ずしも当然とは言えない。そのような当然とは言えない活動を通じて実現した排出削減なのであるから、クレジット化し、活動を支援する必要がある。(制度非対象者の「既得権」を広く認める) 制度非対象者に焦点を当てた視点 客観的・数量的？な視点 |
| <ul style="list-style-type: none"> 削減 追加性（その意味は下記のとおり） 貢献（具体的には資金提供・技術提供・ノウハウ提供等）→理論的に考えると、貢献が行われたこと又は行われるであろうことを把握・評価する手続が必要となるはず（例えば、有効な契約の存在）。 | クレジット の実体的 発生要件 | <ul style="list-style-type: none"> 削減 追加性（その意味は下記のとおり） |

| 削減義務者の貢献が根拠 (貢献説) | 根拠 | 制度非対象者の削減が根拠 (削減説) |
|--|---------------------------------------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> プロジェクトが実施されなかった場合の排出量ープロジェクトが実施された場合の排出量 その一方で、追加性の立証をある程度緩和しようという動きもある（例えば、国内クレジット制度では、追加性の立証は、投資回収年数が概ね3年以上であるか否かを基準として行うとされている。） | 追加性についての考え方 | <ul style="list-style-type: none"> 考え方としては変わらない（はず）。 制度非対象者の削減のみによってクレジットが発生するため、クレジットの売却代金等がプロジェクトに与える影響（投資回収年数等）については、元々想定の数値によらざるを得ない。その意味で、追加性の判断がある程度希薄化する契機が内在している。 【上記に加え、排出削減のみを根拠とする考え方を推し進めるのであれば、客観的に排出量が減少してさえいれば良いので、これに加えて「追加性」という要件は不要又は希薄化することにつながり易いのではないか？】【この点については更なる検討を要する】 |
| <ul style="list-style-type: none"> 削減義務者の貢献が根拠である以上、削減義務者が何らかの形で「プロジェクトに参加」することが不可欠である 制度非対象者のみがプロジェクトを実施し、クレジットを取得することは認めない 純理論的に考えれば、制度非対象者（排出削減活動の実施主体）もプロジェクト参加者となる必要が無い、と考える余地もあるかも知れない。 | ユニラテラル・プロジェクトの可否（＝誰がプロジェクトの参加者となるべきか） | <ul style="list-style-type: none"> 制度非対象者の削減が根拠である以上、削減義務者がプロジェクトに関与する必要は無い 発生したクレジットが最終的には削減義務者によって利用されるという意味において、削減義務者が関係してくる |

| 削減義務者の貢献が根拠 (貢献説) | 根拠 | 制度非対象者の削減が根拠 (削減説) |
|---|----------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 削減義務者の貢献が根拠である以上、削減義務者に（も）クレジットが原始的に帰属すると考えるのが自然 京都クレジットでは CER はプロジェクト参加者（先進国・途上国双方）に原始取得される。国内クレジットでは中小企業が原始取得するとされつつも、実際にはクレジットの記録は大企業のみ帰属するとの運用がなされている。 | クレジットの原始取得者 | <ul style="list-style-type: none"> 制度非対象者の削減が根拠である以上、クレジット全量が制度非対象者に原始的に帰属すると考えるのが自然 |
| <ul style="list-style-type: none"> 削減義務者が行うべき「貢献」の内容に明示した契約を締結する必要がある 削減義務者はクレジットを原始取得するのであるから、「削減に対して金銭的な面その他の方法で貢献すること＝プロジェクトに参加すること」により、クレジットを原始取得するための契約、という整理になるはず（＝厳密な意味での売買契約ではない。） | プロジェクト実施段階で締結される契約形態 | <ul style="list-style-type: none"> 理論的にはプロジェクト実施段階では契約は不要（客観的な削減が生じれば良いので） 但し、当該削減活動を実施するために、他者（削減義務者を含むがこれに限られない。）の協力が必要な場合には、協力の内容及び協力に対する見返りとしてのクレジットの譲渡を規定した契約を締結することはあり得る（＝実態としては、クレジット売買契約）。 |

2-2-5 途上国へも CER が配分されることの貢献説に基づく解釈

前記のような整理を行った場合に指摘される問題点として、貢献説に基づいているはずの京都メカニズム (CDM) において、途上国にも CER が配分されている事実を合理的に説明することができるのかという点がある。

①貢献は不可分であるとの考え方

一つの考え方として、先進国側の貢献が不可分であることを根拠に、排出削減量全体についてクレジットが発生するが、先進国に配分されるのはその一部であるとの考え方があり得る。

- ▶ 先進国側の貢献は不可分であるため、削減量全体に及ぶと考える
- ▶ その結果削減量全体について CER が発生すると考える

②途上国による CER の「取得」を疑問視する考え方

もう一つの考え方として、途上国側が「取得」する CER については、未だ帰属が未確定な状態にあり、途上国に帰属している訳ではないとの考え方もあり得る。帰属が未確定の CER については、先進国がこれに「貢献」した段階 (=これを先進国が途上国から取得等した段階。例えば、資金的貢献をして先進国に移転された段階) で初めて帰属が確定すると考える。この考え方は、「途上国に配分された」CER という前提それ自体にある種の立場性が含まれているのではないかと考えるのである。

上記の考え方は、京都議定書の本来の趣旨からすれば、途上国が CER を「取得」し、これを取引するような事態は想定していなかったはずであるとの理解を前提としている。このような理解が正しいことを直接的に根拠付ける条文・規則等は存在しないが、様々な状況証拠は存在する。

(状況証拠)

- ▶ 京都議定書上は、クレジットを保有するための口座簿である国別登録簿は附属書 I 国 (先進国) のみが開設することができる。
- ▶ 京都議定書第 17 条の排出権取引は、附属書 I 国のみが行いうる。
- ▶ CER を保有していても、途上国には条約上何のメリットも無い。
- ▶ 先進国が保有する CER には初期割当量の 2.5% という繰越し (バンキング) 制限があるが、途上国が「保有」する CER は想定外であるため、何の繰越し制限も存在しない。

この考え方に立つ場合、京都議定書の本来の趣旨からすれば、途上国が CER を「取得」し、これを「保有」することは認められるべきではないと考えることになる。しかしながら、現実問題として Unilateral CDM が (事実上) 認められてしまうなど、制度のゆがみが生じていることも事実である。こうした現象に対する説明としては、上記で述べたとおり、(a)途上国が CER

を「取得」しているように見るが、最終的には先進国に全て帰属するまでの暫定的なものに過ぎないとして貢献説を貫徹しようとする立場もあり得るであろう。

その一方で、(b)CDM 制度はあくまでも貢献説をベースに作成されているが、国際交渉の結果、貢献説が修正されたと見ることも可能であるように思われる。この立場（上記(b)の立場）からは、現実の制度が削減説・貢献説の二者択一的なもので割り切ることができない一つの例が CDM 制度あると見ることになる。委員会の席上では、京都議定書を作成した段階では貢献説的な考え方によっていたことは間違いないが、マラケシュ合意によって CDM 登録簿内に途上国（企業）の口座を作成することが可能となった時点で貢献説的な考え方に一定の修正が加えられ、その後 CDM 理事会によって Unilateral CDM が実質的に許容されるに至り、考え方がさらに修正されたとの指摘があった。上記(b)の考え方は、こうした歴史的な経緯にとも符合するようにも思われる。

③CDM 制度の分析を通じて

CDM 制度の関する分析については、上記（①、②—(a)、②—(b)）いずれの考え方もあり得るよう思われるが、どの立場によるとしても、CDM 制度が基本的には貢献説を基礎として設計されていることが否定されるものではないと考えられる。その一方で、どの立場によっても、CDM 制度が純粋な理念型の貢献説のみによって成り立っているとは言い切れないと考えられる。その意味においては、貢献説・削減説という分類は二者択一的なものではなく、制度を分析する際の道具概念として用いるべきものであることが明らかとなったように思われる。

なお、以上に述べた貢献説・削減説の考え方を、我が国における制度にあてはめて考えた場合、国内クレジット制度においては、中小企業等によるクレジットの取得が実務上想定されておらず、貢献説を強く意識した制度設計がなされているとの評価が可能であるように思われる。

2-2-6 まとめ

本節では、オフセット・クレジットに関する発生根拠を法的・制度的に分析することを試みた。本文中にも記載したとおり、現実の制度は削減説・貢献説の二者択一的な整理で割り切れない場合も多いが、少なくとも制度設計や制度の解釈・運用を行う際の道具概念としては、相応に有用な分類ではないかと思われる。

仮に我が国において法律に基づく制度としてオフセット・クレジットの制度が導入された場合には、オフセット・クレジットの発生要件等を条文で明示する必要があるが、こうした事態に備えて既存制度の分析・検討を進めておくことは有益であろう。本稿がその一助となれば幸いである。

2-3 排出クレジットの追加性について

事務局

2-3-1 オフセット・クレジットの発生根拠に関する分類と追加性の考え方

オフセット・クレジットの発生根拠に関する分類は、「2-2 国内で発生する排出クレジットの根拠について」において、「貢献説」と「削減説」とに整理されている。

- 貢献説・・・削減義務者が制度非対象者の排出削減に貢献したことを根拠とするもの
- 削減説・・・制度非対象者の排出量が減少したことを根拠とするもの

さらに、「追加性」に関しては、それぞれのアプローチに対して、以下のような論点が提示されている。

- 「貢献説」において、追加性の概念を無くすことを推奨する関係者も居るが、これを無くしてしまうと何でも認められてしまうことになるので、追加性の緩め方について検討が必要ではないか。
- 「削減説」において、クレジットの発生の拠り所を「非制度義務者」の排出削減に求める点を突き詰めると、追加性が緩くなることにつながるのではないか。

2-3-2 想定事例による追加性の検討

具体的に中小企業等で照明設備を変更する場合を想定し、「貢献説」と「削減説」における追加性の論点を検証する。

照明における現状技術としては、大まかに分類すると「安価であるがエネルギー効率の低い白熱灯」、「技術として確立済みでエネルギー効率も高いが白熱灯よりはコストが割高な蛍光灯」、「新規技術で最も高価であるがエネルギー効率も最も優れる LED 照明」という 3 種類の技術が存在している。

これまで白熱灯を利用していた中小企業等が照明設備を変更する場合には、「そのまま白熱灯を利用」、「白熱灯から蛍光灯に変更」、「白熱灯から LED 照明に変更」の 3 通りの手法が考えられ、必要とされるコストや期待される温室効果ガスの排出削減量にも差異がある(図 2-1 参照)。

この事例において、追加性を考慮せずに「貢献説」の立場をとれば、既に普及が進み、比較的成本も安価(3 手法の中では中位レベル)な蛍光灯に変更したとしても、「実際に排出が削減された」という事実と、「大企業等からの資金援助が無いと、中小企業等の独力では蛍光灯には変更できなかった」という事実との存在をもって、排出クレジットが発行されることになる。一方で、自力で資金を工面して白熱灯から蛍光灯に変更する中小企業等や、既に蛍光灯や LED 照明を使用している中小企業等には排出クレジットは発行されないため、不公平感が生じるこ

とが考えられる。

同様に「削減説」の立場をとって、追加性を考慮せずに、この事例を考えた場合には、白熱灯以外の技術に変更すれば排出削減が実現するため、大企業等による貢献の有無にかかわらず、蛍光灯か LED 照明に変更すれば排出クレジットが交付されることになる。しかしながら、日本国内の排出削減ポテンシャルをフルに発掘するという観点においては、3 手法のなかでエネルギー効率が最も優れる LED 照明への変更を促すことにより、その場所の照明にかかる排出削減ポテンシャルが最大限に発掘されるはずであり、設備変更に必要な投資額の小ささを理由に蛍光灯への変更が主流となってしまうと、LED 照明への需要が増大せず、量産効果も期待できないため当該技術・製品のコストが高止まりし、トップランナー技術としての LED 照明の普及が遅れる可能性も存在する（表 2-1 参照）。

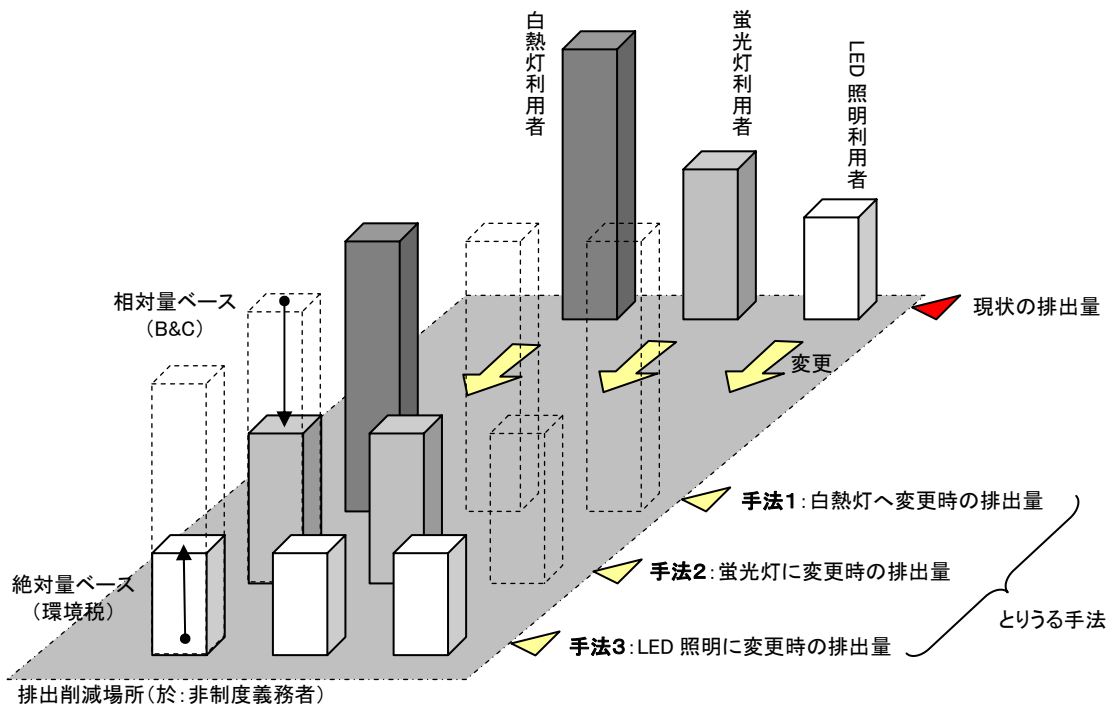


図 2-1 照明方式の変更による排出削減のパターン

表 2-1 照明方式の変更と「貢献説」「削減説」に基づくクレジット発生の可否

| ケース分類 | 貢献説でのクレジット発生 | 削減説でのクレジット発生 |
|--|--------------|--------------|
| 白熱灯から白熱灯への変更 (「削減場所自己負担/大企業からの貢献」問わず) | 発生せず | 発生せず |
| 白熱灯から蛍光灯への変更 (削減場所の自己負担による) | 発生せず | ① |
| 白熱灯から蛍光灯への変更 (大企業からの貢献を得て初めて実現) | ② | ① |
| 白熱灯から LED 照明への変更 (削減場所の自己負担による) | 発生せず | 発生 |
| 白熱灯からの LED 照明への変更 (大企業からの貢献を得て初めて実現) | 発生 | 発生 |

- 論点①：白熱灯から蛍光灯に変更することで排出量削減が見込めることは確かであるが、技術的な見地からは蛍光灯の追加性が乏しいにもかかわらず、非削減義務者の排出削減が発生根拠である点を突き詰め、クレジットを発生させても良いのか。
- 論点②：白熱灯から蛍光灯に変更することで排出量削減が見込めることは確かであるが、非制度義務者（中小企業）による費用負担が困難であり、制度義務者（大企業等）による費用負担があって初めて設備変更が実現され、排出量が削減された場合は、クレジットを発生させても良いのか。

実務上の対応として、既に取り組みがスタートしている国内クレジット制度や、東京都制度における都内中小クレジットの取扱いにおいては、制度側が典型的に排出削減のための方法論をリストアップし、クレジット発行に際し、その方法論の採用を義務付けることで、一定の追加性の担保がはかられている（論点①への配慮）。

また、国内クレジット制度においては、投資回収年数も追加性の判断の目安とされている（論点②への配慮）。

一方、対象者のCO₂排出量あたりに一律にコストを負担させる環境税のようなアプローチが、その判断基準としてのハードルを「排出量=ゼロ」に設定し、絶対的な排出量をベースとして個々の排出量の大きさを評価するのに対し、ベースライン&クレジット方式においては、排出量の基準となるべきハードルの高さは政策立案者が設定し、個々の排出量の「多い/少ない」は、このハードルを基準として相対的に決定されることになるので、ベースライン&クレジット方式におけるハードル設定の合理性についての判断が政策立案者に委ねられることになるものと考えられる。

2-4 事例研究 「国内クレジット制度をめぐる論点整理とJCTXの 自主参加型排出量取引について」

事務局

■ご講演者

株式会社日本環境取引機構代表取締役・一般社団法人日本環境取引協会代表理事
向井 征二様

■ご講演主旨（詳細は講演資料参照のこと）

1. 国内クレジット制度について

国内クレジット制度推進のためには、中小企業における1件あたりの排出削減量が少ないことに配慮した、広く中小企業の間で水平展開できるモデルが重要であり、その論点は以下の通り整理される。

- 中小企業の省エネは、「省エネチューニング」、「運用改善」が優先課題であり、設備投資、設備更新を前提とする現行制度との親和性が高くないため、プロジェクトベースだけでなく、エンティティベース（削減総量）の取り組みを評価する仕組みが不可欠であること。
- 現行のバイラテラル方式の参加制度では、大手企業の系列に属さない中小企業が、単独でパートナーを見つけることは至難であるので、ユニラテラル方式（中小企業単独参加）の道も認められるべきであること。
- ユニラテラル方式を確立するためには、ビジネスマッチングの制度化と健全な民営カーボンプレジット市場の育成が急務であり、あわせて制度運用を担う民間専門家の育成が必要であること。

2. JCTXの取り組みについて

①国内クレジット制度に関しては、ソフト支援実施機関として、中小企業等に対して以下のソフト支援を行っている。ソフト支援における主たる課題は、「排出削減事業の共同実施者（パートナー）」探しであると認識している。

- 排出削減診断支援
- 「計画」の無料作成支援
- 「計画」の審査費用支援（上限50万円）
- 「実績報告書」の無料作成支援
- 「実績報告書」の確認費用支援（上限15万円）

- ②JCTXでは環境取引^{®1}を推進しており、その仕組みにおいて、先進企業が省エネ後発企業に省エネ技術を提供し、対価としてCO₂削減クレジットを受け取ることができる。また、「省エネがわかる経営コンサルタント」として、CO₂削減アドバイザーの育成や認定にも取り組んでいる。
- ③環境取引[®]において、参加企業は温室効果ガス排出削減目標を自己宣言するとともに JCTX との間で遵守協定を締結し、排出削減目標を達成できた企業は、第三者機関による認証を受け、JCTX が削減事業者に対して VEC(Verified Eco-Credit) を発行する。この VEC は JCTX を介して、省エネ余地の少ない企業へ売却することが可能となる。

3. 今後の展開について

- ①民営の国内クレジット取引市場を配し、大企業や大規模自治体、中央省庁は「キャップ&トレード型（参加義務型排出削減活動）」の下で排出削減に取り組み、中小製造業や農林水産業、民生・業務分野、運輸業、中小規模自治体は、「ベースライン&クレジット型（自主的削減活動）」の下で排出削減に取り組むことが考えられる。また、これらの削減取組を支援する民間支援組織を構築することもポイントになる。
- ②国内版 CDM 制度の導入が本格的に進むためには、環境財取引によって内生的に地域格差が是正できるようなイメージでの取り組みが重要と考える。

¹ 環境取引[®]は株式会社日本環境取引機構の登録商標。

■委員会におけるディスカッション

①ユニラテラルなベースライン&クレジット方式を認めることに関して

- ▶ 中小企業単独のユニラテラルによるベースライン&クレジット方式を推し進める場合、ベースラインとなる排出量に対して中小企業の既得権を認めることを意味すると解釈できるのではないか。
- ▶ 国内クレジット制度の目的は中小企業の CO2 削減であるが、これと同等の効果を持つものとしては環境税が考えられ、こちらは既得権を認めないタイプの政策と考えられる。一方、国内クレジット制度は、「頑張った人には飴を与える」制度と考えられる。
- ▶ ベースライン&クレジット方式において、ユニラテラルやエンティティベースの考え方を強化していくと、最終的には環境税と同等になるのではないか。
- ▶ どの手法が正しいかを理論的に導出することも重要であるが、最終的な評価は、排出総量削減にどれだけ貢献できたかによるものと考えられる。

②国内クレジットの発生根拠に関して

- ▶ 国内クレジットの実態として、大企業や ESCO 事業者が自社製品やサービスを売り込むためのツールやマーケティングの一環として制度を活用している側面がある。このようにして取り組みが拡大することは歓迎であるが、国内クレジットを原始取得するのは、「実際に汗をかいた」中小企業であるべきと考える。
- ▶ この点については、「大企業が取得するのか、中小企業が取得するのか」という問題ではなく、「排出総量削減に貢献した人に発生させるのか、削減場所である中小企業に発生させるのか」の対立軸として考え方を整理すべきである。また、国内クレジット制度は「汗をかいた」ことを評価するのではなく、「排出量が削減された分」を評価するものであるため、「汗をかく」が何を意味するのかを考える必要がある。

※その他の質疑応答については、「参考資料1 第2回委員会 議事要旨」を参照のこと。

国内クレジット制度をめぐる論点整理と JCTXの自主参加型排出量取引について

2009年11月17日

株式会社日本環境取引機構代表取締役
一般社団法人日本環境取引協会代表理事
向井征二

URL: <http://jctx.org>
E-mail : mukai@jctx.org

JCTXグループの歩み

- ◆2004年4月:名古屋でCDM名古屋モデル研究会を設立、中小企業の省エネ支援のために京都メカニズムを国内で展開することを向井代表が提唱。
- ◆2004年9月:国立大学法人名古屋大学情報文化学部と産学連携協定を締結。名古屋大学との共同研究で、東海地区の1種2種事業者対象に気候変動問題に関する意識調査を実施(2回)。
- ◆2005年7月:中間法人名古屋環境取引所を設立、名古屋市中区にオフィス開設。
- ◆2005年7月:環境省より地域協同実施排出抑制対策推進モデル委託事業を受託(2期連続)。
- ◆2006年2月:名古屋大学と共同研究でGHG排出量取引演習(計4回実施)
- ◆2006年9月:東京環境取引所を開設。その後、各地域に環境取引所を開設。
- ◆2007年3月:地域環境取引所をサポートする目的で、株式会社設立。
- ◆2007年5月:経済産業省が国内CDMを制度化するため「中小企業等CO2排出削減検討会」発足、向井代表が委員に。
- ◆2008年2月:「環境取引」を商標登録(16類・36類)
- ◆2008年3月:環境省・カーボンオフセット指針に基づきVERの認証基準に関する検討会発足、向井代表が委員に。
- ◆2008年6月:上海市節能(=省エネ)協会主催の省エネシンポジウムで向井代表が講演。日中韓三極環境取引機構ネットワーク構想を発表。
- ◆2008年12月:経済産業省より、国内クレジット制度推進のためのソフト支援事業(第1期)受託。
- ◆2009年9月:経済産業省より、ソフト支援事業(第2期)受託。

国内クレジット制度とは

○対象

中小企業等(自主行動計画に参加していない企業)が行う排出削減事業で、大企業等(自主行動計画に参加している企業)との共同事業を原則とする。

○要件

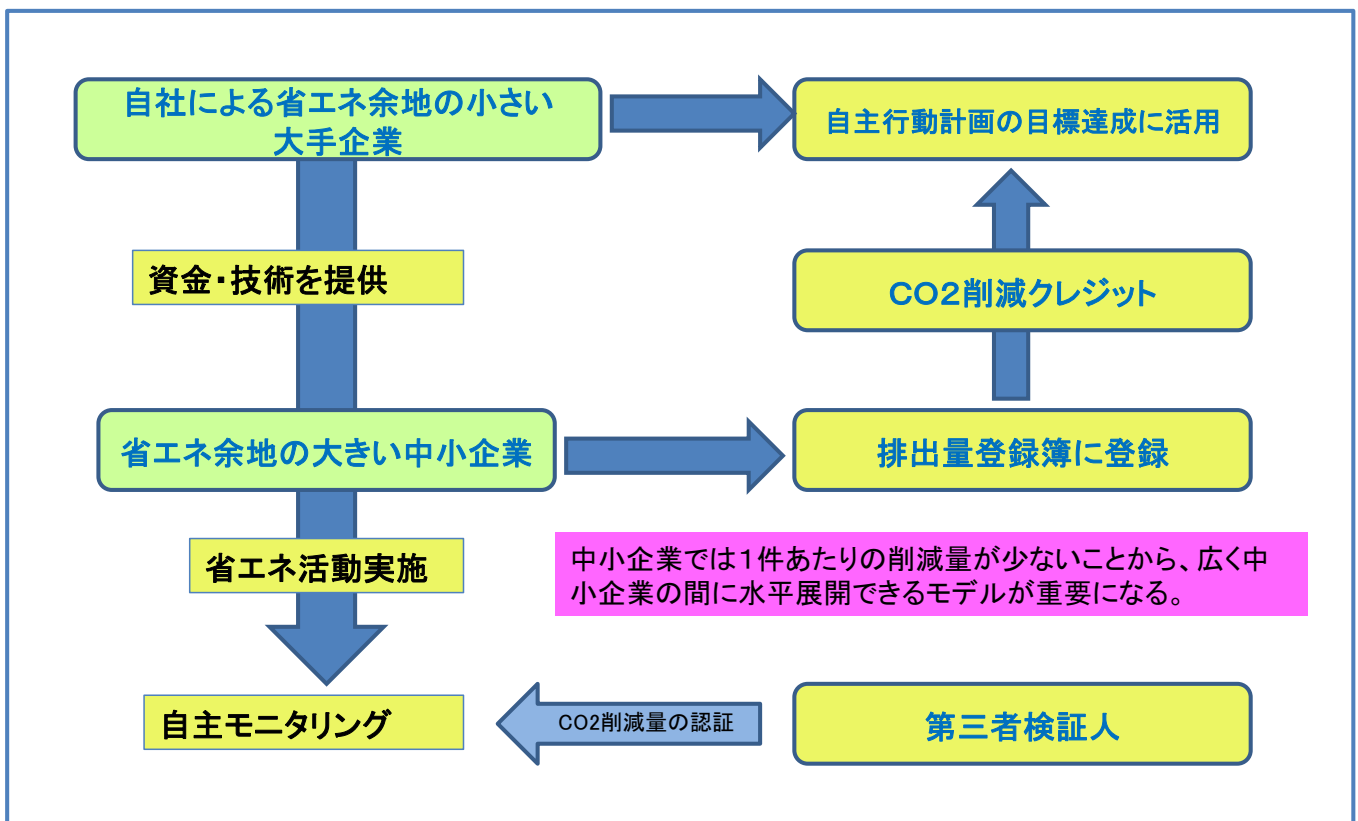
排出削減事業は次に掲げる要件のいずれも満たすもの

- 日本国内で実施されること。
- 追加性を有すること。
- 承認された排出削減方法論に基づいて実施されること。
- 審査機関又は審査員による審査を受けていること。

○国内クレジットとして認証された削減量を、国内クレジット管理システム(登録簿)において償却することで国の京都議定書目標達成に資する。

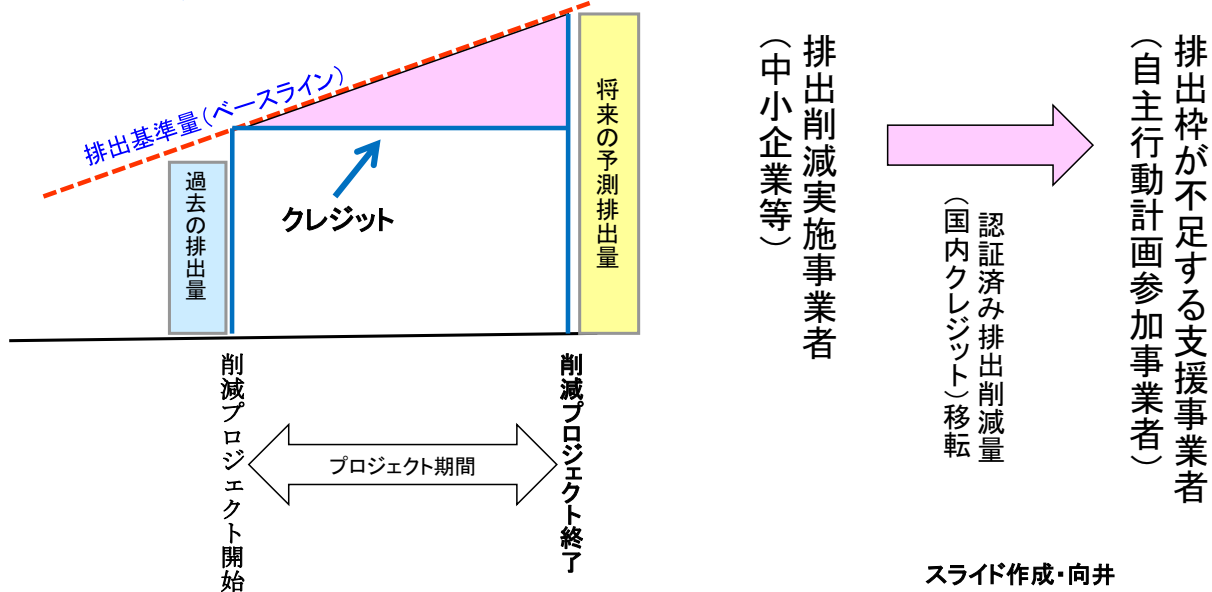
3

国内クレジット制度のイメージ



B&C型 国内クレジット制度

- 排出削減プロジェクトの実施を前提とする。
- 事業者が削減プロジェクトを実施しなかったと仮定した場合（BAUケース）の将来の排出量を推計し、これを排出基準量（ベースライン）とする。
- 同時に、プロジェクトを実施した場合の排出量を算出し、これがベースラインを下回った場合に、差分をクレジットとして発行する。
- B&C方式では、排出者の排出枠が不足することはなく、その不足分を補う必要もない。つまり、排出者は常にクレジットの売り手であり、買い手になることはない。
- したがって、排出枠が不足する買い手の存在が不可欠である。



5



Japan Carbon & Technology Exchange

国内クレジット制度進化のための論点整理

- ① 中小企業の省エネは、「省エネチューニング」「運用改善」が優先課題である。
※「省エネチューニング」は、建物の運用実情を最も知っている管理者が主体となって実施する重要な省エネ推進活動で、建物の負荷(エネルギー消費)特性や建築設備の使用や運用状況等に基づき、省エネ運転を実現する過程。
- ② 設備投資、設備更新を前提とする現行制度は中小企業の省エネ努力を反映しない。
- ③ プロジェクトベースだけでなく、エンティティーベース(削減総量)の取り組みを評価する仕組みが不可欠である。
- ④ 現行のバイラテラル方式の参加制度では、大手企業の系列に属さない中小企業が単独でパートナーを見つけることが至難である。
- ⑤ ユニラテラル方式(中小企業単独参加)の道も認められるべきである。
- ⑥ そのためには、ビジネスマッチングの制度化と、健全な民営カーボンのクレジット市場の育成が急務である。
- ⑦ 制度運用を担う民間専門家の育成が必要である。

6

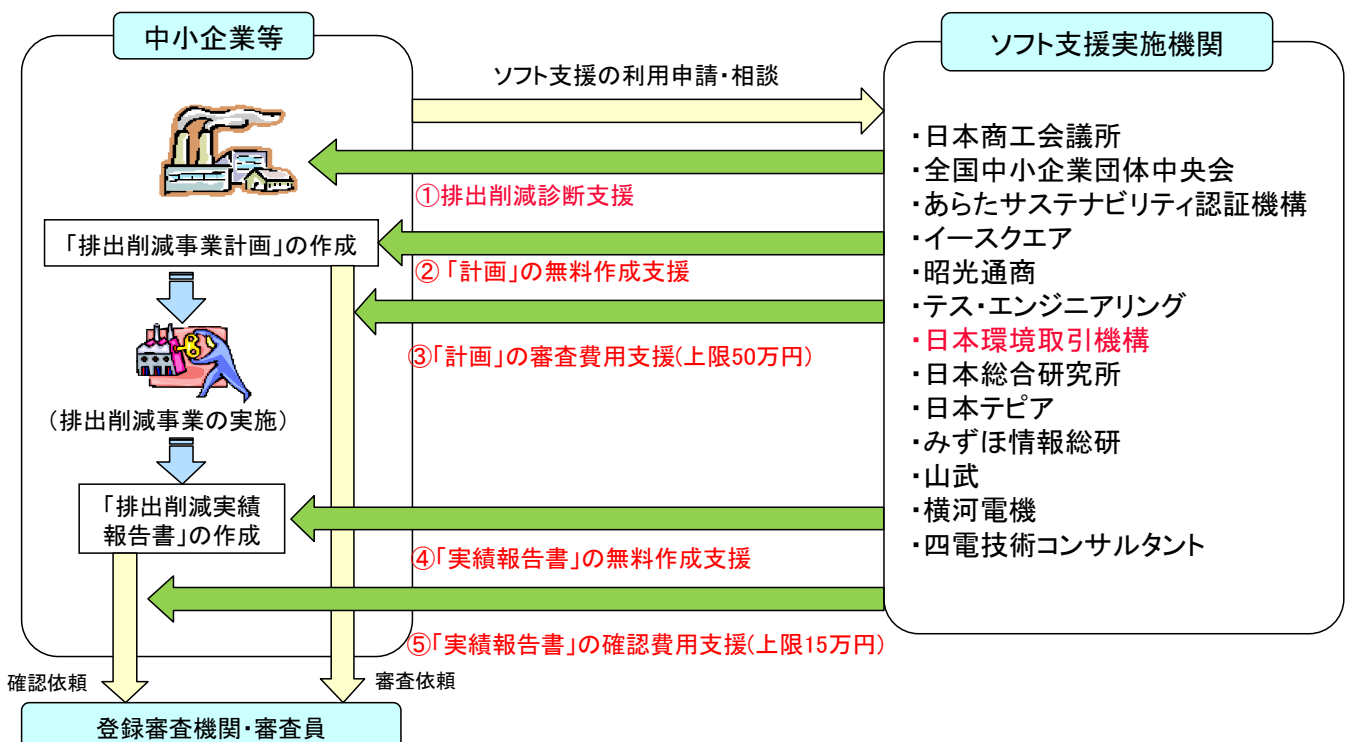
運用改善を中心とした中小企業の削減ポテンシャル

| 社名 | GHG排出量 | | 削減可能量 (t ・ CO_2 /年) | 削減率 (%) |
|--------------|------------------------------------|-------------------------------------|---|------------|
| | 現状(t ・ CO_2 /年) | 改善案(t ・ CO_2 /年) | | |
| A(製紙) | 63,284 | 60,790 | 2,494 | 3.9 |
| B(タイル製造) | 21,201 | 20,595 | 606 | 2.9 |
| C(セラミック管製造) | 4,667 | 3,794 | 873 | 18.7 |
| D(樹脂部品製造) | 961 | 781 | 180 | 18.7 |
| E(食品製造) | 714 | 620 | 94 | 13.2 |
| F(廃棄物処理工場) | 475 | 430 | 45 | 9.5 |
| G(自動車部品製造) | 217 | 202 | 14 | 6.5 |
| H(中規模事務所ビル) | 205 | 140 | 65 | 31.7 |
| I(航空機部品製造) | 153 | 109 | 44 | 28.8 |
| J(自動車部品製造) | 130 | 63 | 67 | 43.8 |
| K(機械修理工場) | 114 | 97 | 17 | 14.9 |
| L(コンビニ・新旧2店) | 71 | 57 | 14 | 19.7 |
| M(小規模事務所ビル) | 68 | 66 | 2 | 2.9 |
| N(小規模事務所ビル) | 57 | 55 | 2 | 3.5 |
| O(製パン作業所) | 19 | 18 | 1 | 5.3 |
| 合計 | 94,139 | 89,472 | 4,518 | 4.8 |

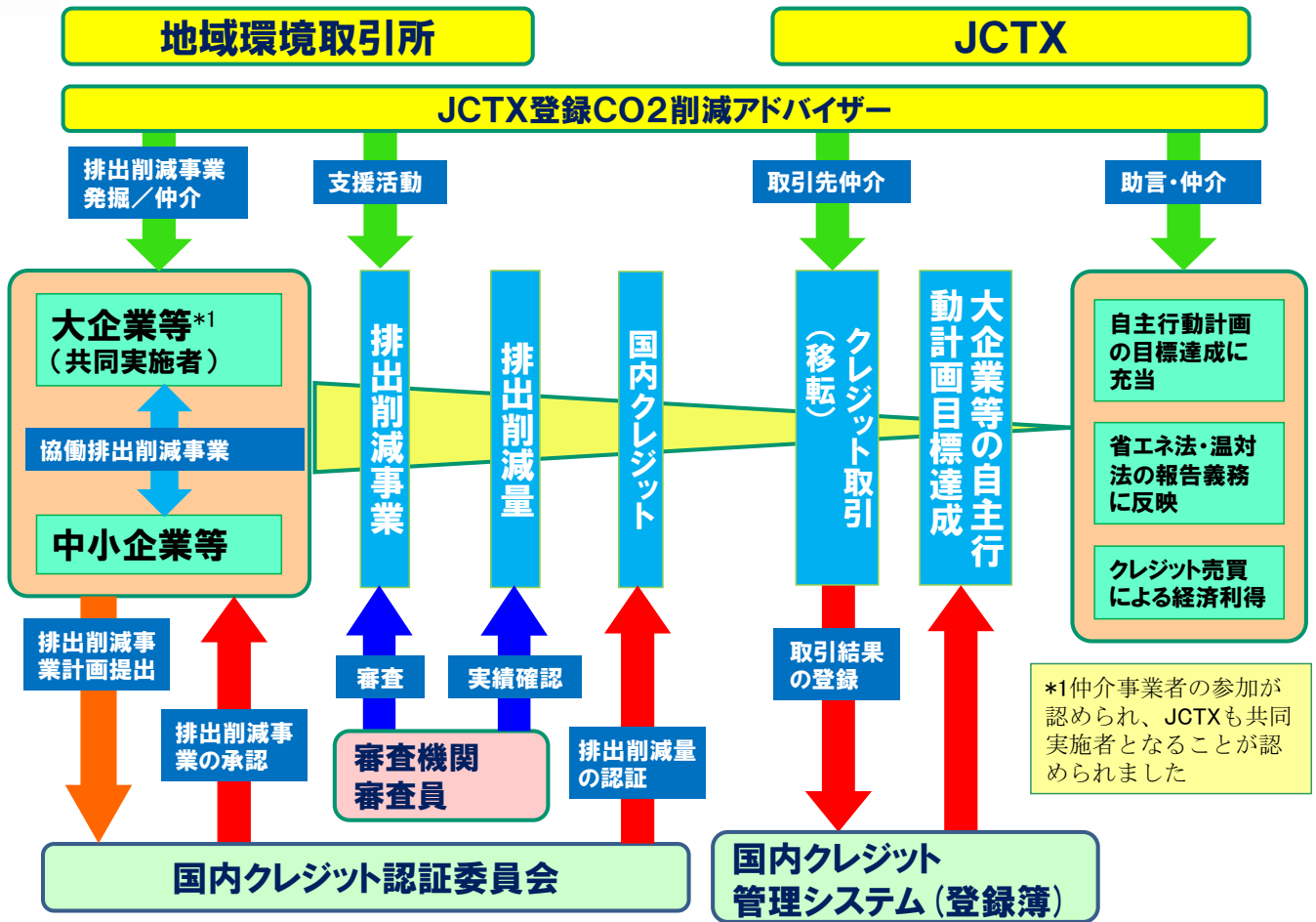
出所：環境省・地域協同実施排出抑制対策推進モデル委託事業により名古屋環境取引所の実施した中小企業省エネ診断の結果から

2009年度ソフト支援事業

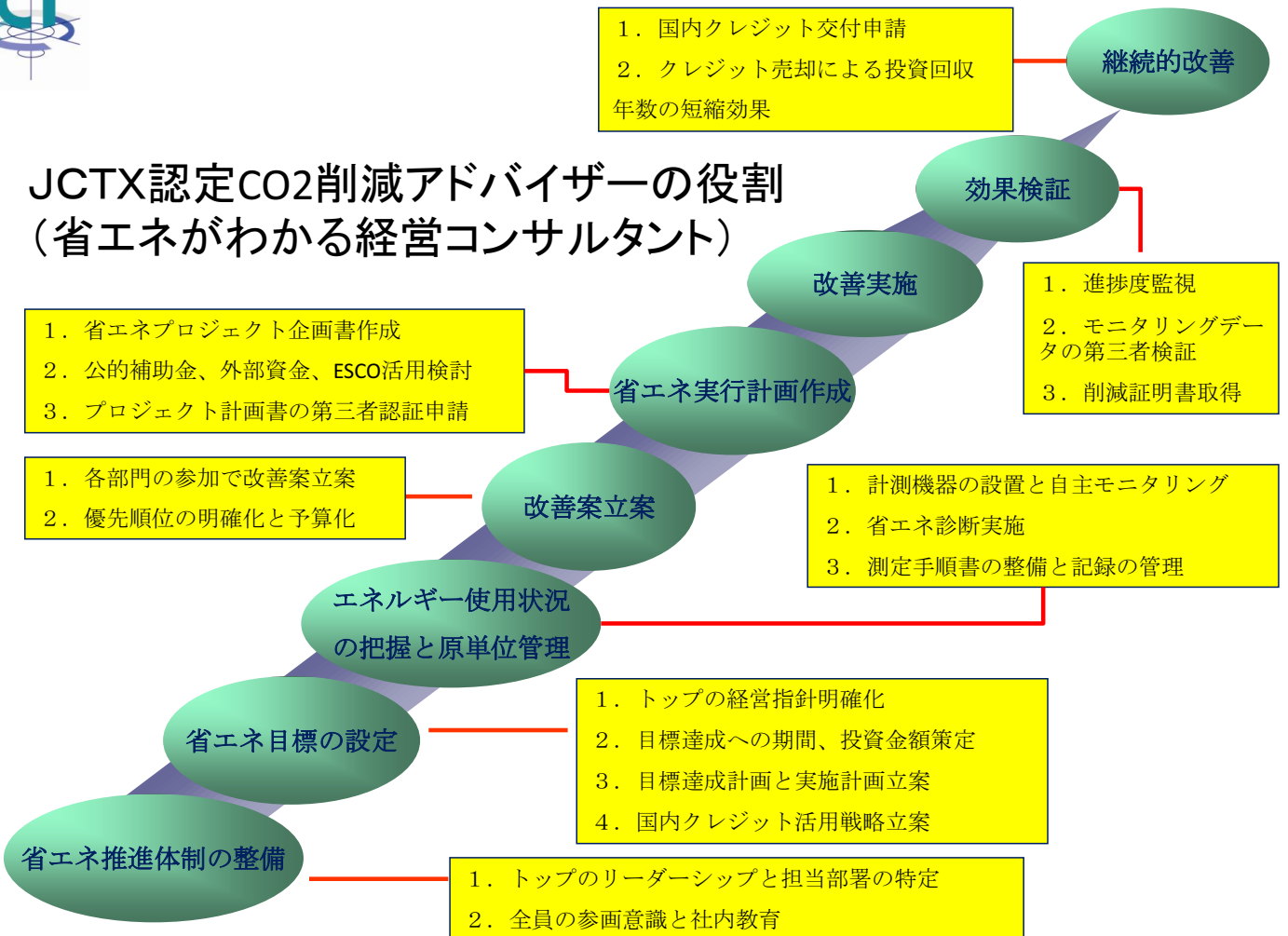
ソフト支援事業は、国内クレジット制度の活用が期待される中小企業等を対象に、経済産業省が選定したソフト支援実施機関を通じて、以下の支援等を実施します。



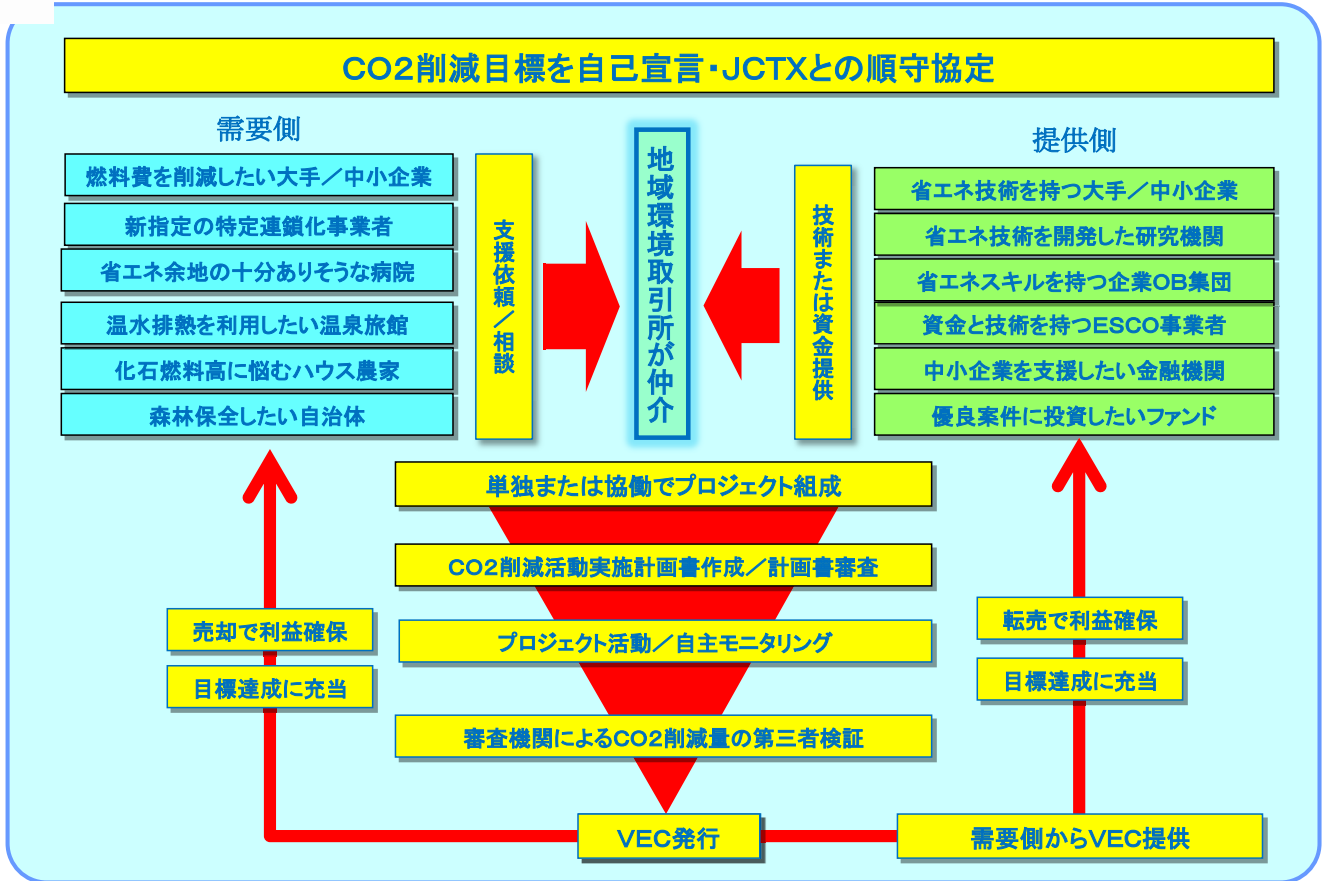
国内クレジット制度と環境取引[®]



JCTX認定CO2削減アドバイザーの役割 (省エネがわかる経営コンサルタント)

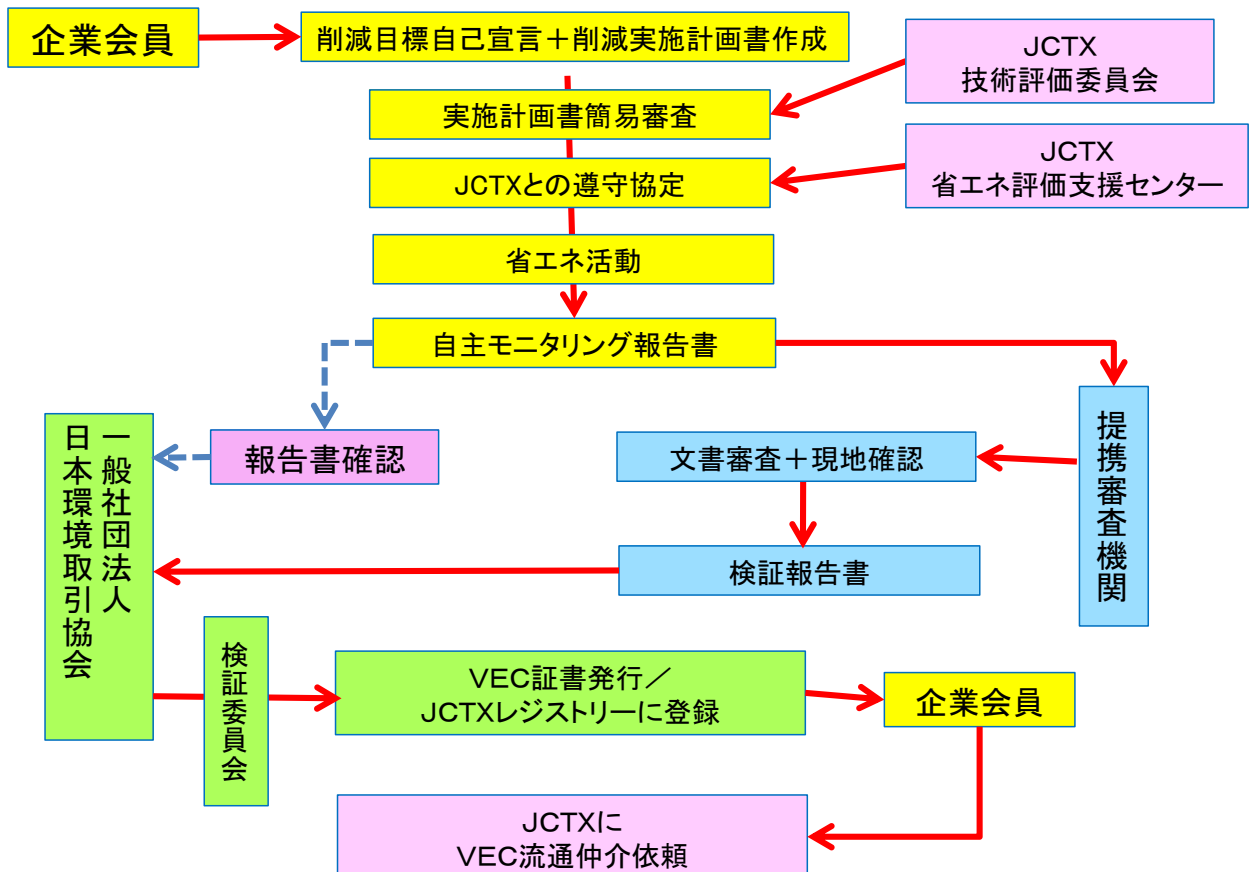


環境取引®の仕組み



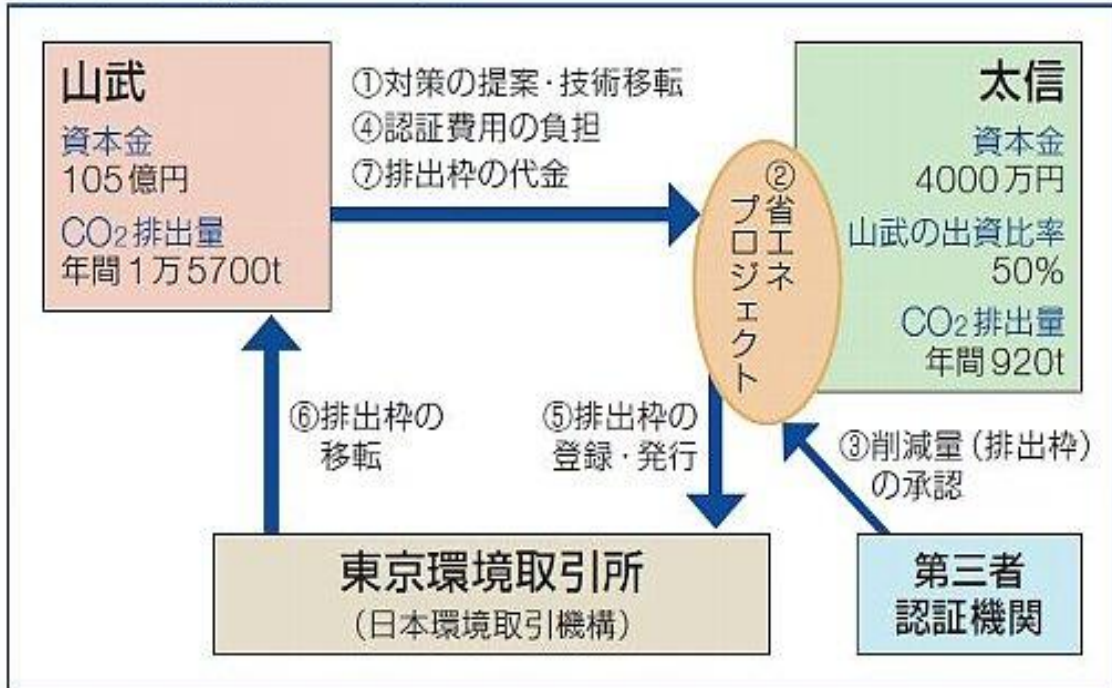
向井作成

VECの発行から流通まで



向井作成

●民間主導の国内版CDMの仕組み



WEB版日経エコロジー (08年5月9日)

<http://business.nikkeibp.co.jp/article/manage/20080508/155628/>

CO₂排出削減証書

Verified Eco-Credit Certificate

株式会社 ○○ 殿

下記のとおりCO₂排出削減量が確定したことを証明します

CO₂排出削減量: 188t-CO₂

対象事業者: 株式会社 ○○

対象事業所所在地: ○○県○○市○○○

主な排出源: 電気、LPG、灯油

基準期間: 2006年4月1日 ~ 2007年3月31日

対象期間: 2008年4月1日 ~ 2009年3月31日

削減ユニット番号: JX 00001 00188 00001 091101

証書番号: 2009110100100

発行日: 2009年11月1日

発行機関
一般社団法人日本環境取引協会
名古屋市中区丸の内3-9-16

第三者認証機関
株式会社 ○○ ○○
東京都港区赤坂2-2-19

国内で流通する主なクレジット(環境価値)の種類と用途

| 種類 | 概要/クレジット発行者 | 国内排出量取引制度の試行事業(試行制度)で生まれる排出枠 | 国内クレジット | J-VER | オフセット・クレジット(J-VER) | VEC (Verified Eco-Credit) | グリーン電力証書 | グリーン熱証書 ※1 | 東京都排出枠A ※1 | 東京都排出枠B ※1 | 東京都排出枠C ※1 |
|------------------------------|--|------------------------------|---------|-------|--------------------|---------------------------|----------|------------|------------|------------|------------|
| CER | 国連が認証したCDM(クリーン開発メカニズム)事業で生まれた排出枠/国連 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 国内排出量取引制度の試行事業(試行制度)で生まれる排出枠 | 試行制度で企業が設定した目標を超えて削減した際に生まれる排出枠/日本政府 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 国内クレジット | 経済産業省の国内クレジット制度から生まれる排出枠/国内クレジット認証委員会(日本政府) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| J-VER | 環境省の自主参加型排出量取引制度(J-VETS)から生まれる排出枠/日本政府 | △ ※3 | ○ | △ ※3 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| オフセット・クレジット(J-VER) | 環境省のオフセット・クレジット制度から生まれる排出枠/オフセット・クレジット認証委員会(日本政府) | × | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| VEC (Verified Eco-Credit) | 民間の日本環境取引機構が第三者機関の認証を経て発行する排出枠/日本環境取引機構 ※5 | × | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| グリーン電力証書 | グリーンエネルギー認証センターが認証した自然エネルギーの環境価値/民間の証書発行会社など | × | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| グリーン熱証書 ※1 | 2009年から経済産業省と東京都が導入予定。太陽熱やバイオマス、地熱など自然由来の冷熱利用にCO ₂ 排出の削減価値を認め、証書として流通させるもの/未定 | × | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 東京都排出枠A ※1 | 東京都が2010年から導入を予定しているキャップアンドトレード型の排出量取引制度で、対象事業所の排出量が排出上限より下回った際に生まれる排出枠/東京都 | - | ○ | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 東京都排出枠B ※1 | 東京都が2010年から導入を予定しているキャップアンドトレード型の排出量取引制度で、都内の中小規模事業所が省エネにより削減した際に生まれる排出枠/東京都 | - | ○ | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 東京都排出枠C ※1 | 東京都が2010年から導入を予定しているキャップアンドトレード型の排出量取引制度で、都外の事業所における削減量(一定の制限付き)/東京都 | - | ○ | - | - | - | - | - | - | - | - |

ーは未定
 ※1: 東京都の排出量取引制度および排出枠、グリーン熱証書についてはまだ制度が確定していないため、実際には表中の記述と異なる可能性がある

※2: 自然エネルギー導入に関するものは除く

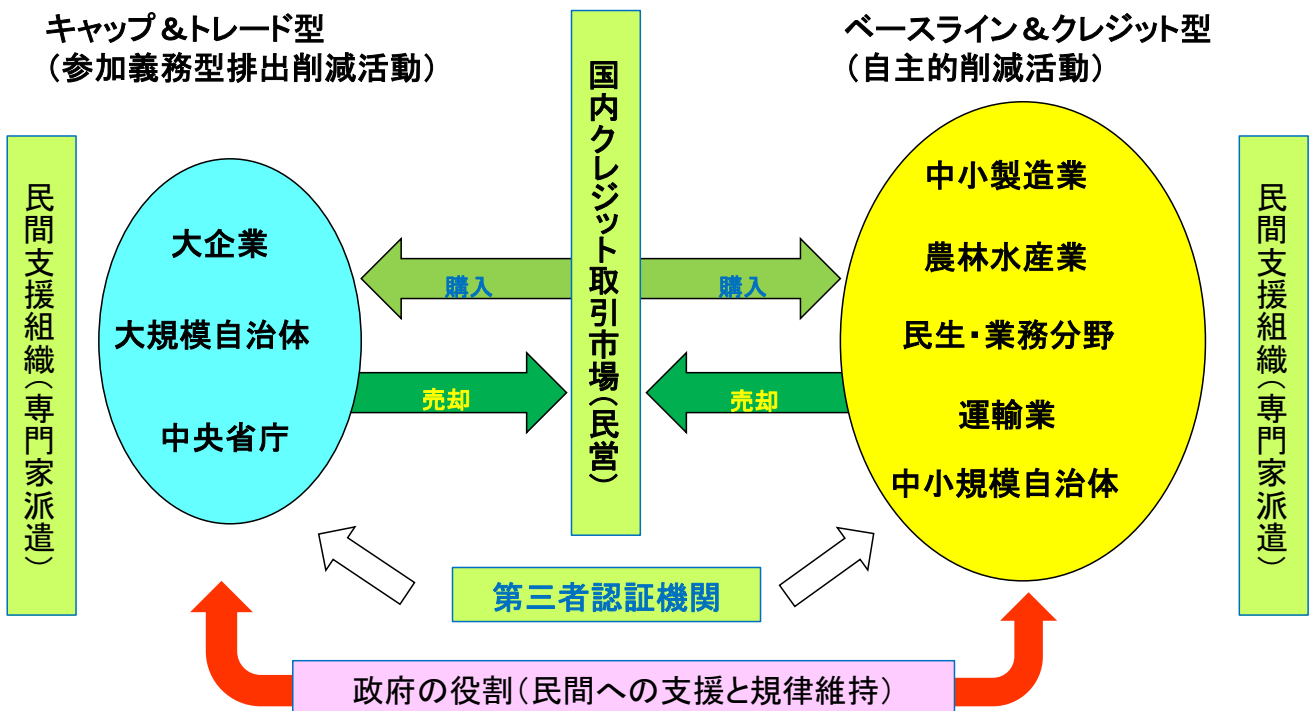
※3: 一部制限あり

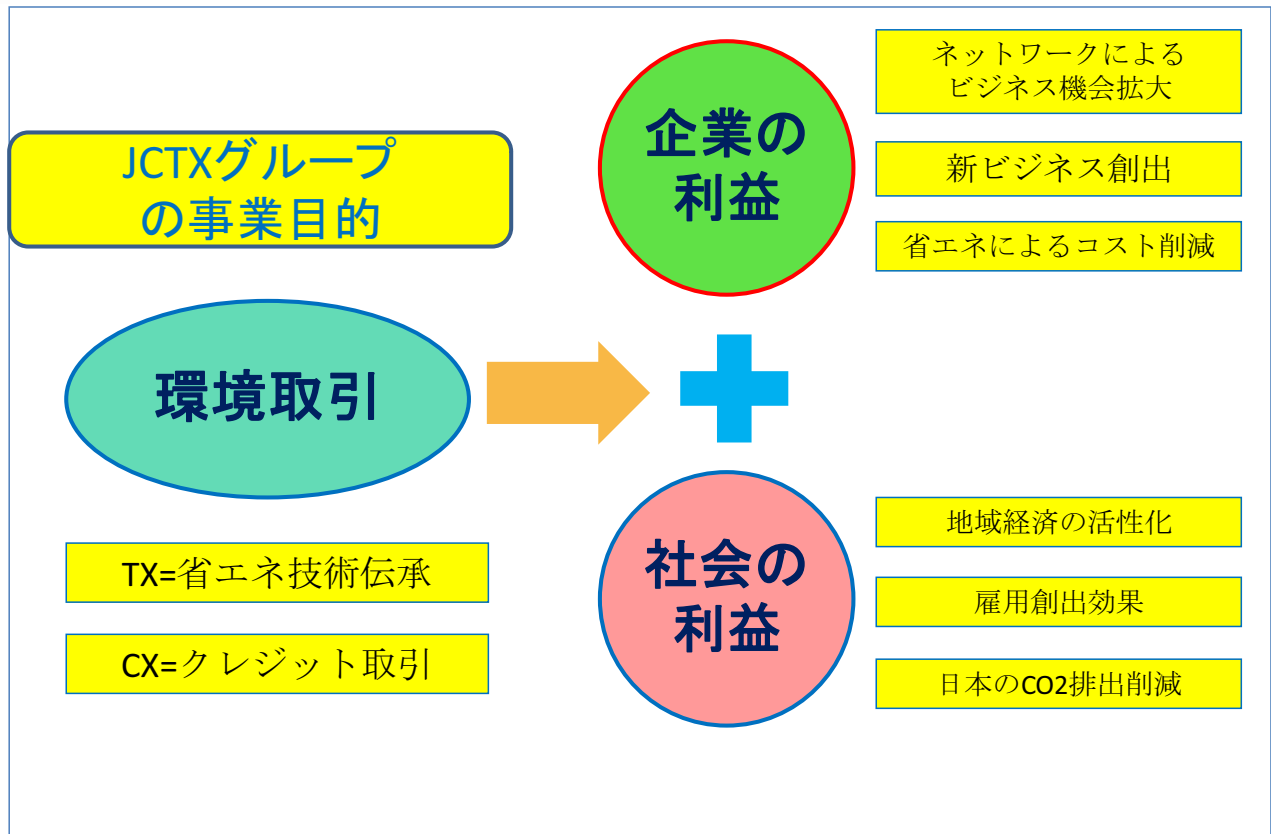
※4: 他者のエネルギー使用の合理化と日本全体のエネルギーの使用の合理化に資するもので、知識および経験を持つ中立的第三者の検証を受けるものであれば可能性あり。自然エネルギーへの転換など省CO₂事業などは除く

※5: 2009年4月以降は、日本環境取引機構から機能を分離した中立機関の社団法人日本環境取引協会

日経エコロジー(2009年3月号)より

国内排出量取引制度・ニッポン型ハイブリッドモデル (向井試案)





お問合せ先

株式会社日本環境取引機構(英文名称 Japan Carbon & Technology Exchange)

■名古屋事務管理センター

〒461-0001 名古屋市東区泉1-22-35 チサンマンション桜通久屋808
電話052-961-2790 FAX052-961-2805

■省エネ評価支援センター/JCTX名古屋研修センター

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-9-16 石塚ビル6B
電話052-972-7670 FAX052-961-2805

■本社/事業企画部/ソフト支援事務局

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-16-3 第18山京ビル903号
電話03-3527-9581 FAX03-3277-2388

第3章 東京都における排出総量削減義務と排出量取引

3-1 制度研究 「東京都の総量削減義務と排出量取引に関する会計処理」

事務局

■ご講演者

| | | | | | |
|-----------------|---------|----------|----|----|---|
| 東京都環境局 | 都市地球環境部 | 制度調整担当係長 | 山内 | 真 | 様 |
| 東京都環境局 | 都市地球環境部 | 総量削減課 主事 | 高岡 | 路枝 | 様 |
| 株式会社あらたサステナビリティ | | 取締役 | 寺田 | 良二 | 様 |
| 株式会社あらたサステナビリティ | | 主任研究員 | 中坪 | 治 | 様 |

■ご講演主旨

制度詳細は東京都環境局ホームページを参照のこと。

URL <http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sgw/jorei-kaisei20080625.htm>

1. 東京都総量削減義務と排出量取引制度の概要

1-1)都制度の特徴

- ①排出枠の事前交付はないこと
- ②一の義務に対して複数の義務者がいること
- ③削減義務は、削減義務期間（複数年度）の合計排出量に対して課されること

1-2)排出量取引と削減量口座簿の仕組み（案）

①排出量取引の対象となるものの種類

- 削減義務者から発生するもの：**超過削減量**、その他ガス削減量（取引は不可）
- オフセットクレジット：**都内中小クレジット**、**再エネクレジット**（再生可能エネルギーの環境価値としての「**環境価値換算量**」と、グリーン電力証書等から発電量を特定し当該発電量に排出係数を乗じて削減量をクレジット化するものなどとしての「**その他削減量**」）、**都外クレジット**

②口座の種類及び性格（案）

- 知事の管理口座、指定管理口座、一般管理口座の3種類を設け、後者2種類を事業者が管理することをイメージ。
- 指定管理口座は事業所毎の状況を表す記録簿のイメージ（ここでは財産権性は無い）。
- 一般管理口座は事業者ごとのクレジット等の資産の保有状況を表すイメージ（ここで初めて財産権性が生じる）。

③クレジット等の移転パターン（案）

- 一般管理口座から一般管理口座への移転・・・一般的な排出量取引。財産権性の帰属が移転する。
- 指定管理口座から一般管理口座への移転・・・指定管理口座に記録された超過削減量についての義務者間での保有者決定。財産権性が発生する。
- 一般管理口座から指定管理口座への移転（不可逆）・・・事業所の義務履行。財産権性が消滅する。

2. 「都制度における排出量取引にあたっての具体的会計処理（案）」

検討している会計処理案については、ASBJ 実務対応報告第 15 号に基づくものと、クレジットの資産性を会計上認識するものと 2 種類を検討したが、ASBJ での検討状況などを鑑み、前者の案を中心に説明。

2-1)削減義務者の会計処理

- ①制度運用過程で発生する取引の種類を 30 程度に分類し、具体的な会計処理案を検討。
- ②超過削減量に対し、クレジットが交付された段階（厳密には、都制度では、指定管理口座に発行されたクレジットが一般管理口座に移転された段階）では「仕訳なし」とし、これを売却した場合も、仮受金等の未決算勘定で処理する（ASBJ 実務対応報告第 15 号との整合）。
- ③削減義務者が「グリーン電力証書」を購入して、これを都制度におけるオフセットクレジットとして登録する場合は、いったん仮払勘定として計上しておき、登録後、然るべき資産勘定に計上する（グリーン電力証書を都制度の下で利用できるクレジットに変換するプロセスが発生することへの対応）。
- ④義務不履行に対する措置命令や、措置命令にも従わずに罰則適用となった場合についても具体的処理案を例示。

2-2)削減義務者以外の中小規模事業者、仲介事業者等の会計処理

主にオフセットクレジットに関する取引を 5 種類程度に分類し、具体的な会計処理案を例示。

2-3)無償譲渡時の会計処理

関連企業もしくはグループ企業の間でのやりとりとして、「無償譲渡」が想定されたため、「無償譲渡した場合」と「無償譲渡を受けた場合」とで具体的な会計処理案を例示。

2-4)同一法人内でのオフセットクレジット又は超過削減量の移転

自社サイトで取得した超過削減量または自社組成のオフセットクレジットを同一法人内の他のサイトに移転するような場合は、内部取引となるので会計処理はおこなわない。

3. ASBJ 排出権取引専門委員会での東京都制度に関する審議状況（黒川委員長）

ASBJ 排出権取引専門委員会における都制度の会計処理に関する審議状況などを情報提供。

3-1)ASBJ の審議スケジュールなど

- ①2月25日に第13回排出権取引専門委員会が開催され、ASBJ としては実務対応報告第15号を変更せずに都制度の会計処理に対応することを想定している模様。
- ②あと1回の委員会（3月15日・第14回排出権取引専門委員会）が予定されており、3月末から4月初めのASBJ 本委員会でASBJ としてのスタンスを決定するものと思われる。

3-2)ASBJ 実務対応報告第15号の範囲で対応する背景への推測

- ①IASB における ETS の会計処理の議論が遅れており、先に都制度向けに実務対応報告を改正してしまった場合に、また、IFRS とのコンバージェンスで改正が必要となる可能性への危惧。
- ②実務系の専門委員からの簡便な会計処理へのニーズへの対処。
- ③排出削減の実現を重視した場合、削減に取り組み易い環境を用意することが重要であるという制度側から実務側への配慮。
- ④計画期間内（5年間）において、一般管理口座（資産性あり）と指定管理口座（資産性なし）との間の移転タイミングを事業者側が裁量できること、および上記移転タイミングにともなう計画期間終了時の超過削減により生じたクレジットの利益計上や配分にも裁量の余地があることに対する配慮。

■質疑応答（Q：質問、A：回答、C：コメント）

Q：一般管理口座から指定管理口座を経由しないと義務充当できないような設計の背景はどのようなものか。

A：「削減義務が事業所単位であることから、事業所としての義務履行状況の明確化が可能」という点と、「指定管理口座に移してバンキングすることによる、削減義務者の交代への対応」という点への対応も配慮したもの。

C：「複数の事業所を持つ一の義務者が義務履行する場合に、どの事業所の義務履行のためにクレジットを義務充当口座に移転させたかが把握し易い」、「一の事業所に複数の義務者が居る場合に、個々の義務者が一般管理口座からばらばらに義務充当口座に移転させるよりも、指定管理口座からまとめて義務充当させる方が制度側も運用し易い」という利点もある。

Q：グリーン電力証書について、これまでの認識によれば資産性が無かったため、費用処理する方向で整理した経緯があるが、都制度においては、資産性が認められるのか。

A：グリーン電力証書は、一旦、都制度のクレジットに変換することで利用が可能となり、H20

年度以降に発行されたグリーン電力証書が有効となる。一旦、費用処理してしまったグリーン電力証書を、都制度の下でクレジットに変換して使うとすれば、原価ゼロでクレジットが発生する処理になると思われる。

Q：クレジットの価格情報はいつ頃からどのくらいの頻度でされるのか。

A：口座簿の整備ができ、都の仕組みの中で取引が記録されるのは H23 年度からとなるので、情報提供はそれ以降となる見込みであり、頻度は年 1 回か四半期に 1 回程度と想定される。

C：5 年間通算の削減不足量確定時の会計処理について、未確定であれば引当金でよいかもしれないが、不足量が確定したときに引当金を計上することとされている点に違和感を覚える。

※その他の質疑応答については、「参考資料 1 第 5 回委員会 議事要旨」を参照のこと。

第4章 排出クレジットに関連する国内外の動向

4-1 制度研究 「気候変動情報の開示を巡る動向」

事務局

■ご講演者

有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士 脇田一郎様

■ご講演主旨

1. 気候変動が企業に及ぼす影響と投資家の開示要求

1-1)気候変動が企業に及ぼす影響は、以下の通り「規制リスク、自然リスク、戦略リスク、開示リスク」に大別される。

- 規制リスク：関連法・自主規制の強化等による企業の温暖化対策の範囲・手法・実施コストが増減するリスク
- 自然リスク（物的リスク）：温暖化がもたらす自然災害等により直接的・間接的に事業や試算が損害を被るリスク
- 戦略リスク：温暖化に対する消費者の意識や市場の変化が企業経営や事業戦略に影響を及ぼすリスク
- 開示リスク：温暖化対策に関わる企業の情報公開の手法・程度が、ステークホルダーの評価に影響を及ぼすリスク

1-2)特にステークホルダーの筆頭とみなされる機関投資家からは、以下の項目について開示が求められている。

- 気候変動リスクに関する情報開示のためのグローバル・フレームワーク（2006年、CRDI）：「過去、現在及び将来温室効果ガス排出量」、「気候変動リスクの戦略的分析と排出量マネジメント」、「物的リスクの評価」、「規制リスクの分析」
- カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト CDP2009（CDP7）質問表：「リスクと機会」、「GHG 排出量算定、排出原単位、排出権取引」、「パフォーマンス」、「ガバナンス」

2. CDSB（気候情報に関する開示基準審議会）の取り組み

2-1)CDSBは2007年のダボス会議で設立され、気候変動情報の制度開示（annual reportにおける開示）を目指し、報告フレーム策定（2010年第3四半期に公表予定）を目的としている。組織は「Board、Advisory Committee、Technical Working Group」から構成され、日本の公認会計士協会からも Technical Working Group に参画している。

- Board：CDP, CERES, The Climate Group, The Climate Registry, IETA, WEF, WRI

- Advisory Committee : 機関投資家等
- Technical Working Group : 世界 4 大会計事務所、会計士協会（日、英、加）、金融・エネルギー企業

3. CDSB 報告フレームワークの概要

3-1)CDSB 報告フレームワークでは、気候変動情報について、制度開示書類の「財務諸表以外の情報」部分に取り込むことを検討中であり、そのためには以下の点に配慮が必要となる。

- 財務諸表における概念フレームワーク等との調和
- 他の非財務情報開示との調和と、非財務情報開示のフレームワークとの整合
- 任意開示情報（CSR 報告書など）との調和

3-2)CDSB 報告フレームワークの主な特徴としては、以下の項目があげられる。

- 監査済み財務諸表を含む投資家向けの年次報告書（制度開示）におけるガイドラインを目指す。
- 適用範囲は、監査済み財務諸表を作成している企業とし、連結ベースとする。
- 報告期間は年次開示とする。
- 一律の開示ルール策定は困難であることから、報告の基礎となる「原則」を規定し、意思決定に有用な情報の質的特性を定義し、これをガイドとして企業に適した開示内容や開示方法を具体的に選択決定する。
- 保証に関し、監査対象では無いものの、監査済み財務諸表と重要な矛盾が無いことを期待する。

※CDSB 報告フレームワークの具体的な目次や詳細な特徴については講演資料参照のこと

3-3)今後の予定として、費用対効果分析の追加作業を行い、特別プロジェクト（バウンダリーと連結方法の明確化、国際的な法制調査）や多方面との対話・共同作業を展開した後、2010 年中頃にフレームワーク改訂を目指す。一部間に合わない事項も発生する。

4. 気候変動情報開示を巡るその他の動き

IASB による「経営者による説明（Management Commentary）」公開草案の公表や、日本公認会計士協会が「投資家向け制度開示書類における気候変動情報の開示に関する提言」を公表するなど、CDSB 以外にも気候変動情報開示に関連する取り組みが進められている。

■質疑応答（Q：質問、A：回答、C：コメント）

Q：機関投資家が気候変動情報開示を強く要求する理由はどこにあるのか。機関投資家にお金を預けた側からの評価を気にしていることも一因ではないか。

A：お金を預けた側への説明責任が機関投資家には存在する。さらに、気候変動への取り組みが企業業績に影響を及ぼすのであれば、そのような低炭素の属性を付加した商品やサービスを提供する企業が成功すると考えられ、そこに投資することでリターンを期待できるとともに、低炭素化の実現のための資金を提供していることにつながるとも考えられる。

Q：投資家を対象とする情報開示であれば、年次ベースの有価証券報告書よりも四半期ベースの決算短信の方が速報性の点で優れているのではないか。

A：例えば温室効果ガス排出量の集計など、実務の点で、決算短信のインターバルには対応が難しい可能性がある。また、気候変動への取り組みは長期的な視野で行われる特性があると思われる、これらの点から CDSB では年次ベースの取り組みとしているものと考えられる。

Q：報告フレームワークの適用範囲として連結ベースとされているが、排出量の算定を連結ベースで行うことは難易度が高いのではないか。また、既存の MRV（例えば排出量取引制度において、EU は施設単位で、日本は法人単位）との整合性等は検討されているのか。

A：この点については草案を公開する段階でも議論があり、追加で特別プロジェクトを設けて組織バウンダリについて検討することとなった。また、財務諸表に求めるような厳格性をもって取り組むことは難しいと思われるが、原則を決めておき、その原則を外れる場合、重要性があれば説明することになるものと考えられる。

Q：環境問題には多くの側面があるにもかかわらず、気候変動問題だけが制度開示の対象となるのはなぜか。例えば、鉄鋼や電力などの業種は、EU-ETS における排出枠の価格変動で業績が大きく変動する可能性があり、これらが影響しているのではないか。

A：まず、気候変動問題に関しては、色々な国際会議で取り上げられるなど、注目度が高いことが関係していると思われる。また、EU-ETS の影響についても、ご指摘の通りだと思われる。

Q：制度開示となった場合、環境報告書のような任意の取り組みとは異なり、排出情報の信頼性をどのように担保するのか。

A：排出情報の保証基準については、別のところで検討が進んでおり、制度開示の実務が進む中で、保証についてもさらに検討されることになるとと思われる。

Q：機関投資家やアナリストにヒアリングすると、ほとんどが決算短信で情報を得て判断し、決算短信に記載されていない情報を補完するために有価証券報告書を活用している現状と見受けられるが、このような状況をどのように考えるべきか。

C：機関投資家にも変化の兆しがみられ、リーマンショック以降は、短期間での企業業績や株価の向上に対する期待が後退しているように見受けられる。短期的なリターンを求めすぎたことに対し「資本主義的な反省」とも言うべき若干の反省があるようで、リーマンショック後の長期的な戦略を非財務情報として年次報告書に含めて開示するよう求める動きがある。

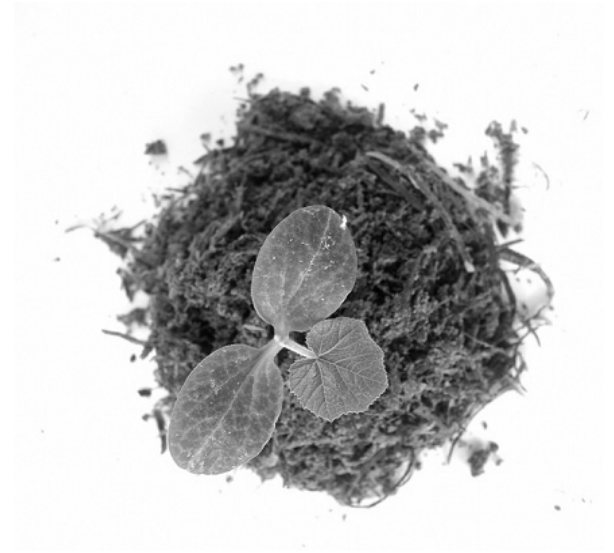
Q：制度の適用範囲として、監査を受けるような大企業とされているのは、きちんと検証を受けるだけの資金を用意できるような企業を念頭に置いたことによるのであろうか。

C：日本であれば、中小企業まで含めると約 300 万社の株式会社が存在する。一方、上場している会社が 4,000 社、会社法による大会社は 1 万社であるので、会社数の点から見ればカバレッジは小さいかもしれないが、売上高や活動のボリュームの観点からカバレッジはかなり大きく、気候変動に対する取り組みのかなりの部分をカバーできていると思われる。

※その他の質疑応答については、「参考資料 1 第 4 回委員会 議事要旨」を参照のこと。

～気候変動情報の開示を巡る動向～

有限責任監査法人トーマツ
公認会計士 脇田一郎



本日お話しすること

- 気候変動が企業に及ぼす影響と投資家の開示要求
- CDSB(気候情報に関する開示基準審議会)の取組み
- CDSB報告フレームワークの概要
- 気候変動情報開示を巡るその他の動き

本日のスライドに記載された意見に関する事項は講師の私見であり、講師の所属する法人等の公式見解ではないことをお断りしておきます。

気候変動が企業に及ぼす影響

| リスク区分 | 内容 | 例 |
|-------|--|------------------------------------|
| 規制リスク | 関連法・自主規制の強化等による企業の温暖化対策の範囲・手法・実施コストが増減するリスク | 国内外排出規制の強化 輸出入規制・課税など |
| 自然リスク | 温暖化がもたらす自然災害等により直接的・間接的に事業や資産が損害を被るリスク | 温暖化による業務オペレーションへの影響、バリューチェーンへの影響など |
| 戦略リスク | 温暖化に対する消費者の意識や市場の変化が企業経営や事業戦略に影響を及ぼすリスク | グリーン調達、消費者のエコプロダクト志向など |
| 開示リスク | 温暖化対策に関わる企業の情報公開の手法・程度が、仕入先・納入先・株主などのステークホルダーの評価に影響を及ぼすリスク | 開示不足によるイメージ悪化、環境債務の開示など |

投資家からの開示要求－開示項目例(1/2)

◆ 気候変動リスクに関する情報開示のためのグローバル・フレームワーク

| 開示要素 | 開示項目 |
|-------------------------|---|
| 過去、現在及び将来温室効果ガス排出量 | <ul style="list-style-type: none"> ◆1990年以降の直接及び間接排出量 ◆現在の直接及び間接排出量 ◆事業活動、購入電力及び製品・サービスから生じると予想される将来の直接及び間接排出量 |
| 気候変動リスクの戦略的分析と排出量マネジメント | <ul style="list-style-type: none"> ◆気候変動に関わる企業の現状、気候変動に取り組む企業の責任、気候変動に関する方針に影響する政府や権利擁護団体との約束の内容 ◆排出量マネジメントの内容 ◆気候変動に関するコーポレート・ガバナンスの内容 |
| 物的リスクの評価 | <ul style="list-style-type: none"> ◆気候変動が企業の事業活動に及ぼす重要な物理的影響 |
| 規制リスクの分析 | <ul style="list-style-type: none"> ◆財政状態と経営成績に重要な影響を及ぼす可能性が高いすべてのトレンド、出来事、要求、不確実性(エネルギーコストや輸送コストの高騰に伴う2次的な影響、国内外のエネルギー市場の変化による消費者需要の変化の可能性を含む) ◆当該企業が操業している国で課されるすべての温室効果ガス規制のリストとその潜在的な財務的影響 ◆2015年までに2000年比5%、10%、20%の排出削減のために生じる将来コストに関する予測。あるいは、起こりえる温室効果ガス規制シナリオが持つ企業と株主価値への影響の分析 |

投資家からの開示要求－開示項目例(2/2)

◆ カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト CDP2009(CDP7)質問票

| 開示要素 | 開示項目 |
|----------------------------|---|
| リスクと機会 | ◆規制リスク ◆物理的リスク ◆その他のリスク ◆規制による機会 ◆物理的機会 ◆その他の機会 |
| GHG排出量算定 排出原単位 排出権取引 | ◆報告年 ◆報告範囲 ◆計算方法 ◆スコープ1:GHG直接排出量 ◆スコープ2:GHG間接排出量 ◆特定の発電に対する契約約定 ◆スコープ3:その他のGHG間接排出量 ◆製品やサービスの使用による排出回避 ◆生物学的炭素固定によるCO ₂ 排出量 ◆排出原単位 ◆排出履歴 ◆外部検証/保証 ◆データの精度 ◆エネルギー及び燃料需要とその費用 ◆EU排出量取引制度 ◆排出権取引 |
| パフォーマンス | ◆排出削減計画 ◆計画 |
| ガバナンス | ◆責任 ◆個人のパフォーマンス ◆コミュニケーション ◆公共政策 |

出典:「カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト CDP2009(CDP7)質問票」2009年2月

CDSB(気候情報に関する開示基準審議会)の取組み(1/2)

◆CDSBの概要

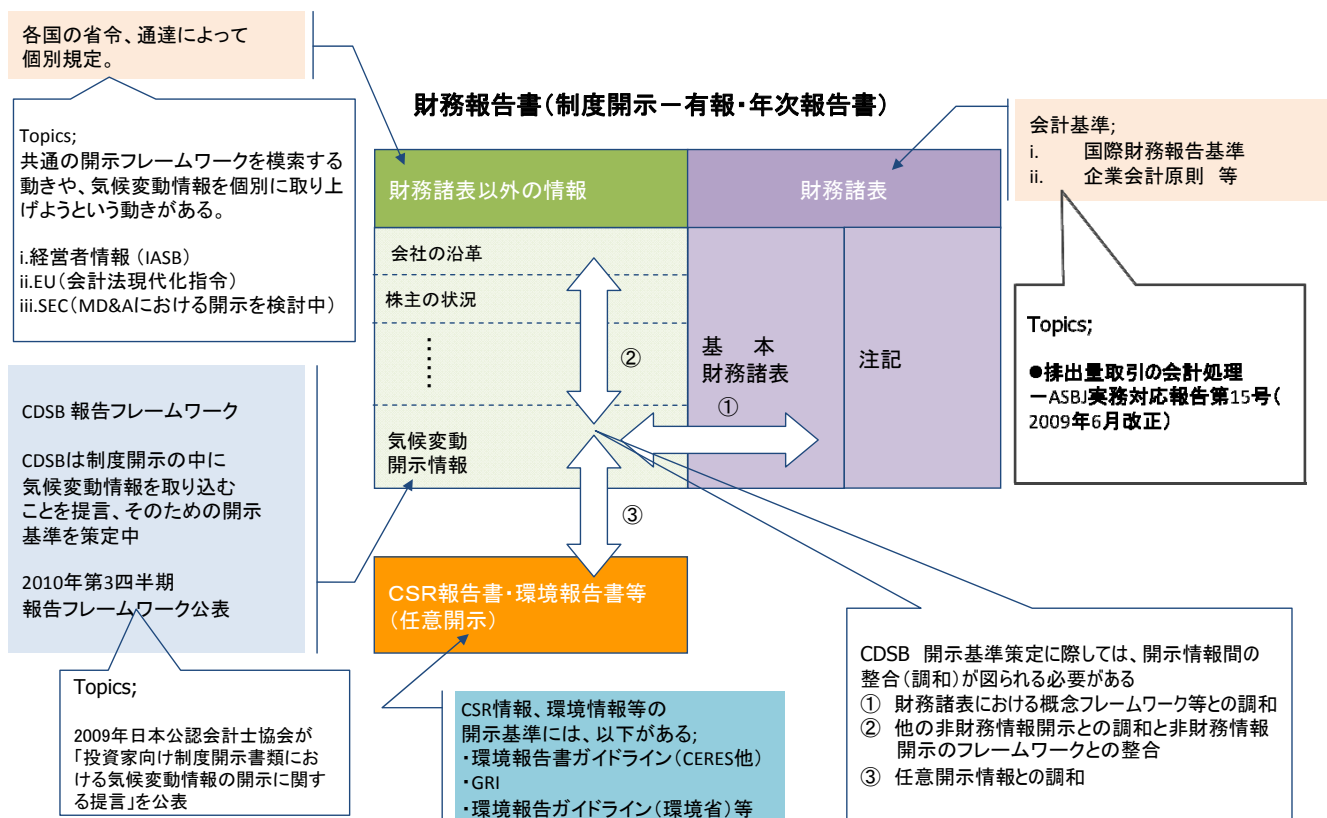
| 項目 | 内容 | |
|----|---|---|
| 沿革 | 2007年ダボス会議にて設立 — <u>C</u> limate <u>D</u> isclosure <u>S</u> tandards <u>B</u> oard | |
| 組織 | Board | CDP, CERES, The Climate Group, The Climate Registry, IETA, WEF, WRI |
| | Advisory Committee | 機関投資家等 |
| | Technical Working Group | 世界4大会計事務所、会計士協会(日本・英国・カナダ)、金融・エネルギー企業他 |
| 目標 | 気候変動情報の制度開示(annual reportにおける開示)を目指し、報告フレームワークを策定 | |

CDSB(気候情報に関する開示基準審議会)の取組み(2/2)

◆フレームワーク公表までのスケジュール

| 時期 | 実施内容 |
|---------------|---------------------------------|
| 2009年第1四半期 | アナリスト、投資家、一部企業の意見募集 |
| 2009年第2四半期 | 気候変動国際経済会議に合わせて、5月25日に公開草案をリリース |
| 2009年第3・4四半期 | 意見募集とフレームワークの作成 |
| 2009年12月COP15 | サイドイベントで公開草案に対する意見のサマリーを説明 |
| 2010年第1四半期 | 公開草案への意見のサマリーを公表予定 |
| 2010年第3四半期 | 報告フレームワークを公表 |

気候変動情報開示全体像:CDSB報告フレームワークの位置付け



CDSB報告フレームワーク – 目次

| | |
|------------|--|
| 1 | Introduction |
| 2 | Framework Requirements |
| 3 | Scope of applicability |
| 4 | Reporting period |
| 5 | Position of information in the mainstream financial report |
| 6 | Characteristics of “decision-useful” information |
| 7 | Contextual disclosures |
| 8 | Assurance |
| 9 | CDSB Reporting Templates Template 1 Strategic analysis Template 2 Regulatory risks from climate change Template 3 Physical risks from climate change Template 4 Greenhouse Gas (GHG) emissions |
| Appendix 1 | A guide to preparing disclosures under the Reporting Framework |
| Appendix 2 | Typico plc: An illustrative example of disclosure based on the Framework |

9 気候変動情報の開示を巡る動向

・原文は、以下から入手可能
<http://www.cdsb-global.org/index.php?page=draft-reporting-framework>

©2010 Deloitte Touche Tohmatsu LLC

CDSB報告フレームワークの特徴 – 1/5

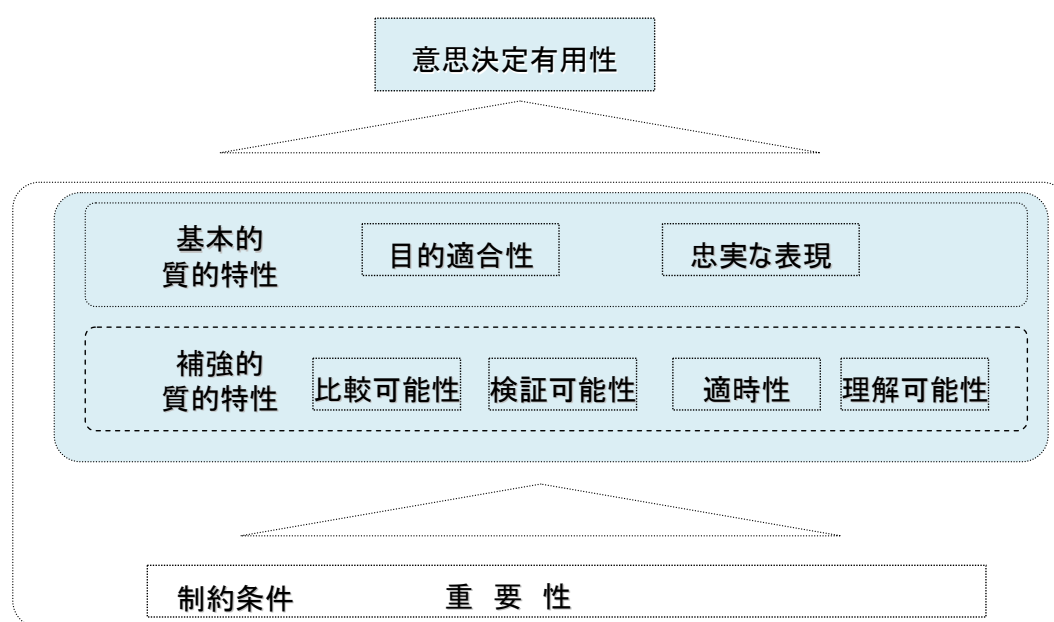
| 特徴 | 内容 |
|-------------------|--|
| 制度開示における報告フレームワーク | <ul style="list-style-type: none"> ◆自主開示向けのガイドラインは既にある ⇒ 制度開示におけるガイドラインを目指す ◆制度開示とは、監査済み財務諸表を含む投資家向けの年次報告書を指す ◆フレームワークの目的 <ul style="list-style-type: none"> ・投資家のニーズに合わせて、財務諸表を補足及び補完する ・企業の業績や予想に影響するリスクを含む気候変動情報の中で経営者が最も重要と考えているものは何かを投資家に知らせる ・企業が採用した戦略と当該戦略が成功する可能性の評価に資する |
| 適用範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ◆監査済みの財務諸表を作成している企業 ◆連結ベース |
| 報告期間 | ◆年次開示 |
| 記載場所 | <ul style="list-style-type: none"> ◆財務報告書内の財務諸表以外の部分に記載 <ul style="list-style-type: none"> ・独立した気候変動情報の部に記載 ・リスクに関連した部分に含めて記載 ・いろいろな関連部分に区分して記載 |

10 気候変動情報の開示を巡る動向

©2010 Deloitte Touche Tohmatsu LLC

| 特徴 | 内容 |
|------|--|
| 原則主義 | <ul style="list-style-type: none"> ◆報告の基礎となる「原則」を規定 •気候変動情報は複雑であり、一律の開示ルールを決めることは困難 •意思決定に有用な情報の質的特性を定義し、これをガイドとして企業に適した開示内容や開示方法を具体的に選択決定 ◆質的特性 <ul style="list-style-type: none"> •基本的質的特性 <ul style="list-style-type: none"> 目的適合性 忠実な表現 •補強的質的特性 <ul style="list-style-type: none"> 比較可能性 検証可能性 適時性 理解可能性 •制約条件 重要性 |

【参考】開示情報の質的特性の関係



CDSB報告フレームワークの特徴 – 3/5

| 特徴 | 内容 |
|---------|--|
| 開示方針の記述 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 報告企業の境界についての説明 • 組織境界は、原則として、<u>連結財務諸表に適用される連結範囲</u>と同じ(支配力基準) • 異なる場合は、以下を記載 • 報告に当たって採用された連結の方法 • 報告対象外とされた組織と影響 ◆ 開示に際して利用した基準 • 測定基準とプロトコル名等 ◆ 一貫性についての説明 • 算定方法等に変更があった場合は、その旨と影響 |
| 保証 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>監査対象ではない</u> ◆ <u>監査済み財務諸表と重要な矛盾がないことを期待 (ISA720)</u> |

CDSB報告フレームワークの特徴 – 4/5

| テンプレート | 項目 | 開示ガイドラインの概要 |
|--------|---------------|---|
| 1 | 戦略分析 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 気候変動に関する企業のポジションの記載 ◆ 気候変動に関する機会を最大化するために採用しようとしている重要なアクションの説明 ◆ テンプレート2、3に記載されていない気候変動リスクを最小化し、管理するために採用しようとしている重要なアクションの説明 ◆ 温室効果ガスの削減目標と目標に対する実績の分析 ◆ 将来見通し ◆ 気候変動に取り組むコーポレートガバナンスの説明 |
| 2 | 気候変動に関する規制リスク | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 既存の規制、政策、排出量取引への参加を含む政府の取組みの説明 ◆ 法規制の事業への影響と対応コストの概要 ◆ 企業の財政状態や経営成績に重要な影響を及ぼす規制の導入予定等に関する説明 ◆ 導入予定の温室効果ガス削減の規制によるカーボン価格や事業への影響に関する分析 ◆ 顧客、サプライチェーン、内外市場に対する規制の影響 |

CDSB報告フレームワークの特徴 — 5/5

| テンプレート | 項目 | 開示ガイドラインの概要 |
|--------|----------------|---|
| 3 | 気候変動に関する物理的リスク | <ul style="list-style-type: none"> ◆企業が直面している物的リスクの内容とリスクの評価 ◆現時点におけるリスク及び将来、短期、中期、長期の期間別のリスク分類 ◆リスクに対して特に脆弱な地域の記述 ◆物的リスクが、サプライチェーン、顧客及び市場に及ぼす影響の説明 ◆物的リスク軽減のために採用している対策 ◆物的リスクに関するリスクマネジメントの実施方法 |
| 4 | 温室効果ガス排出量 | <p>【必須項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆総直接 (Scope1) GHG排出量 (CO2換算トン) ◆電気・蒸気・熱・冷気の使用に伴う総間接 (Scope2) GHG排出量 (CO2換算トン) ◆収益当たりの直接 (Scope1) GHG排出原単位 ◆収益当たりの直接 (Scope2) GHG排出原単位 <p>【推奨項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆報告期間で実施したScope1とScope2の温室効果ガス排出削減等の活動—(例) 排出枠購入、エネルギー効率改善等 ◆報告企業が当該排出源を所有または支配していないが、報告企業の活動の結果に伴う間接排出量 (Scope3) ◆非財務算出当たりの直接 (Scope1) GHG排出原単位 ◆非財務算出当たりの間接 (Scope2) GHG排出原単位 |

15 気候変動情報の開示を巡る動向

©2010 Deloitte Touche Tohmatsu LLC

公開草案に寄せられた主なコメント — 1/2

| 項目 | 全般的な反応 | 主なコメント |
|-----------------------------------|--------|---|
| 制度開示における気候変動情報開示に関するグローバルな統一基準の作成 | 支持 | <ul style="list-style-type: none"> ◆気候変動情報開示に関する統一基準作成については、満場一致の支持を受けた ◆フレームワークの成功は、投資家の明確な要望と企業の実務的で有用な報告の成果にかかっている |
| 現存する基準やガイドの活用 | 概ね支持 | <ul style="list-style-type: none"> ◆フレームワークは補完を旨とし、他の開示情報と重複しないように留意すべき ◆既存の枠組みに囚われて、革新的な思考を制約すべきではない |
| 原則主義によるアプローチ | 概ね支持 | <ul style="list-style-type: none"> ◆柔軟性は重要であるが、比較可能性と一貫性とのバランスを取る必要がある |
| 費用対効果分析 | 追加検討必要 | <ul style="list-style-type: none"> ◆気候変動情報開示の便益を証明し、さまざまな業界でのコストを見極めるために、費用対効果分析が必要である |
| 情報の記載場所等 | 反対あり | <ul style="list-style-type: none"> ◆アニュアルレポートの経営者情報に含める意見の他に、アニュアルレポートの別冊とする意見、別の気候変動報告書の要約のみをアニュアルレポートに記載する意見が同数寄せられた |

出典：CDSBがCOP15サイドイベントで配布した資料、原文は下記URLより入手可能
http://www.cdsb-global.org/uploads/pdf/cdsb_copenhagen_update.pdf

16 気候変動情報の開示を巡る動向

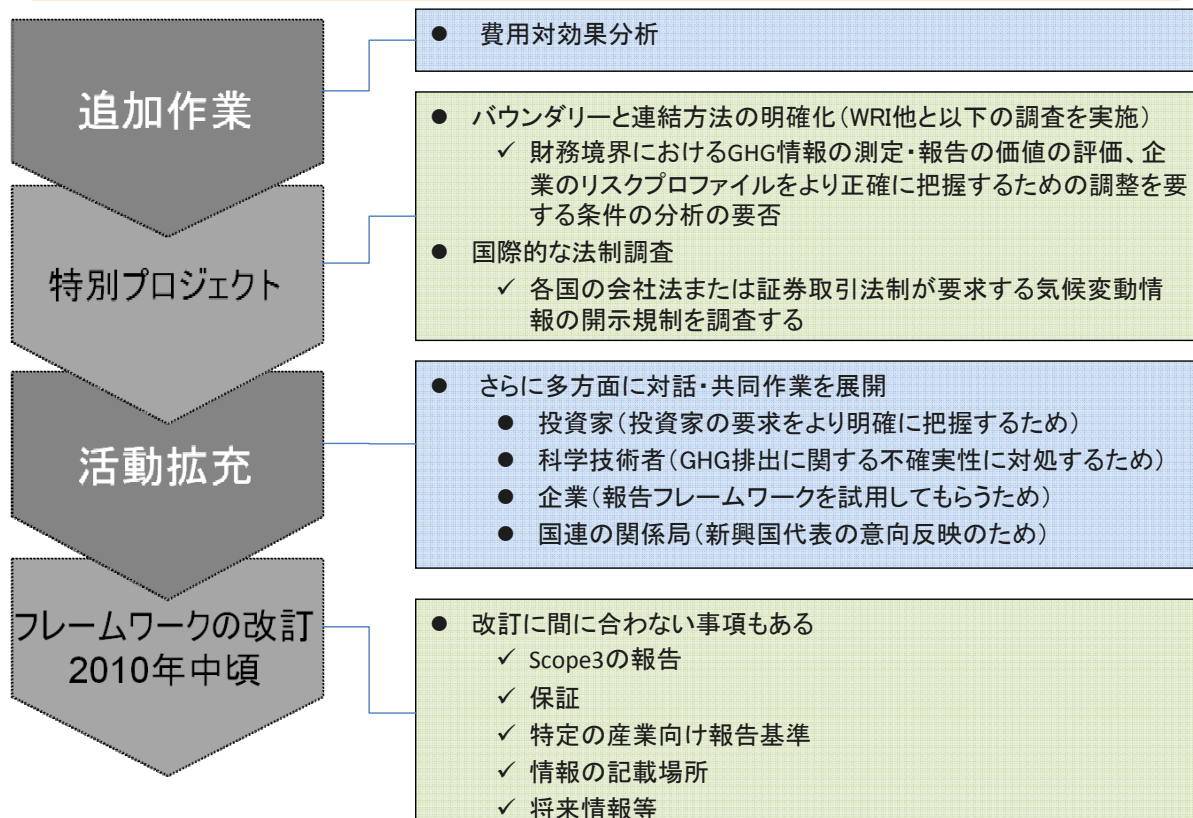
©2010 Deloitte Touche Tohmatsu LLC

2010年2月3日 GISPRI会計委員会(第4回)講演資料

公開草案に寄せられた主なコメント - 2/2

| 項目 | 全般的な反応 | 主なコメント |
|-----------------|--------|---|
| ステークホルダーと開示対象範囲 | 反対あり | ◆公開草案は投資家に有用な情報に焦点を絞っているが、範囲が狭すぎるとの意見もあった ◆気候変動情報を他のサステナビリティ情報(水・廃棄物等)と分離すべきでない |
| 産業分野に特化した基準の必要性 | 追加検討必要 | ◆特定の産業分野に特化した基準を追加すべきとの意見があった |
| 業績測定基準 | 概ね支持 | ◆ベンチマークのために業績測定基準の明確化が必要との見解では一致 ◆ただし、必ずしも収益当たりのGHG排出原単位が最善とは考えていない ◆企業に指標の選択を認める意見や、産業別に指標を決めてはどうかとの意見もあった |
| 不確実性 | 追加検討必要 | ◆不確実性(気候変動の影響の予想、GHG削減の測定と追跡、将来予想情報)と「忠実な表現原則」の関わりを危惧する意見があった |
| 戦略的連携 | 追加検討必要 | ◆IASBや国連の関係組織との連携を推奨する意見があった |

フレームワーク改訂に向けた今後のプラン



気候変動情報開示を巡るその他の動き — 1/2

- IASBの”Management Commentary”公開草案の公表
 - 2009年6月、国際会計基準審議会(IASB)が公開草案「経営者による説明(management commentary)」を公表
- Connected Reporting Framework
 - “Accounting for Sustainability”プロジェクトの一環として、財務情報・非財務情報を統合した“Connected Reporting”が提案され、その枠組み(Connected Reporting Framework: CRF)が公表された。
- ICAEW(イングランドウェールズ勅許会計士協会)による統一組織の呼びかけ
 - COP15において、気候変動情報の制度開示のための統一基準を策定する独立した組織の設立を呼び掛けた
- 日本公認会計士協会の提言
 - 2009年1月に「投資家向け制度開示書類における気候変動情報の開示に関する提言」を公表

【参考】「気候変動情報の制度開示に向けた提言」(公認会計士協会)における開示項目

| 開示項目 | 内容 |
|--------------------|---|
| 気候変動リスク情報 | |
| 規制等リスク | 温室効果ガス排出抑制を目的とする規制等による影響 |
| 物的リスク | 地球温暖化と気候変動によってもたらされる物理的影響 |
| 市場・評判リスク | 気候変動に関わる消費者ニーズの変化などが、市場における競争上の地位に与える影響 |
| 温室効果ガス排出の状況 | |
| 温室効果ガス実際排出量 | 企業が所有する設備等の利用に起因して、直接又は間接的に排出される温室効果ガスの量 |
| セグメント情報 | 事業セグメント及び地域セグメント別の温室効果ガス排出量情報 |
| 排出規制値等 | 設定された排出枠や規制量、一定の拘束力を持つ目標量等の排出規制値等に関する情報 |
| 排出量実績の分析 | 温室効果ガス排出量の変動要因についての分析 |
| 気候変動対策の状況 | |
| 気候変動対策の方針 | 気候変動問題とそれによる経営への影響に対処するための方針 |
| ガバナンス | 気候変動リスクへの組織的対応の状況 |
| 重要な課題への対応 | 企業の事業特性から特に重要と考えられる課題にどのように対処しているかについての情報 |
| 気候変動に関わる投資の状況 | 低炭素型製品の研究開発投資や温室効果ガス削減を目的とした設備投資及び事業投資の状況 |

出典: 日本公認会計士協会「投資家向け制度開示書類における気候変動情報の開示に関する提言」

気候変動情報開示を巡るその他の動き — 2/2

- EU会計法現代化指令(2003/51/EC)
 - 大・中規模の会社に対して、年次報告書(取締役報告書)において、環境情報や従業員情報を含む、非財務的な主要業績指標の開示を義務付け(環境関連リスク、方針、KPI)
- 英国(気候変動法)
 - 政府は、2009年内に、企業による温室効果ガス排出量の報告のあり方に関する指針を発表(DEFRAがガイドラインをリリース)
 - 2010年12月までに、報告が排出削減につながるかどうかを見直す。2012年4月までに、会社法(Company Act)に基づいて、企業の排出報告を義務付けるか、義務付けない場合はその理由を国会に説明
- 米国
 - 気候変動に関連した事業または法的事項がビジネスに影響を及ぼす場合は、「経営者による討議と分析(MD&A)」に開示
- 民主党環境ビジョン(2008年9月)
 - 「CO2の見える化」推進策のひとつとして、「有価証券報告書の企業内容等の開示事項に温室効果ガス排出量及び地球温暖化に関わるリスクと対策を追加する政策を推進」と明記されている

参考資料

| | |
|---|--|
| 1 | 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 「第4次評価報告書—政策決定者向け要約」 2007年11月 |
| 2 | 気候変動リスク情報開示イニシアチブ (CRDI) 「気候変動リスクに関する情報開示のためのグローバル・フレームワーク」 2006年 |
| 3 | 気候情報に関する開示基準審議会 (CDSB) 「CDSB報告フレームワーク公開草案」 2009年5月26日 以下のWebサイトから入手できる。 http://www.cdsb-global.org/index.php?page=draft-reporting-framework |
| 4 | 企業会計基準委員会 「実務対応報告第15号排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」 最終改正2009年6月 |
| 5 | IASB 「公開草案 経営者による説明 (Management Commentary)」 2009年6月 |
| 6 | IASBとFASB 「公開草案：財務報告に関する改善された概念フレームワーク」 2008年5月 |
| 7 | 日本公認会計士協会 「投資家向け制度開示書類における気候変動情報の開示に関する提言」 2009年1月 |

Deloitte. トーマツ

トーマツグループはデロイト トウシュ トーマツ(スイスの法令に基づく連合組織体)における日本のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツと税理士法人トーマツ、およびそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス等を提供しております。また、国内約40都市に約6,700名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループWebサイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界140カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約169,000人におよぶ人材は"standard of excellence"となることを目指し、“誠実性”、“卓越した価値の提供”、“相互信頼”、“文化的多様性”といった価値観を共通するカルチャーで結ばれています。継続的な知識習得、チャレンジングな経験、豊富なキャリア形成の機会といった環境を生かしながら、Deloitteのプロフェッショナルは企業責任(CSR)を強化し、社会からの信頼を築き、各々の地域社会に貢献していきます。

Deloitte(デロイト)とは、スイスの法令に基づく連合組織体のデロイト トウシュ トーマツおよび相互に独立した個別の法的存在であるネットワーク組織のうちのメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツとメンバーファームの法的な構成についての詳細はwww.tohmatsu.com/deloitte/をご覧ください。

© 2010 Deloitte Touche Tohmatsu LLC

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu

4-2 排出権取引に関する制度設計の動向とインフラとしての会計の行方

村井委員

4-2-1 温暖化に関する内外の動向

最近の国内外の動向に関して、日韓の状況について述べてみたい。

1) 鳩山スピーチの概要

鳩山由紀夫内閣総理大臣は、2009年9月22日、国連気候変動サミットでGHG排出量に関して2020年（1990年比）25%削減を表明した。これを実施するために、以下のような気候変動に対するスタンスを挙げている。

- ① 「共通だが差異ある責任」の考えのもとで、先進国は率先して削減する。
- ② 国内排出量取引、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入、地球温暖化対策税等を用いて削減を図るポリシーミックスの実施である。（なお、小沢環境相は4年以内の導入を目指しているが、現時点では税率は未定である。）
- ③ 日本のこのような目標削減は、すべての主要排出国が参加し、意欲的な目標の合意が前提条件である。
- ④ 国内排出量取引市場を創設する。小沢環境相は、2011年に導入予定をしているキャップ&トレード型排出量取引に関しては、国際競争力の影響やリンケージを考慮しなければならないと述べている。
- ⑤ 以上を踏まえた上で、「鳩山イニシアティブ（原則）」を言明している。これは、主として途上国への資金援助に焦点を合わせている。以下の点が特に重要ポイントである。
 - 先進国が新規で追加的な官民資金を出し、貢献する。これは、途上国へのファイナンスからの貢献である。
 - 途上国の削減量を測定、報告、検証するルールづくりをする。これは、MRV（測定・報告・検証）という本委員会の課題である会計の問題である。
 - 資金援助のマッチングを促進する国際システム設置をする。これは、情報システムの構築である。
 - 省エネ技術移転と知的所有権保護を両立させる枠組みの策定をすることである。

上記のように、理念ならびに施策が述べられている。後は、これをどのように実施し、目標を達成するかという問題であろう。

2) 地球温暖化対策基本法案の策定

前述したことを実現可能なものにするために、地球温暖化対策基本法案が2010年3月12日

に閣議決定された。特に国内排出量取引制度の創設についてはその第13条に規定されている¹。ここで、その内容の概要は下記のとおりである。

(国内排出量取引制度の創設)

第十三条 国は、温室効果ガスの排出の量の削減が着実に実施されるようにするため、国内排出量取引制度（温室効果ガスの排出をする者（以下この条において「排出者」という。）の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定めるとともに、その遵守のための他の排出者との温室効果ガスの排出量に係る取引等を認める制度をいう。以下同じ。）を創設するものとし、このために必要な法制上の措置について、次条第二項に規定する地球温暖化対策のための税についての検討と並行して検討を行い、この法律の施行後一年以内を目途に成案を得るものとする。

2 前項の規定による検討においては、排出者の範囲、当該範囲に属する排出者の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定める方法、当該排出者の温室効果ガスの排出の状況等の公表の制度その他国内排出量取引制度の適正な実施に関し必要な事項について検討を行うものとする。

3 前項の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定める方法については、一定の期間における温室効果ガスの排出量の総量の限度として定める方法を基本としつつ、生産量その他事業活動の規模を表す量の一単位当たりの温室効果ガスの排出量の限度として定める方法についても、検討を行うものとする。 (下線は筆者)

上記の第13条では、国内排出権取引に関してその実施方法が述べられているが、総量削減と原単位削減を併記しているところは、現在実施されている「試行国内排出量取引制度」と同じである。要するに、枠組みだけは策定したが、その中身の実施方法は未確定という状況である。今後は、実施細目をどのように詰めていくのかが大きな課題である。

3)低炭素グリーン成長基本法の制定

韓国は京都議定書を批准しているが、発展途上国のため削減義務が課せられてはいない。しかし、2010年1月13日、李大統領が低炭素グリーン成長基本法案に署名し、公布した。その提案趣旨ならびに制定理由及び要綱は以下の通りである。(参照：環境省「低炭素緑色成長基本法公表案」(仮訳版))

①提案趣旨

2009年度第285臨時国会で議決され政府へ移送された低炭素グリーン成長基本法を憲法第53条により公布する。

②制定理由及び要綱

¹ 環境省ホームページを参照のこと<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12257>

【制定理由】

多数の部署で個別法を通じて部分的に実施されている気候変動・地球温暖化対策、新・再生エネルギー及び持続可能な発展対策等を有機的に関係・統合して推進することによって経済と環境の調和の中でグリーン技術とグリーン産業の創出、グリーン建築物及びグリーン生活の定着など低炭素グリーン成長を効率的・体系的に推進するためにグリーン成長国家戦略を制定・審議するグリーン成長委員会を設立するなど推進体系を構築して、低炭素グリーン成長のための各種制度を構築する。

【要綱】

一、都市及び政府は、低炭素グリーン成長のための政策目標・推進戦略・重点推進課題等を含んだ「グリーン成長国家戦略」を、大統領所属で設置されるグリーン成長委員会等の審議を経て制定・施行すること（第9条）。

二、政府は、グリーン経済・グリーン産業の創出、グリーン経済・グリーン産業への段階的転換促進等のためにグリーン経済・グリーン産業の育成・支援施策を整備すること（第22条及び第23条）。

三、何人も、グリーン産業と関連した技術開発及び事業を活性化するためにグリーン産業等に資産を投資してその収益を投資家に配分するのを目的とするグリーン産業投資会社を設立することができること（第29条）。

四、政府は、温室効果ガスを劇的に削減するために、温室効果ガス排出中長期削減目標を設定するとともに、部門別・段階別対策、エネルギー需要管理及び安定的確保対策などを含んだ「気候変動対策基本計画」と「エネルギー基本計画」を制定・施行すること（第40条及び第41条）。

五、政府は、温室効果ガス削減、エネルギーの節約とエネルギー利用効率の向上及び新・再生エネルギー普及拡大のために中長期及び段階別目標を設定し、一定水準以上の温室効果ガス排出業者及びエネルギー多消費産業に対して毎年の温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量を政府に報告させるとともに、温室効果ガス総合情報管理システムを構築・運営すること（第42条、第44条及び第45条）。

六、政府は、市場機能を活用して効率的に国家の温室効果ガス削減目標を達成するために温室効果ガス排出権を取引する制度を実施するが、排出許容量の割当方法、登録・管理方法及び取引所設置・運営等は別に法律に定めること（第46条）。

（下線は筆者）

七、政府は健康で快適な環境と社会・経済開発とが調和するグリーン国土を形成し、低炭素交通体系を構築して、グリーン成長のための生産・消費文化を広めてグリーン生活実践のための教育・広報などを強化することによって、持続可能な発展を実現できるようにすること（第51条、第53条、第57条及び第59条）。

以上のように、韓国では日本よりも先駆けて、大韓民国憲法第 53 条において低炭素グリーン成長基本法を制定した。さらに、その炭素排出量取引制度モデル事業を 2010 年 1 月から開始している。(参照：環境省地球温暖化対策課市場メカニズム室「国内排出量取引制度の現状と海外動向について」2010 年 2 月 2 日配布資料)

a) 参加対象

- ・参加希望者は、韓国環境省と「炭素排出量取引制度モデル事業協約書」を締結する。
- ・これまでに、環境親和企業等 29 の事業場、3 業者 169 支店の大規模ビル、14 広域自治体の 446 公共機関が参加申請している。

b) 削減目標

- ・モデル事業期間（2010 年～2012 年）で基準排出量（2005 年～2007 年の平均）比▲1%（適用は事業場及び大規模ビル）～▲2%（適用は公共機関）以上の自主的な総量削減目標

c) 排出量の検証

- ・環境管理公団（EMC）が指定する検証機関を活用し、排出量の第三者検証を実施

d) 排出枠の取引

- ・韓国取引所（KRX）の活用

e) 参加促進策

- ・検証費用を支援
- ・基本法第 43 条に規定する「早期削減実績」認定
- ・国庫補助（2010 年 13.5 億ウォン）等

f) 罰則

- ・なし

このように韓国での排出権取引の実施はまだパイロット段階ではあるが、韓国では低炭素グリーン成長基本法が憲法の中で取り入れられ、低炭素グリーン成長基本法のなかで、排出権取引が明記されていることは注目に値する。しかも、MRV が確立しており、総量削減であり補助金もつけている点は、わが国の環境省が実施している JVETS（自主参加型国内排出量取引制度）に似た制度設計であるといえる。

4-2-2 JVETS（自主参加型国内排出量取引制度）からの知見

1)JVETS のアンケート調査結果

4-2-1 では、韓国の低炭素グリーン成長基本法に基づくパイロット段階での排出量取引の概要を見てきた。そこでは、わが国のJVETSと非常に類似したシステムが構築されている。そこで、2010 年 2 月に公表された「自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）第 3 期評価報告書」での報告のアンケート調査の内容で、特に会計的な視点と関連のあるMRVに関しての箇所を取り挙

げ、その問題点を指摘したい²。

このJVETSは、自主的に参加する事業者が工場・事業所単位でCO₂の排出削減目標を設定した上で、排出削減を実施し、必要に応じて排出量取引を活用し、目標達成を行う制度である。すでに2005年度から実施されており、第1期事業（2005年度～2007年度）、第2期事業（2006年度～2008年度）、第3期事業（2007年度～2009年度）はそれぞれ2007年9月、2008年9月、2009年9月に終了している。第4期事業（2008年度～2010年度）と第5期事業（2009年度～2011年度）は現在実施中である。

さてJVETSの参加事業者は、やや紛らわしいが、以下の4種類に分類されている。

(a) 目標保有参加者タイプA

一定量の排出削減を約束する（排出削減目標を設定）とともに、CO₂排出抑制設備整備に対する補助金と排出枠の交付を受ける参加事業者（設備補助の採択事業者）である。

(b) 目標保有参加者タイプB

第3期事業から募集。設備補助を受けることなく、基準年度排出量から少なくとも1%の排出削減を約束する参加者である。

(c) 目標保有参加者タイプC

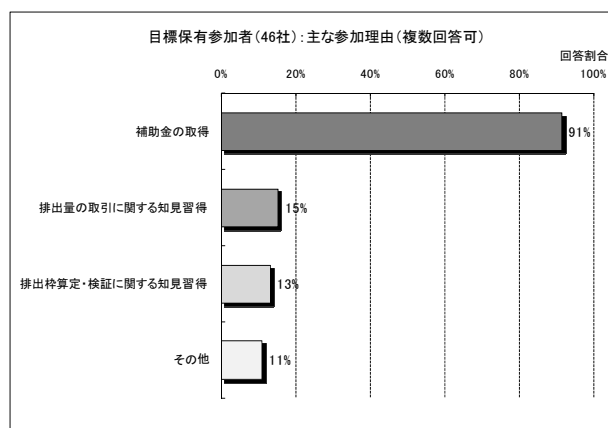
第3期事業において募集。設備補助を受けることなく、基準年度排出量から2007年度において少なくとも1%の排出削減、2008年度において少なくとも2%の排出削減を約束する参加者である。

(d) 取引参加者（第4期は試行排出量取引スキームの取引参加者に一本化し、募集せず。）

専ら排出枠の取引を行うことを目的として、登録簿システムに口座を設け、取引を行う参加者である。

評価報告書では、排出削減や取引の実績を客観的に取りまとめている。第3期事業に参加したすべての事業者を対象にアンケート調査を実施（調査対象事業者は85社）、評価・分析・結果している。

①JVETS参加理由とそのメリットに関して



² 環境省ホームページを参照のこと <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12100>

図 4-1 第 3 期目標保有参加者の主な参加理由

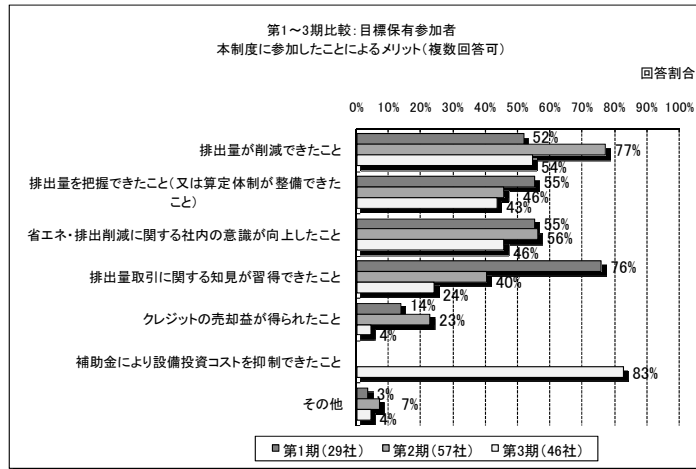


図 4-2 第 1～3 期目標保有参加者における JVETS 参加によるメリット

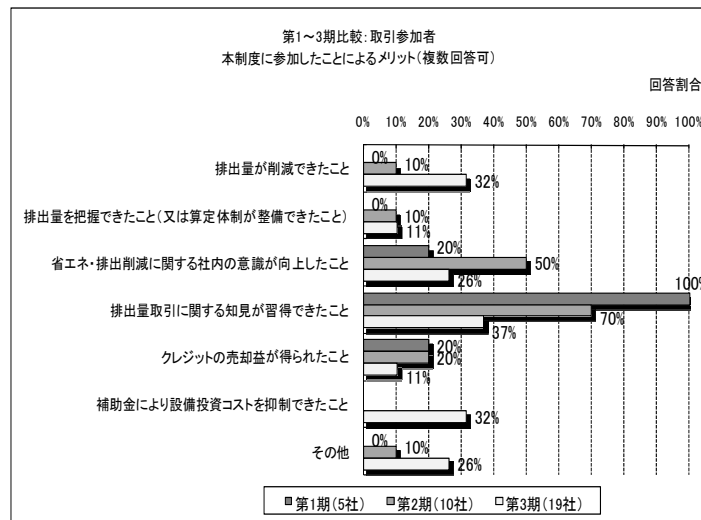


図 4-3 第 1～3 期取引参加者における JVETS 参加によるメリット

上記のように、JVETS 参加理由とそのメリットに関しては、補助金の取得が大きなインセンティブになっていること、取引制度に参加して実際に排出量を把握し削減できたこと、ならびに排出量取引の知見を得たこと、補助金により設備投資コストを抑制できたことが大きな理由として挙げられている。

②CO2 排出削減プロジェクト分布に関して

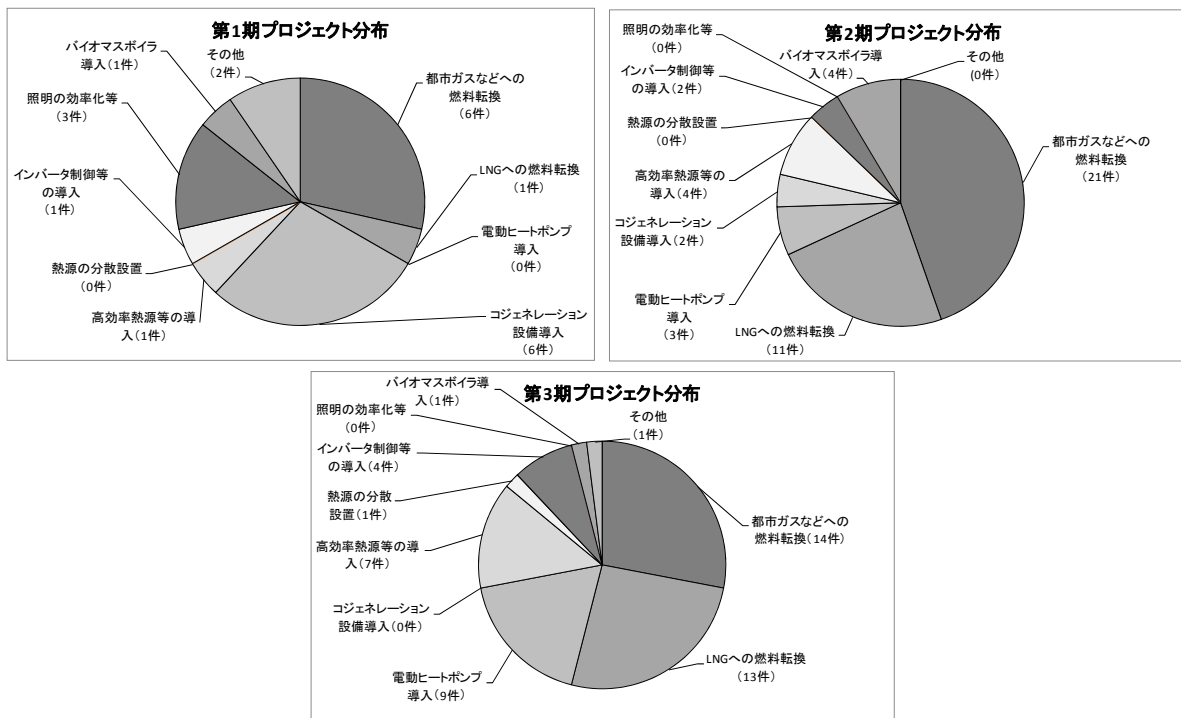


図 4-4 第 1～3 期参加者における CO2 排出削減プロジェクト分布

上記のように、CO2 排出削減プロジェクト分布に関しては、都市ガスなどへの燃料転換、LNG への燃料転換、電動ヒートポンプの 3 つで約 3 分の 2 を占めている。この結果はあくまでもアンケート対象企業であり、プロジェクト全体の参加者数が少ないために、より正確な状況は把握できない。

③取引時に参考にした根拠・指標

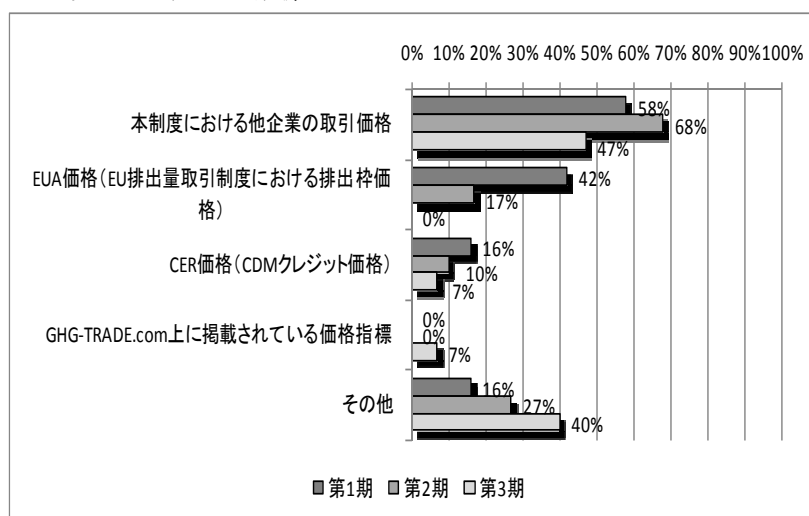


図 4-5 第 1 期～第 3 期目標保有参加者が取引時に考慮した根拠・指標

EUA 価格や CER 価格等を反映して取引をしていると考えていたが、取引絶対量ならびに取引参加者が少ないことから、市場価格を参考にするのではなく相対取引で排出権の価格を決めているのが実態である。

④会計処理のガイドライン

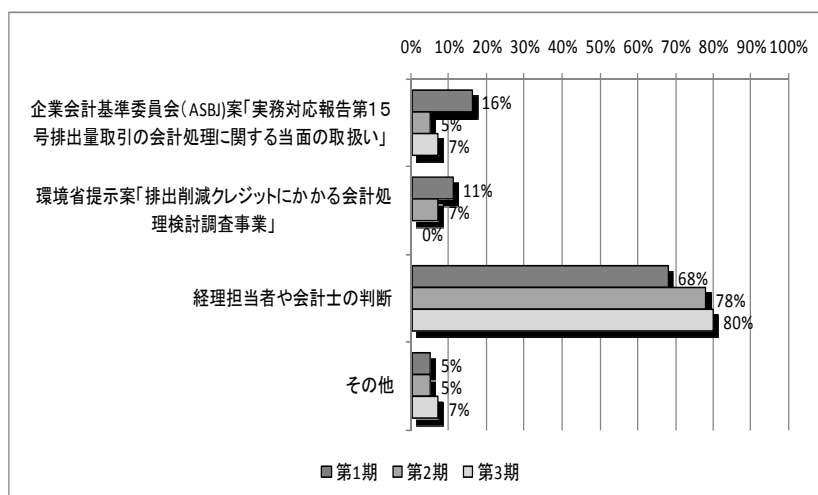


図 4-6 第 1 期～第 3 期目標保有参加者が排出枠売買の会計処理時に参考にしたガイドライン

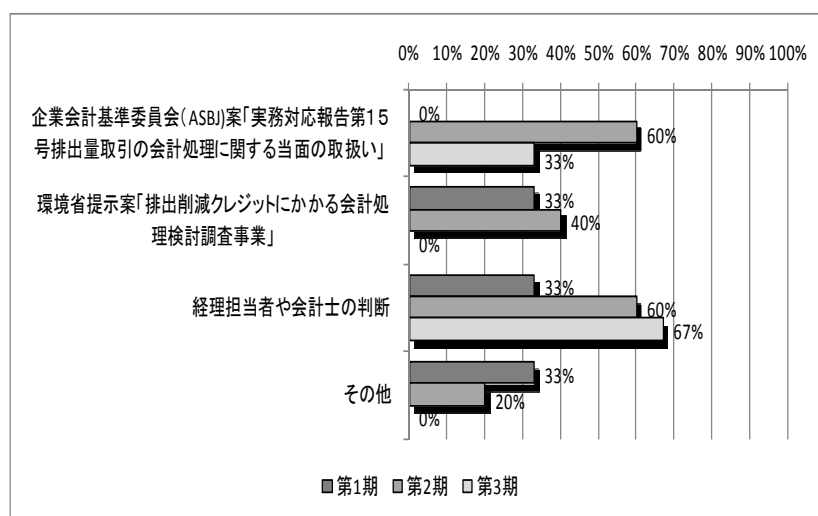


図 4-7 第 1 期～第 3 期取引参加者が排出枠売買の会計処理時に参考にしたガイドライン

上記のように、具体的な排出量取引の会計処理方法については、環境省提示案「排出削減クレジットにかかる会計処理検討調査事業」や企業会計基準委員会（ASBJ）「実務対応報告第 15 号排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」を参考にしたということではなく、経理担当者や会計士の判断を仰いだとする意見が多い。ただし、その経理担当者や会計士の判断が、環境省提示案や企業会計基準委員会（ASBJ）に依拠している可能性があることに注意すべきである。

さらに、実際に採用した方法については、自由記述でつぎの回答が得られている。

➤目標保有参加者

＜購入＞

経費として計上

雑費として計上

雑損失として計上

＜売却＞

雑益として計上

営業外収益として計上

➤取引参加者

取得時に「投資その他の資産」として計上

通常の商品売買と同じ扱い

おそらく、排出クレジットを取得・売却することでの損益は、金額的な重要性が乏しいと判断された結果と思われる。

2)排出量取引会計基準

国際財務報告解釈委員会(IFRIC)「解釈指針第3号 排出権」は2004年12月に公表されたが、2005年6月に撤回した。その後、これまで、①2005年9月21日、②2006年2月23日、③2007年12月12日、④2008年5月21日、⑤2008年10月15日、⑥2009年3月19日、⑦2009年11月17日、⑧2009年12月15日の8回の会議が開催された。

これまでの会議の論点は、以下の通りである³。2008年5月会議では、プロジェクトの範囲を暫定決定した。すなわち、キャップ&トレード・スキームのみならず、すべての排出量取引スキーム（ベースライン&クレジット・スキーム、ビンテージ・イヤー・スワップ、クリーン開発メカニズム（CDM）におけるCER、再生可能エネルギー証明書）に関する権利・義務を対象とすることとした。また、これまで障壁であった、現行の他の国際会計基準（IAS第20号等）に拘束されることなく検討を行うこととした。

2009年3月会議では、C&Tにおいて政府から無償で排出枠を交付された際の会計処理について、暫定的に決定された。ここでは、排出枠は資産の定義を満たすかという疑問が出され、企業は、排出枠の交付という過去の事象の結果保有する排出枠を、債務の決済（政府への排出枠の引渡）に使用、または、市場での売却を通じて現金化することで経済的便益が流入するという観点から、資産の定義を満たすことが認識された。また、排出枠を取得原価（ゼロ）で認識すべきか、公正価値で認識すべきかという議論に関しては、財務情報の意思決定有用性の観点から、公正価値で認識すべきとの結論を得た。それに伴い、公正価値で当初認識された排出

³ IASBホームページを参照のこと

<http://www.iasb.org/Current+Projects/IASB+Projects/Emission+Trading+Schemes/Emission+Trading+Schemes.htm>

枠の相手勘定（貸方）は何かに関しては、A 案：利益と B 案：負債が出されたが、交付時に利益を認識するのは経済的実態を反映しない、かつ企業は排出量を割り当てられた排出枠以下に減少させる義務を負うことから、B 案（負債）に暫定決定した。

2009 年 11 月会議では、自主参加型の C&T（シカゴ気候取引所のスキームなど）に焦点を当てて議論されたが、決定事項はなかった。しかし、債務発生事由は何か（いつ債務が発生するのか）に関しては、1.企業による実際の排出が債務発生事由と 2.メンバーシップ契約への参加が債務発生事由の 2 つの見解が示された。契約の締結により、排出枠を引渡す債務は無条件債務となる（ただし、引渡量は未確定）ことから、見解 2 が支持された。今後の予定としては、2010 年第 2 四半期に公開草案、2011 年前半に基準書の公表の予定であるが、その進捗が遅れそうである。

このように、排出権取引会計の根本問題である、クレジットの資産性、負債性、利益性、と同様な取引制度から発生するクレジットについての包括的な議論が、会計基準の国際的統一化と IFRS 基準間の整合性を考慮しながら行われているのである。

4-2-3 ISO50001 の国際規格の策定

アメリカ、ブラジルの提案の ISO50001 が、2010 年末～2011 年頃に発行を予定している。これは、組織（事業所、企業等）のエネルギーパフォーマンス及びマネジメントシステムを継続的に改善するマネジメントシステム規格である。これによって、ISO9001（品質）、14001（環境）、50001（エネルギー）の準用によって、三位一体のマネジメントシステムの強化が図られるのである。その概要は、PDCA サイクル【1)経営者の責任、2)エネルギー方針、3)エネルギー計画、4) 実施・運用、5) 監視・計測、6) 是正・予防処置、7) 内部監査、8) レビュー】である。

これに対する日本企業の対応としては、規格化によるエネルギーマネジメントの明確化を図る必要がある。すなわち、すでに法律あるいは自主的規格化によるエネルギーマネジメントとして、省エネ法、温対法、ISO9001（品質マネジメント規格）、ISO14001（環境マネジメント規格）、ISO14064-1（温室効果ガス—第 1 部：温室効果ガスの排出及び除去の定量化と報告のための組織レベルでの手引付き仕様）、14064-2（温室効果ガス—第 2 部：温室効果ガスの排出削減又は除去強化の定量化、監視及び報告のためのプロジェクトレベルでの手引付き仕様）、14064-3（温室効果ガス—第 3 部：温室効果ガス主張の検査及び検証のための手引付き仕様）、14065（検証機関等の認定のための要求事項の規格）、14066（検証人の力量についての要求事項の規格）がある。この ISO50001 に対しては、特に電事連等は、省エネ法（火力発電所は毎年 1% の原単位の改善）とできるだけ整合性をもたせたいとの意見をもっている。

いずれにせよ、上記の様々な規格化は、潜在的に強制力を持つ規制となり、企業の事業活動に影響（コスト負担増等）を与える可能性が大である。しかし、その一方、温暖化への取組み実績としての「モノサシ」を企業内部ならびに外部のステークホルダーに提示し、経営者の CO2 削減のインセンティブを促進し、また外部ステークホルダーからのレピュテーション（評価）

を高めるという可能性もある。

4-2-4 GHG 検証

国内で創出された排出権の互換性は極めて乏しい。その理由として、様々な排出量取引制度から創出される排出クレジットの信頼性の担保にばらつきがあるからである。すなわち、GHG 検証では、①排出権がどの制度に依拠するのか、②義務的な GHG 報告制度の有無はどうか、③第三者検証の有無とその保証レベルは高いのか低いのかポイントである。このことは、検証コストとの問題にも繋がってくる極めて実務的な問題である。図表 4-1 では、この点を整理している。検証コストをかければ排出権の信頼性をより高く担保できる。コスト＝パフォーマンスからの分析が重要となるのである。

図表 4-1 GHG 第三者検証の位置づけ

| 項 | 法・システム | 制度・スキーム | 義務的 GHG報告制度 | 第三者検証 | | 企業の GHG検証インフラ |
|---------------------------|----------------------|----------------------|----------------|-------|----------|------------------------|
| | | | | 有/無 | 保証レベル | |
| (国内制度) | | | | | | |
| 1 | 省エネ法 | 定期報告 | 有 | 無 | - | 組織 プラットフォーム の共通化 |
| 2 | 温対法 | 公表制度 | 有 | 無 | - | |
| 3 | 地方自治体 | 報告制度 | 有 | 無 | - | |
| | 同 | 東京都(環境確保条例) | 有 | 有 | ? (検討中) | |
| 4 | 経団連「自主行動計画」 | 業界ガイドライン | 無 | 無 | - | プロジェクト |
| 5 | 国内統合市場 | 試行排出量取引スキーム | 無 | 任意/有 | 高?(合理的?) | |
| | 同 | 環境省JVETS | 無 | 有 | 高(合理的) | |
| | 同 | 国内クレジット制度 | - | (有) | ? (検討中) | 組織 |
| 6 | カーボンオフセット | オフセットクレジット(J-VER) | - | 有 | 高(合理的) | |
| 7 | カーボンフットプリント | カーボンラベル | - | (有) | ? (検討中) | |
| (参考: 国際GHG制度/インフラ) | | | | | | |
| 8 | 国連気候変動枠組条約 | 国連ODM | - | 有 | 高(合理的) | プロジェクト |
| 9 | EU | EU-ETS / Cap & Trade | 有 | 有 | 高(合理的) | 組織 |
| 10 | The Climate Registry | 北米GHG管理共通インフラ | 有/無 | 有 | 高(合理的) | 組織 |
| 11 | ICAP (国際炭素協定) | Cap & Tradeの国際連携 | - | 有 | 高(合理的) | 組織 |
| 12 | VCS (国際NPO) | 自主クレジットVCU | - | 有 | 高(合理的) | プロジェクト |
| 13 | US EPA | US-ETS 2012までに導入? | 有 | (有) | ? (検討中) | 組織 |

出所：岩尾（2009）「MRV と GHG 検証の動向について」『環境省国内排出量取引制度検討会 第 2 回資料』トーマツ審査評価機構。3 頁

4-2-5 おわりに

今後の低炭素社会では、企業に対する評価軸に新たに「カーボン（炭素）」という要素が入ることは明白である。排出権取引がこれにどのように関わるのか、またこの場合の評価手法をどのように設計し、それをを用いて分析したものをどのように企業経営に生かすのかという研究が

求められているのである。そのためにも、まずもって、インフラとしての会計基準を整備しなければならぬのである。

参考資料1

平成 21 年度委員会議事要旨（全 5 回）

平成 21 年度 第 1 回排出クレジットに関する会計・税務論点調査研究委員会
議事要旨

■日時：平成 21 年 9 月 17 日(木) 18:00～20:00

■場所：地球産業文化研究所 会議室

■委員：(敬称略 50 音順)

委員長：黒川 行治 慶応義塾大学商学部教授

委員：伊藤 眞 慶応義塾大学商学部教授

委員：大串 卓矢 株式会社スマートエナジー代表取締役社長

委員：木村 拙二 愛知産業株式会社監査役

委員：高城 慎一 八重洲監査法人公認会計士

委員：武川 丈士 森・濱田松本法律事務所弁護士

■オブザーバー (順不同、略称)

IGES 水野様

海外環境協力センター 金子様

経済産業省 長田様

東京都 宮沢様・千葉様・高岡様

東京電力 小林様・杉村様

トーマツ 松本様

三菱商事 大谷様・河村様・森内様

日本経済研究所 萩原様

日本商工会議所 佐藤様

日本政策投資銀行 實方様

■GISPRI

蔵元専務、林部長、横山部長、大西、入江、吉田 (事務局・文責)

■議事：

1. 冒頭挨拶

1-1) 事務局 (蔵元専務理事) より

- 今年度の委員会にご参加いただき委員メンバーならびにオブザーバーの皆様に感謝申し上げます。
- 今年度は、国内統合市場を対象とした昨年度の議論の深化と、国際会計基準の動き等も注視した地球温暖化に関する議論をお願いしたい。

1-2) 黒川委員長より

- 今年度の研究会開催について事務局に感謝するとともに、参加者が楽しく議論に参加できるような研究会としたい。
- 日米とも民主党の「大きな政府」になり、地球環境問題には今まで以上に力が入ると思われる。当委員会の内容にもポジティブな影響があるものと考えたい。
- 国際会計の動きも会計分野だけでなく、経済界、さらには人間社会の根底からの価値観の変化の影響が出ているように感じている。今年度は文化のようなものも考えつつ、環境問題を討議したい。

2. 内容

2-1) 今年度の検討事項案について

(資料 3 に基づき事務局より説明)

- 開催スケジュール、委員会メンバー、検討テーマについて紹介。
- 第一のテーマとして、国内クレジット制度と試行排出量取引スキームにおける排出クレジット類の会計・税務・法務論点について、昨年度の議論をベースとし、最近の動向を踏まえて、議論・整理を進める予定。
- 第二のテーマとして、排出量取引制度に対する国際会計基準の検討状況や、企業活動における気候変動情報を開示するためのフレームワーク策定状況などの、国際動向に関する情報収集と議論を行う予定。

2-2) 排出クレジットに関する最近の動向について

(資料 4 に基づき事務局より説明)

事務局より各国の CO2 排出状況、気候変動に関する国際的な交渉状況、国内制度の進捗や基盤整備の状況、海外の国内政策などについて説明した後、議論を行った。

【ディスカッション】

①京都議定書第一約束期間における日本の温室効果ガス排出量について

- 排出量削減が計画通りに進まなかった場合の、政府による、さらなる排出クレジット調達の可能性について。
- 2013 年以降の枠組みが、第一約束期間の目標未達に対するペナルティに与える影響について。

②民主党政権が掲げる排出削減中期目標について

- 高い排出削減目標と 2013 年度以降の排出クレジットの活用見込みについて。

③改正された ASBJ 実務対応報告第 15 号について

- 試行スキームの排出枠の取扱いに関しては、事前／事後のいずれも、無償交付の部分は金額が非常に小さいことを想定して、取扱いの簡便さを優先させたものであると考

えられる。

- 国内統合市場は、排出削減中期目標との関係で、国内排出削減の深掘り的手段として、今後規模が大きくなることが予想され、そのような認識で議論を進める。

2-3) 「国内クレジットの取得及び譲渡に関する契約（案）」について

（資料 5 に基づき事務局より概要説明）

【事務局説明概要】

- 契約案作成にあたり、国内クレジットは中小企業等が原始取得するものとし、これを大企業等が承継取得するという考え方に基づいて整備された（昨年度の委員会では、中小企業等による原資取得と、大企業等による原資取得との両論併記）。
- 国内クレジット発行の事務フロー実務では、国内クレジットは中小企業等の口座には記録されず、当初から全ての国内クレジットが大企業等の口座に記録される。

【ディスカッション】

①標準契約案作成時の経緯について

- 法律専門家の見解としては大企業等が原始取得することへの支持が多かった。
- 国内クレジット発行の際の事務フローに対する当時の認識が「まずは中小企業等にクレジットが記録され、その後に大企業等に移転される」というものであったので、「中小企業等で原始取得し、大企業等が承継取得する」という考え方で標準契約案を作成した。
- その後、事務フローにおいて「当初から全ての国内クレジットが大企業等の口座に記録される」点が明らかになったが、標準契約案はほぼ出来上がっていたため十分には反映できず、法律上の整理と事務フローとでズレが生じる結果となった。
- 今後、この種の制度を設計する際には、「誰がクレジットを取得するのか」という部分が、その後の会計や税務にも影響を及ぼすので、これを整理したうえで事務フロー等を作ることが重要である。

②中小企業等が国内クレジットを原資取得する考え方の背景について

- 京都クレジットの経験から、「プロジェクトに対する投資」と「クレジットに対する支払い」とを分けた方が、支払いの対価が明確にできるという考え方もあり、それで中小企業等が原資取得することとしたのではないか。
- 最初から大企業等にクレジットが発生した場合、「(大企業が) 何に対してお金を支払ったのか」という（税務面の）指摘を受ける可能性がある。
- 制度側の意図として、中小企業等にとっての経済的メリットを確保するために中小企業等でクレジットを原始取得することとしたのであろう。これにより、クレジット売買としての会計上の処理はわかりやすくなったのではないか。

- 以上のような考え方は、「プロジェクトに対する投資」と「クレジットに対する支払い」が厳密に区別されるとの考え方を前提にしているように思われるが、必ずしもそのような区別はできないのではないか。例えば、資金ではなく技術、ノウハウ又は人的支援を行う対価としてクレジット取得することも理屈上はあり得る話であり、その場合には上記のような区別が意味を持つのか疑問である。
- 中小企業等が国内クレジットを原資取得した場合、その排出削減事業のために大企業等で要した人件費などはどのように取り扱われるのか。
- 共同事業体に中小企業等と大企業等が資源を持ち寄り、その成果として排出クレジットが発生し、それを貢献度合いに応じて分けるような整理ができると望ましかった。
- 標準契約書案は大企業等がクレジットを取得する理由が単なるクレジットの売買であるとは考えていない。具体的には、標準契約書案においては、大企業等は中小企業等に対して金銭を支払う対価としてクレジットを取得するのではなく、金銭の支払いプラスプロジェクトの申請、準備、実施等の局面において様々な努力を行うことも義務付けられており、それらの金銭的・非金銭的協力全てを行った見返りとして、クレジット取得するという構成が採用されている。そのため、契約書の名称も「クレジット売買契約」ではなく「クレジットの取得及び譲渡に関する契約」とされている。
- この標準契約案に、共同プロジェクトのコンセプトが入っている。それぞれがお金を出した部分をそれぞれにブックしておいて、クレジットの譲渡を受けたときに、それを取得原価にするという考え方もできるように思われる。

③クレジット発生判断基準について

- クレジットが、いつ、どこで生まれたかという基準は、制度なり法律が決めるべきであるが、国内クレジットのルールでは規定されていない。この点は京都クレジットも規定されておらず、同様の状況である。
- 関係者の認識としては、京都クレジットは「クレジットがブックされた場所」が発生の判断基準のようであり、これを国内クレジットに適用するのが自然と思われる。
- 最初に大企業等の口座にブックされるにも関わらず、中小企業等が原資取得するとされる国内クレジットには別の判断基準があるということか。
- その点に、敢えて法的な説明を付けようと思えば、中間省略登記の考え方を適用し、法律上の権利として、まずは中小企業等で発生し、それが瞬間的に大企業等に移転したと考え、これらの一連の動きを中間省略登記のように処理していると考えられなくもない。
- このような事務フローや標準契約案をベースに、中小企業等になるべく負担がかからない会計税務処理について当委員会でも検討する余地があると思われる。

④標準契約案で想定した取引内容について

- 標準契約案の作成にあたって、法律専門家の間では、「ものをもって代金を支払う」というような単純な売買契約とすることに違和感があり、「取得及び譲渡に関する契約」と

した。

- 大企業等にはお金の支払いに加え、人的な支援や技術やノウハウの提供といった義務があり、これらの義務を全て果たした場合に、クレジットが譲渡されるという考え方で標準契約案を作成しており、これを前提とした場合にどのような会計処理が考えられるのか。
- 譲渡価格が公正価値会計になるのかという点も論点になると思われる。

2-4) その他

①排出量取引制度に関する国際会計基準の動向について

- IFRS 策定の作業が遅れ気味のため、本テーマの今年度委員会での取り上げ方については流動的な部分がある。
- 国際会計の見直しは全体として矛盾が無いように進めており（IFRIC は色々な点で矛盾を抱えることとなり頓挫した）、時間がかかるのも理解できる。
- 前段として「収益の認識」や「非金融負債」など、日本でも論点整理が出たばかりで、大きく変わるものから情報提供することになるかもしれない。

②東京都制度について

- 本日の国内クレジットの標準契約案に関する議論は、東京都制度における都内中小クレジットにも反映できる可能性がある。
- 東京都制度と国内統合市場の両方に関係する案件の取扱いについては、昨年度の当委員会においては「ダブルカウントもやむなし」という判断をしていたが、その後、国内クレジットについては「全く別物」という認識のようであり、補助金付きの環境省の JVETS に関しては環境省側の運用でカバー（東京都制度の対象物件である場合は JVETS 側では受け付けない）することとなった模様。

③今年度の検討テーマについて

- 事務局案以外に追加で検討すべき項目があれば、事務局まで連絡する。

3. 今後の予定

開催候補日時：平成 21 年 11 月 17 日（火） 18 時より

場所：地球産業文化研究所 会議室

以 上

平成 21 年度 第 2 回排出クレジットに関する会計・税務論点調査研究委員会
議事要旨

■日時：平成 21 年 11 月 17 日(火) 18:00～20:10

■場所：地球産業文化研究所 会議室

■委員：(敬称略 50 音順)

委員長：黒川 行治 慶応義塾大学商学部教授

委員：伊藤 眞 慶応義塾大学商学部教授

委員：大串 卓矢 株式会社スマートエナジー代表取締役社長

委員：木村 拙二 愛知産業株式会社監査役

委員：高城 慎一 八重洲監査法人公認会計士

委員：武川 丈士 森・濱田松本法律事務所弁護士

委員：村井 秀樹 日本大学商学部教授

■講師

株式会社日本環境取引機構代表取締役・一般社団法人日本環境取引協会代表理事
向井 征二様

■オブザーバー (順不同、略称)

海外環境協力センター 金子様

経済産業省 長田様・辻上様

東京都 高岡様

東京電力 小林様・杉村様

トーマツ 松本様

三菱商事 河村様・黒田様・森内様

日本経済研究所 萩原様

日本商工会議所 上田様

柏原岳人税理士事務所 柏原様

■GISPRI

蔵元専務、林部長、大西、入江、吉田 (事務局・文責)

■議事：

1. 「国内クレジット制度をめぐる論点整理と J C T X の自主参加型排出量取引について」

(資料 3 に基づき向井講師より講演)

1-1) JCTX グループの 2004 年 4 月からの取組経緯について (スライド p2)

1-2) 国内クレジット制度について

①制度の概要、イメージ（スライド p3、p4）

- 制度の推進にあたっては、中小企業における 1 件あたりの排出削減量が少ないことを考慮することが求められる。

②ベースライン&クレジット型 国内クレジット制度（スライド p5）

- 制度が排出削減プロジェクトありきで設計されており、日常の省エネ努力を反映できない点が課題である。また、排出クレジットの買い手としてのパートナーが必須とされていることが制度の硬直化につながっている。

③国内クレジット制度進化のための 7 つの論点（スライド p6）

- （論点①）例えばコンプレッサの吐出圧力が納入時から変えられていないなど、現場では、引き渡されたままの条件でビルを使っている人が多く、中小企業の省エネにおいては「省エネチューニング」、「運用改善」が優先課題である。
- （論点②）現行制度は、買い手の存在と設備導入とが必須であり、中小企業にとっては使いづらい。
- （論点③）排出削減プロジェクトベースだけでなく、環境省の JVETS で認められているようなエンティティベース（削減総量）の取り組みを評価する仕組みが必要である。
- （論点④、⑤）現行のバイラテラル方式の参加制度において、（自主行動計画を有する）大手企業を見つけることは、その系列に属していない中小企業にとってはきわめて困難であるので、ユニラテラル方式の参加も認められるべきである。
- （論点⑥）ビジネスマッチングの制度化と民営のカーボン市場の育成が急務であり、後者としての東証と東工取の動きは歓迎できる。
- （論点⑦）制度運用を担う民間専門家の育成が必要と考えており、今年 1 月から CO2 削減アドバイザー制度を創設し、これまでに約 80 名を認定してきた。

④運用改善を中心とした中小企業の削減ポテンシャルの紹介（スライド p7）

- 環境省より委託された中小企業省エネ診断（合計 15 件、削減可能量 4,518t-CO2/年）において、例えば相当に省エネが進んでいると認識されていたサイト（製紙）でも、ハロゲン灯の交換やコンプレッサの運用改善により 2,494t-CO2（削減率としては 3.9%）の削減可能量があることが判明した。このサイトでは、24h 運転のスラッジ処理プロセスからの更なる排出削減が課題である。

⑤2009 年度ソフト支援事業（スライド p8）

- 昨年度は約 1,000 件のソフト支援事業うち、200 件を JCTX で支援した実績がある。今年度においては、50~60 件を JCTX で支援しているが、課題は買い手探しであり、非常に苦労している現状にある。

1-3)環境取引について

①国内クレジット制度との関係（スライド p9）

- 国内クレジット制度に関して、中小企業からの問合せは多くあるものの、パートナーになる大企業を見つけるのに苦労している。この点において、仲介事業者の参加が認められ、JCTX も共同実施者（国内クレジットの買い手）になることが出来るようになったのは制度としての進歩である。

②JCTX 認定 CO2 アドバイザーの役割（スライド p10）

- 現行の省エネ法は罰則があるものの、自己申告制度である点が不十分であると認識している。コンビニやレストランにおいては、経営トップが、自らが省エネ法の対象であることを自覚していないケースも多い。
- 日本の先進企業の一部は省エネ活動においてトップにあるかもしれないが、特に熱マネジメントの部分など、あまり十分でない企業も多く存在している。

③環境取引について（VEC の発行・流通など）（スライド p11～p21）

- 環境取引は CO2 削減目標を自己宣言（agreement ではなく pledge）し、JCTX との順守協定を結び、それに基づく省エネ活動の成果を第三者機関によって検証し、VEC（Verified Eco-Credit）を発行する仕組みである。
- JCTX 自主参加型国内排出量取引制度においては、JVETS ガイドラインにならって検証報告を実施している。また、発行された VEC を排出削減事業者の手元に部分的に残したり、別の事業者に売ることもできるようになっている。

1-4)国内排出量取引制度・ニッポン型ハイブリッドモデル（スライド p22）

- 民営の国内クレジット取引市場を配し、大規模排出事業者にはキャップ&トレード型、中小製造業・農林水産業・民生業務分野・運輸業・中小規模自治体にはベースライン&クレジット型の制度を設ける仕組みを考えている。また、これらの削減取組を支援する民間の支援組織を構築することもポイントになる。
- キャップ&トレード型においては、180 の事業所が国内の排出量の半数を占めているという点だけに着目し、そこに蛇口を設ければ排出削減が進むと考えがちであるが、キャップの設定方法や価格転嫁の問題など、注意が必要である。
- ベースライン&クレジット型においては、設備補助金のような支援であると一部の大企業のみにもメリットが集中してしまうので、ソフトな形での民間取組支援を行うことが有用であると考ええる。

1-5)国内版 CDM 制度の本格導入に向けて（スライド p26）

- 岡山大学・中村教授の主張する「環境財取引による内生的な地域格差の是正」の考え方が、国内版 CDM 制度の本格導入にマッチする。

【ディスカッション】

①排出削減の認証対象の拡大について

- 例えば、作業時間短縮や消費エネルギー削減を可能にするような機器について、それをあらかじめ認定しておき、ユーザーがそのような機器を使うことにより何らかの登録機関にクレジットがブックされ、プールして一定の取引単位にまとめて売買できるような仕組みがあると排出削減がさらに進むように思われる。
- 現状の国の仕組みでは化石燃料起源 CO2 の排出削減が対象とされているが、JCTX のような民間の取り組みであれば、より多様な排出削減の認証が可能となる。ただし、日本においては、民間の取り組みは国の取り組みよりも下にみられる点がネックである。

②ユニラテラルなベースライン&クレジット方式を認めることに関して

- 中小企業単独のユニラテラルによるベースライン&クレジット方式を推し進める場合、ベースラインに対する中小企業の既得権を認めることを意味すると解釈できる。一方、排出削減については皆が取り組むべき課題でもあり、このような既得権を認めることについてどのように考えるべきか。
- 国内クレジット制度の目的は中小企業の CO2 削減であるが、これと同等の効果を持つものとして環境税が考えられ、こちらは既得権を認めないスタイルのものである。どちらの制度が望ましいかという政策論になるが、国内 CDM 制度に関しては、「頑張った人には飴を与える」制度と考えられる。
- 排出キャップがかからない企業や人には、既得権を認めたことになると考えられ、中小企業にユニラテラルのベースライン&クレジットを認めるとするならば、一層、既得権を認めることとなるが、どのような根拠に基づいて既得権が与えられると考えるべきか。
- ベースライン&クレジットを認めることは既得権を認めることに他ならないと考えられるが、その点の正当性は、理論的に導出されるというよりも、結果的に排出総量削減につながったかどうかで判断されるものと考えられる。
- 講演において国内クレジットの論点として取り上げられたユニラテラルやエンティティベースなどの考え方を強化していくと、最終的には環境税と同じになるのではないか。JVETS においてエンティティベースの排出削減が認められているのは、自主ではあるがキャップを負っているからである。どの手法が正しいかを理論的に導出するのも重要ではあるが、最終的な評価は、どれだけ排出総量削減に寄与したかの結果でなされると考える。
- 排出削減は、本来、国民が広く浅く負担すべきであり、その観点からは環境税の正当性も理解できる。現状の国内クレジットは中小企業にとってのインセンティブになっておらず、国内クレジットに参入する中小企業は、省エネが目的である。
- 一方で、中小企業でも自主的に省エネに取り組んでいる企業はあり、そのような努力の「見える化」を求めている。例えば、地元の金融機関や取引先に対して省エネの取り組みを PR するものとして、排出クレジットの発行は非常に重要なポイント

である。

- 国内クレジットは多分に CSR 的な制度である。経済的インセンティブを与えるには、クレジットの価格がトンあたり 1 万円になれば状況はだいぶ変わると思われる。日本で国内クレジットをやるならば、海外の CDM の単価ととともに競争するのは困難。

③クレジットの発生根拠について

- 今回の講演を聞いて、クレジット発生の実質的な根拠を詰めなくてはいけないと感じた。特にユニラテラルな考え方による影響が大きいのかもしれないが、「あるプロジェクトなり、ある場所で削減したということが発生根拠となる」のか、「削減をすることに大企業なり削減義務を負った人が協力したことが発生根拠となる」のか、このあたりを法律的に整理してなくてはならない。東京都制度においては、排出削減そのものがクレジットの発生根拠とされる見込みとも聞いており、そうであればユニラテラルも認められる方向になると理解している。一方で、国内クレジットはバイラテラルであり、どちらが結果的に排出削減に効果があるのか興味深く、バイラテラルかユニラテラルかはそろそろ整理していく必要があると感じている。
- 実際の排出削減現場の視点からすれば、現状の国内クレジットの実態として、大企業や ESCO 事業者が自社の製品やサービスを売り込むためのツールやマーケティングの一環として制度を活用している側面がある。マーケティング手法として活用されることで取り組みが拡大するのは歓迎であるが、国内クレジットを原始取得するのは、実際に汗をかいた中小企業であるべき。
- この点については、「大企業が取得するのか、中小企業が取得するのか」という問題では無く、「排出量削減に貢献した人に発生させるのか、削減場所である中小企業に発生させるのか」の対立軸である。また、この制度は、「汗をかいたこと」を評価するのではなく、「排出量が削減された分」を評価するものであるので、「汗をかく」ということが何を意味するのか考える必要がある。

④国内クレジットに対する国の取り組みへの期待について

- NEDO を通じて京都クレジットを買い上げる仕組みがスタートしており、これと同様にして中小企業の努力の成果を国費で買い上げてはどうか。
- 中央省庁は一種の特定事業者であり、目標達成をしなくてはならないので、ここで国内クレジットを買い上げて、オフセットとして活用してもらおう手法も考えられる。

2. 今後の予定

開催日時：平成 21 年 12 月 24 日（木）15 時～17 時

場所：地球産業文化研究所 会議室

以 上

平成 21 年度 第 3 回排出クレジットに関する会計・税務論点調査研究委員会
議事要旨

■日時：平成 21 年 12 月 24 日(木) 15:00～17:00

■場所：地球産業文化研究所 会議室

■委員：(敬称略 50 音順)

委員長：黒川 行治 慶応義塾大学商学部教授

委員：伊藤 眞 慶応義塾大学商学部教授

委員：大串 卓矢 株式会社スマートエナジー代表取締役社長

委員：木村 拙二 愛知産業株式会社監査役

委員：高城 慎一 八重洲監査法人公認会計士

委員：武川 丈士 森・濱田松本法律事務所弁護士

委員：村井 秀樹 日本大学商学部教授

■オブザーバー (順不同、略称)

海外環境協力センター 金子様

経済産業省 長田様

東京都 高岡様

東京電力 小林様・杉村様

トーマツ 野崎様

三菱商事 大谷様・森内様

日本政策投資銀行 加藤様・實方様

日本商工会議所 土谷様

柏原岳人税理士事務所 柏原様

■GISPRI

蔵元専務、林部長、大西、吉田 (事務局・文責)、速記者

■議事：

1. 国内クレジット制度における会計・税務の取扱いについて

(資料 3、資料 4 に基づき事務局より説明)

1-1)国内クレジットの税務取扱いに関する調整状況

①法人税関連

➤ 損金算入は概ね了承される方向。具体的な費目についての調整が続いている。

②消費税関連

➤ 国内クレジットは国内限定であるので課税対象と考えられ、特に調整していない。

【ディスカッション】

①損金算入における費目の件について（損金算入に際しての費目の違いによる影響）

- その他の寄付とした場合の、通常の法人における算入限度額について。
- 全額損金算入の方向で調整できるのではないか。

- 確定決算のところの販管費として処理する点について。
- 費目について特に指定されるものではなく、国内クレジットへの投資が説明できるものとしておきたい意向か。
- 寄付金には「指定寄付金、公益増進に寄与するための寄付金、その他の寄付金」の3種があり、前2者は列挙する必要があるので、その関係への配慮か。

- 損金算入のタイミングはクレジットを償却した時になる。

- 企業の実務上の見地からは、どの費目で処理するかについて統一して整理すべき。
- 科目に関しては、寄付金以外だとするならば、広告宣伝費か償却費になるのだろうか。

- 国内クレジットについては、「京都クレジットと実質的に差が無く、京都クレジットと同じ扱いとする」という方向で調整に着手されたので、京都クレジットと同じく寄付にできると良いのではないか。
- 寄付となるか否かは、対価性の有無によるのではないか。
- 京都クレジットはルールが決まっていて、国際的に京都クレジットが1トンあればインベントリから1トン差し引けるので寄付と出来るが、国内クレジットはこの点が曖昧である。
- 性質は同じではあるものの、京都クレジットには国際的に認められた価値があり、国内クレジットはそれが必ずしも明確でないということで、国内クレジットの対価性に疑義があるということか。
- 価値とは、経済的な価値をさすのか、あるいは国際条約上でペナルティがかかるから、国にとって価値があるということをさすのであろうか。
- 京都クレジットは国が予算を投入して買っていることもあるが、国にとって国内クレジットに価値があるか否かで悩んでいるのではないか。
- 国際的な条約を守るという点では、（国内クレジットも京都クレジットも）最終的な性質は同じであるかもしれないが、やはり国際条約上、国が不利益を被るかどうかのポイントと思われ、この点を考慮する必要があると考えられる。

②中小企業等におけるクレジットの会計処理に関して

- クレジット発生箇所である中小企業等から国内クレジットを移転する場合、課税所得の対象となるのか。中小企業等が負担している費用はどう取り扱われるか。
- 費用負担は、全部、製造の中で落とすことで認められるのではないか。全体の売上げからみて小さいのであれば、排出クレジットは本業の副産物として考えてよいのではないか。そのような全体像を見た上で、製造原価のマイナスなのか、雑収入、営業外収益なのか、と考える。機械装置の導入により、効率が上がる、エネルギーコストを大きく節減できるという実質的なメリットを享受した上で、大企業との提携により排出削減量についてクレジットとしての収入があるというように考える。
- クレジットは売上げとして処理する格好になるのであろうか。
- 重要性があれば売上げとして、そうで無ければ副産物として、売上原価のマイナスになるであろう。
- 売上げになるのは定款に書いてあって、金額的に重要性がある場合等である。定款に記載が無く、金額も小さければ、雑収入となるであろう。
- 国内クレジットの製造原価みたいなものを計上し、それを超える部分を収益とするようなアプローチで無く、製造原価的な部分は、通常の営業活動で費用処理しておく。そこで、入ってきた収入を、雑収入あるいは、製造原価のマイナスにするということになるのであろうか。
- ご指摘の通りであり、全体のバランスを見て判断することになる。
- 例えば、「フロン破壊」など、(本業の)製造に寄与せず、クレジットのためだけの設備を導入するようなケースだと、異なるアプローチになるかと思う。しかしながら、基本的にはエネルギーコスト節減の設備導入がメインであるはずなので、まずはこのような多数派のケースについて検討するべきと考える。
- 「フロン破壊」のような排出削減を主とする場合、それが一番大きな売上げになると思われる。そうすると、排出削減が営業行為そのものになるので、通常の会計処理を行えばよいこととなる。

③国内クレジットの価格決定のあり方について

- 副産物とするのに近い考え方で公正価値を用いる案と、主産物と副産物とを選り分けて製造原価を求めて副産物たる排出クレジットの利益を上乗せして決定している案と、近似的ではあるが、どちらの方がより実効性が高いであろうか。
- 後者に関しては、今の前提条件では実効性に疑問が残るのではないか。
- 原価配分に関し、本業と副業との間で配分率を決めるのはとても難しい。連産品原価計算を行うことになるであろうが、時価が無いのに連産品の計算ができるのかという疑問も残る。

- 市場価格が情報提供される基盤は整備されているのか。
- 現状では、国内クレジットに関するものは未整備（京都クレジットに関しては整備済み）。
- 原価配分の実施には、相当な手間がかかることが懸念される。
- 仮に原価配分を行うのであれば、例えば一年分について製造原価を計算した後で、おおよその比率（0.5～1%など）を掛けてほしいの原価を出し、両者で合意した上で、適正利益をオンして作ることになるであろう。

④国内クレジットの公正価値について

- 公正価値に関しては、相対取引において、中小企業等と大企業等との間で「いくら」と決めた契約価格を明示すれば、その価格を使うことができるのか。
- 契約には価格が入ることは間違い無いが、それだけで決めても良いのかについては疑問が残る。クレジット 1t あたりに対して大企業等から中小企業等に対して支払われる値段と、それ以外での、大企業による貢献分や、中小企業等による貢献分が経済的に大きいのであれば、それらを加味しないと、本当の意味での価値が判断できないのではないか。両者の貢献分が全く釣り合っていれば、クレジット 1t あたりに対して大企業等から中小企業等に対して支払われる値段をそのまま使うことが出来るかもしれない。仮に、（国内クレジットの）セカンダリの相場がわかっているならば良い、公正価格は出せるということだと思われる。
- 契約のとき、国内クレジットが何トン発生するかはわかる。全量が瞬時に大企業等に移転するのか、それとも中小企業等に残る部分もあるのか。
- 理論的には後者のような考え方もあるが、今の取扱いでは、中小企業にクレジットを残すという考えは無く、大企業に全量移転することになっている（制度上中小企業等がクレジットを取得できないという建て付けになっている訳ではないが、事実上、大企業等にクレジットの全量を帰属させるという申請しか受け付けていない）。
- 貢献度を数量で分配することができないのであれば、価格情報に反映させることになるのであろうか。
- 極論すれば、ゼロ円もありえるのではないか。
- セカンダリの国内クレジット価格があるならば、大企業が相当程度ノウハウを提供した分をマイナスし、もっと安い価格を契約価格として書いても良いことになるはず。その計算の根拠を契約書に謳っておくと、会計面、特に税務面で安全であると考えられる。
- 現時点において、まずセカンダリのベースが無いことと、結果的にセカンダリで流通しているものよりも割高で買った場合に何が起きるか、というような余計な論点が出

てくる可能性があるので、実務的にはそのようなことをやっていないと思われる。

- その点は難しく、本当に市場価格とするのか、色々な貢献も含めた取引価格とするのが良いのであろうか。
- 純粋に大企業等が、お金しか出していなければ、合意された値段がクレジットの価格になるとと思われる。
- 価格情報に、貢献度の割合も反映されているのではないか。

- 買った価格しか償却口座に入れられないのであろうか。それとも大企業でかかったコスト（申請やノウハウ提供）を分離して記録した場合、そのコストも含めてあわせて償却口座に入れられるのであろうか。また、税務は認めてくれるのであろうか。
- その点については買った価格だけになるとと思われる。価格を決めるときに、大企業の貢献を反映した価格になっているという前提で、大企業の貢献があれば、価格は下がると考えられる。
- 会計上は、大企業の方が多く貢献して経費がかかるならば、それを取得原価の付随費用として入れ、取得原価とすることが普通に存在する。そうすると、クレジット価格に上乘せするが、それを国に対して償却口座に入れるまでは、棚卸資産か何かの大企業の方の資産に残しておかないといけなくなる。もしどちらも問題無いようであれば、大企業の方でかかった費用は、人件費とか大企業の方の人の労務費とか費用になっているから、なるべく棚卸資産に入れない方が税務上は有利であると思われ、普通の製品と同じで、製品価格に入れない方が有利となる。安い価格にしておいて、大企業でかかった費用は自動的に費用に落とした方が有利であり、そのようにするであろう。税務当局は税金を取りたいので、付随費用として入れなさいと言われ、どちらでもありえる。
- 現実を見る限り、大企業が価格に反映されるようなものすごい貢献しているケースはそれほど多くないと思われる。ありそうな貢献としては、申請書の作成やマネジメントの部分などがあるが、結局はお金を払っているだけというケースが主流ではないか。
- 大企業においても、「何時間をかけて、その業務をした」というよりは、価格情報に反映させた方が容易であると思われる。税務からクレームが無ければ、その方が、税務上も好都合と考えられる。
- 理論的には色々な手法があるが、実務的には、そうした方が簡単である上、実務の実態が理論が前提としている状況と大きく乖離していないという点もある。
- 極端に価格が安い場合は、経費で落ちている部分が本当は原価になり、それが本当は棚卸か無形固定資産でのった上で、最後に償却したところでそれを落とすという資産化しなくてはいけないものがあるかもしれないが、そこまでのバリエーションは出ていないと思われる。
- クレジットに固有の手続きに関し、「大企業で行うか、中小企業行うか」が選択可能

である場合には、中小企業でその手続きを行わずに大企業にて行い、大企業の貢献が大きいとして) 移転価格を下げた方が、大企業も中小企業も、皆が得になるということであろうか。限りなく価値を小さくした方が、副産物の売上高が小さくなり、中小企業の本業における製造原価が大きくなるということもある。

- すぐに経費化できるという前提であれば、そのように考えることが出来るかもしれない。
- 買った価格しか税務上で損金に認められないとすると、市場価格がそのうち出てくるので、その差額に関し、大企業の方で発生した費用について国内クレジット償却の処理をしていないと否認される可能性が出てくるかもしれない。経費で落とすことに全く問題が無ければよいが、プロジェクト・マネジメント等かかったコストがあつて、その部分を理論計算して資産として計上した後、償却処理していないと否認され税金をとられる可能性がある。【補足説明：直接使えないかもしれないが、「仕入付帯費用（買入事務、検収、整理、選別、手入れ等に要した費用の額）の額の合計額が少額（当該棚卸資産の購入の代価の概ね 3%以内の金額）である場合には、その取得価額に算入しないことができるものとする。(5-1-1)」という法人税法基本通達がある】
- どちらで落とすかという点よりも、事務手数の観点も重要ではないか。
- 税務上、適正とみなされる範囲にもアローワンスがあるはずなので、皆が「win-win」となるような案について、今後考えたい。

2. COP15速報について

(資料5に基づき事務局より速報として報告)

2-1)現地出張者からのコメント

- もともとの COP 会合のプロセスの複雑さはあるものの、議長国の仕切りのまずさも手伝い、一層プロセスが見えづらくなってしまった。また、各々が勝手に自分の意見を主張できるような議事進行が一向に改善されなかったため、事務方の作業は収束せず、これとは関係性の乏しい政治合意が出てくるような格好になってしまった。
- 成果としては、「途上国の行動に対する認証」や「市場メカニズムの利用」に関する記載が、コペンハーゲン合意に含まれたことが挙げられ、市場メカニズムに関しても、最終的にコペンハーゲン合意のパラ 7 に記載されるとともに、これまで市場メカニズムを検討してきた AWG のプロセスも継続されることが決まった。
- COP の特長は、会議プロセスがオープンであることだが、今回は、5 万人超の参加希望が集まったが、会議場の収容人数を越えてしまい大混乱であった。議長が突然辞任するなど、議事運営の混乱もあったが、最終的には米中の意向にも配慮し、これらを巻き込んで政治合意に留意できたことは成果と言えるのではないかと。

【ディスカッション】

①次期枠組と排出クレジット購入の今後について

- 2013 年以降の仕組みが今と違ったものとなった場合、さらには「目標未達の罰則が無い」というようなことになった場合、排出クレジットを購入してきた日本国や日本企業はどのようなことになるのか。
- 既に購入している分については、第一約束期間の目標達成に使うことは変わらないのではないかと。第二約束期間との関連においては、「罰則」と「繰越」の問題があるが、「目標を決めて、そこにクレジットをバランスさせる」という基本的な仕組みは継続すると思われ、この点を変えるほどの時間もエネルギーも無さそうに思われる。

②不遵守時のペナルティとの関連性について

- 次期枠組において、中国と米国が、今の EU や日本のような格好で目標を負うとは考えにくい。そのような中で、日本が国費を使ってでも目標を遵守するということがありえるのか。例えば、カナダは KP の第一約束期間の目標を遵守できないと聞いている。
- カナダは第一約束期間の目標については、ドロップアウトを宣言してしまったので、第二約束期間にペナルティ（守れなかった分の 1.3 倍を第二約束期間から差し引く）がかかってくることになる。
- 「ペナルティの有無」と「約束の遵守/不遵守」とは同じ問題でなく、日本政府としては、どのようになろうが、「第一約束期間は頑張る」という政策判断であり、仮に第二約束期間が無くても変わらないのだろう。条約が守られなかったときに、制裁が無いのは京都議定書に限らず、条約全般に関する問題と思われる。
- 第一約束期間での不遵守の罰則は、数量に関するものだけになるのか。
- 罰則としては、「第一約束期間の未達分を 1.3 倍して第二約束期間の割当量から差し引くこと」、「排出量取引で売ることができなくなること」、「遵守行動計画の作成・提出」などがマラケシュで決められた。
- 罰則規定について、EU-ETS のように金額を決めることが出来なかったのか。
- 第二約束期間における不遵守の罰則に関しては、そもそもの罰則の有無や、罰金に関する議論もある。現状は入口の議論しかできていない。

③MRV に関して

- MRV に関し、中国が検証の受け入れを拒んでいたようだが、政府団結果報告には「非附属書 I 国が自発的に行う削減行動も国内検証を経た上で、国際的な協議の対象となる」との記載がある。これは、場合によっては、CDM プロジェクトのようなもの以外に、自発的な行動についても、中国が国際的な検証を受け入れるというニュアンス

があったのか。それとも、よくわからずに、この表現が残ったのであろうか。

- 現地の印象として、後者であると思われる。自発的な取り組みに関しては、**National Communication** のように報告され、外部からもコメントする余地が残されたというところではないか。
- 表現上、どちらにも読めるようにまとめたとの見方もある。

④新しいクレジットに関して

- **REDD**、**NAMA** とかセクタークレジットに関する議論は、最終的にどのような状態になっているのか。
- 無くなった項目は無いが、解決した項目も無いので、「継続審議」ということになるのであろうか。**NAMA** やセクトラルに関しては、市場メカニズムに関するテキストの部分できちんと議論され、今後議論すべく残っている。**REDD** については、検証の仕方などの入口論で議論しており、まだクレジット化まで議論していない状況のようである。

⑤CDM 改善等について

- 今回合合は、**CDM** 改善の話もあり、特に標準ベースライン（個別の **PJ** にベースラインをつけるのではなく、まとめてベースラインをつくる）や、**CCS** の **CDM** 化が大きなアイテムであった。これらは、解決した訳ではないが、**CDM** 化させるべく **SBSTA** で引き続き検討されることが決められ、一定の成果があったものと考えられる。

3. 試行スキームにおける排出枠の税務取扱いについて

（資料 6 に基づき事務局より説明）

3-1)出席者によるコメント

①ASBJ 公開草案に対する税務上の懸案について

- **ASBJ** 公開草案に対する税務面の質問に関し、国税の件については関与しないものとして、**ASBJ** にて取り上げなかった経緯がある。
- 本件に関し、国税庁との調整が必要であると認識されるが、調整すべき内容は多いように思われる。

②東京都制度との関連性について

- 東京都の制度は来年 4 月から始まるものであるが、現時点で、**ASBJ** の排出権取引専門委員会開催の予定は無いようで、**ASBJ** でも検討中のようである。未確定情報ではあるが、**IASB** においても、来年の **2Q** あたりにならないと案が出てこない可能性があるらしく、そのような状況もあって、**ASBJ** も「**IFRS** と違うものは作れない」ということで、なかなか進展しないのかもしれない。

4. 今後の予定

第4回委員会：平成22年2月3日（水）18:00開始

場所：地球産業文化研究所 会議室

以 上

平成 21 年度 第 4 回排出クレジットに関する会計・税務論点調査研究委員会
議事要旨

■日時：平成 22 年 2 月 3 日(水) 18:00～20:30

■場所：地球産業文化研究所 会議室

■委員：(敬称略 50 音順)

委員長：黒川 行治 慶応義塾大学商学部教授

委員：伊藤 眞 慶応義塾大学商学部教授

委員：大串 卓矢 株式会社スマートエナジー代表取締役社長

委員：木村 拙二 愛知産業株式会社監査役

委員：高城 慎一 八重洲監査法人公認会計士

委員：武川 丈士 森・濱田松本法律事務所弁護士

委員：村井 秀樹 日本大学商学部教授

■講師：有限責任監査法人トーマツ 公認会計士 脇田一郎様

■オブザーバー (順不同、略称)

海外環境協力センター 金子様

経済産業省 長田様・五十棲様

東京都 千葉様・高岡様

東京電力 小林様・市岡様

トーマツ 松本様

三菱商事 大谷様

日本政策投資銀行 實方様

日本商工会議所 佐藤様

柏原岳人税理士事務所 柏原様

■GISPRI

蔵元専務、林部長、大西、吉田 (事務局・文責)、速記者

■議事：

1. 「気候変動情報の開示を巡る動向」(講師：有限責任監査法人トーマツ・脇田様)

1-1)気候変動が企業に及ぼす影響と投資家の開示要求

①気候変動が企業に及ぼす影響

➤ 「規制リスク、自然(物的)リスク、戦略リスク、開示リスク」に大別。

②投資家の開示要求

➤ 「気候変動リスクに関する情報開示のためのグローバル・フレームワーク」や「カーボンドイスクロージャープロジェクト」等の具体的な動き。

- 機関投資家の投資意思決定に対する、企業の温暖化・低炭素化戦略やアクションが影響するという切実感の高まり。

1-2)CDSB（気候情報に関する開示基準審議会）の取組み

①CDSBの概要

- CDSBの概要：気候変動情報の制度開示（annual reportにおける開示）に向けた報告フレームワーク策定を目標。
- 09年5月に公開草案をリリースし、10年3Qに報告フレームワークを公表予定。

1-3) CDSB 報告フレームワークの概要

①全体像

- 気候変動情報は財務報告書の中で「財務諸表以外の情報」に記載する考え。
- 基準策定には、開示情報間の整合性を図るべく、「財務諸表における概念フレームワーク等との調和」、「他の非財務情報開示との調和と非財務情報開示フレームワークとの整合」、「任意開示情報との調和」が必要。

②CDSB 報告フレームワーク目次

| | | | |
|---|--|-----------|---|
| 1 | Introduction | 7 | Contextual disclosures |
| 2 | Framework Requirements | 8 | Assurance |
| 3 | Scope of applicability | 9 | CDSB Reporting Templates (Template1,Template2,Template3,Template4) |
| 4 | Reporting period | | |
| 5 | Position of information in the mainstream financial report | Appendix1 | A guide to preparing disclosures under the Reporting Framework |
| 6 | Characteristics of "decision-useful" information | Appendix2 | Typico plc:An illustrative disclosure based on the Framework |

③CDSB 報告フレームワークの特徴

- 制度開示における報告フレームワーク・・・自主開示のフレームワークは既に存在
- 適用範囲・・・監査済み財務諸表作成企業を対象、連結ベース
- 報告期間・・・年次開示
- 記載場所・・・財務報告書内の財務諸表以外の部分
- 原則主義・・・気候変動情報の複雑さゆえ、一律の開示ルールを決めることは困難
- 開示方針の記述・・・組織境界は原則として支配力基準
- 保証・・・監査対象では無いが、監査済み財務諸表と重要な矛盾なきこと
- 各テンプレート・・・1.戦略分析、2.気候変動に関する規制リスク、3.気候変動に関する物理的リスク、4.温室効果ガス排出量

③公開草案に寄せられた主なコメント

- 制度開示における気候変動情報開示に関するグローバルな統一基準の作成・・・支持

- 現存する基準やガイドの活用…概ね支持
 - 原則主義によるアプローチ…概ね支持
 - 費用対効果分析…追加検討必要 (GHG 排出量の測定にはコストがかかるとともに、連結ベースで測定する場合は、さらなるコストが発生する可能性がある)
 - 情報の記載場所…反対あり (意見が分かれた)
 - ステークホルダーと開示対象範囲…反対あり (マルチステークホルダーへの配慮や、気候変動情報以外にも生物多様性などへの配慮の必要性)
 - 産業分野に特化した基準の必要性…追加検討必要 (エネルギー、鉄鋼等の分野)
 - 業績測定基準…概ね支持 (収益あたりでなく総資産あたりを推奨する意見あり)
 - 不確実性…追加検討必要 (不確実性と忠実な表現原則とのバランスの考慮)
 - 戦略的連携…追加検討必要
- ④フレームワーク改訂に向けた今後のプラン
- 追加作業…費用対効果分析
 - 特別プロジェクト…バウンダリと連結方法の明確化、国際的な法制調査
 - 活動拡充…投資家、科学技術者、企業、国連の関係局等との共同作業・対話
 - フレームワークの改訂 (2010 年中頃) …IASB によるマネジメントコメントリのリリースを待つ部分もあって一部は間に合わず
- ⑤気候変動情報開示を巡るその他の動き
- IASB…経営者による説明 (management commentary) 公開草案をリリース
 - Connected Reporting Framework …"Accounting for Sustainability"の一環として財務情報・非財務情報を統合した"Connected Reporting"を提案し、枠組を公表
 - ICAEW…制度開示の為の統一基準を策定する独立組織の設立を COP15 で呼びかけ。
 - 日本公認会計士協会…09 年 1 月に提言を公表
 - EU 会計法現代化指令…大規模の会社に対し、年次報告書で非財務的な主要業績指標の開示を義務付け
 - 英国 (気候変動法) …リリースされた DEFRA ガイドラインで、特にバウンダリの部分の考え方を具体的に提示
 - 米国…「経営者による討議と分析(MD&A)」等への開示を要請
 - 民主党環境ビジョン(2008.9) …「CO₂ の見える化」推進策の一つ

【ディスカッション】

- ①機関投資家が気候変動情報開示を強く要求する理由について
- 最終的な低炭素社会の実現には、企業に資金が提供され、CO₂ の削減に向けた商品やサービスが提供されることが必要である。一方、機関投資家においては投資先選定のための情報が必要となるため、情報開示の位置付けは、投資家保護というよりは、投資家のあるいは銀行のファイナンスを通じての CO₂ 削減活動推進の中にあると理解し

ている。気候変動への対策が重要であれば、それを戦略的にとらえ、低炭素の属性を付加した商品あるいはサービスを開発する企業が成功してリターンを出すこととなるので、そこに着目すれば、リターンを求めて投資することは温暖化ガスの削減活動に資金を提供することと同じになる。

- 有価証券報告書については、まずはアナリストや機関投資家が直接的な利用者であり、それらを通じた 2 次情報を利用して個人投資家が動くことを考えると、メインのステークホルダーとして機関投資家を想定するのは一理あると理解できる。
- 機関投資家にお金を預けた側からの評価への配慮や、機関投資家としての説明責任にも関係が深いと考えられる（SRI 的な考え方）。

②情報の速報性について（決算短信などの活用可能性）

- 投資家を対象とする情報開示であれば、決算短信など、有価証券報告書などよりも開示の早いものを活用した方が、より実効性が高いのではないかと。
- CDSB で議論したわけではないが、年次開示をベースとしているのは、「GHG 排出量の算定など、実務の面で決算短信などのタイミングに間に合わない可能性があること」、「気候変動への取り組みは長期で見るとべき情報であって、数ヶ月を急いで開示する必然性はそれほど無いように思われること」などの背景があると思われる。決算短信の要求事項が増えてきているという現状はあるが、監査を終えた財務諸表の情報が掲載されている有価証券報告書やアニュアルレポートと、決算短信とでは、その位置付けにおいて、確定値と速報という属性の違いもあると思われる。
- 決算短信において、定性情報として記載することは考えられる。また、CDSB のフレームワークを参考にして、企業が色々なところで任意開示することは否定されるものではなく、今後、実際に制度化・法令化される前に、企業が自主的に記載を始めるのでは無いかと想定している。
- 機関投資家やアナリストによれば、ほとんどが決算短信で情報を得て判断し、決算短信に記載されていない情報が必要なときに有価証券報告書を活用している現状のようである。
- 投資家にも変化の兆しがあり、リーマン・ショック後の長期的な戦略を、非財務情報として年次報告書に含めて開示するよう求める動きがある。短期的なリターンを求めすぎたことに対し、「資本主義的な反省」とも言うべき、若干の反省があるように見受けられる。機関投資家はリターンが無いと職を失うので、まずは儲けることが必要だが、「何で儲かるのか、儲かるはずなのか」を説明しなくてはならない。
- 目的として低炭素社会がかかげられていたので、そこまで理念的に考えたのかとも思ったが、同じ環境に対するアプローチであっても、やはり資本主義的なところがあるようである。

- EU の考え方には理念主義な所があり、きれいごとを並べているように見える面もあるが、そうでないとあれだけの国をまとめることは難しい。表裏があると言えるかもしれないが、理念を存在させる一方で、「資本主義には欠陥があるかもしれないが、それ以上のものは無い」という考え方が生きているようである。

③記載する気候変動情報の保証について

- 環境報告書など、任意の第三者審査機関によるものを、「任意で審査済み」という形で、企業情報の前の方に書くことは支障無いのか。
- 監査やレビューなど、何かのアシュアランスを求めることになれば、有価証券報告書に記載する情報への要請事項であるので、内閣府令などの措置が必要になると思われる。一方、他にも情報がある中で、その一部の気候変動情報に限定して、監査報告のようなものが求められるというのは難しいかもしれない。
- 日本の有価証券報告書における財務諸表以外の情報であっても、例えば「株主の状況」など、公認会計士の監査は受けていないものの、それだけで上場廃止になってしまうほど重みのある情報である。そのような意味では、企業の情報信頼性に対する一定の担保は必要と考えられるが、それが足かせや壁になる可能性も存在する。
- 任意開示に関しては、世界で最も多くの環境報告書を出しているほど、日本での取り組みは進んでいる。一方、制度開示となると、信頼性の問題をどのようにしてクリアするのが懸念される。
- 排出情報の保証基準そのものについては、別のところで検討が進んでおり、制度開示が実務に落ちてくる頃には、保証をどうするかということもさらに検討されるものと思われる。

④企業の先行的な取り組みについて（モデル企業の有無）

- 任意のものも含めれば、充実した気候変動情報開示をしている企業もあるが、「統一基準が無いので企業間比較がしづらい」、「途中で開示方法が変わってしまっている」という状況も発生している。また、グローバルに投資先を考える投資家にとって、任意開示の情報までを対象に考えると、時間や手間がかかりすぎるとの懸念もある。機関投資家が最も着目する情報として、有価証券報告書やアニュアルレポートがあるので、そこに気候変動情報を記載することには意義があると思われ、さらに記載場所や記載の基準がある程度統一されていて、企業間比較しやすい形での提示が求められている。
- BP やシーメンスなど、主として EU で積極的に取り組んでいる企業がある。また、英国ではガイドライン等も制定されたので、英国企業は色々な開示が比較的進んでいるように見受けられる。

⑤報告フレームワークの適用範囲について

- 報告フレームワークにしたがって、連結ベースで排出量の算定を行うのは難易度が高いと思われる。さらに、既存の MRV の制度に対する配慮など、どのように検討されているのか。
- その点については、草案を出す段階でも議論となり、組織バウンダリについては、追加で特別プロジェクトを設けて研究することとなった。
- 財務諸表に求めるような厳格さをもって、支配力基準のバウンダリで算定するのは難しいところがあるが、原則を決めておき、その原則を外れる場合、重要性があれば説明するということになるのではないかと。

⑥情報開示に関する国内からの要請について

- 国内の投資家が気候変動情報開示を求めたり、あるいは企業の株主総会などの場で気候変動情報が取り上げられたような事例はあるのか。
- 国内投資家独自の動きはあまり聞いておらず、世界的な動きに加わる場所が多いと思われる。任意開示の中で、気候変動への取り組みをファンドの基準にしているようなところは当然あると思われる。
- 株主総会で気候変動に関する質問が出たというのはあまり耳にしたことは無いが、将来的にはありえると思われる。最近では個人投資家が株主総会で質問するケースも多く、企業も丁寧に質問に答える姿勢であり、そもそも重要性があれば、それに答えないことによる **bad reputation** のリスクのほうがはるかに大きい。

⑦気候変動以外の環境問題の取扱いについて

- 環境問題には、酸性雨など多くのテーマがあるにもかかわらず、なぜ気候変動問題だけが制度開示の対象とされるのであろうか。例えば鉄鋼とか電力などの業種は、ETS における価格変動で業績が大きく変動する可能性があるため、これが影響しているのではないかと。
- 色々な国際会議で取り上げられるなど、気候変動問題の注目度が高いことが関係していると思われる。また、ETS の影響についてもご指摘の通りだと思われる。

⑧制度の適用範囲について（カバレッジ）

- 制度の適用範囲は、監査を受けるような大企業とされており、きちんと検証を受けるだけの資金を入手できるような大企業を念頭に置いているのか。
- フレームワークが想定している適用範囲のカバレッジを計算したことは無いが、日本なら中小企業まで含めると 300 万社程度の株式会社があり、一方上場している会社が

4,000社、会社法による大会社は1万社であるので、会社数の観点からのカバレッジは小さいかもしれない。一方、売上高や利益、活動のボリュームからみれば（適用範囲の）比率はかなり大きくなり、気候変動に関するアクティビティのかかなりの部分はカバーできると思われる。

2. 「国内で発生する排出クレジットの発生根拠について（試論）」（講師：武川委員）

2-1) 検討対象

- いわゆる C&T 制度において、当該制度の非対象者から、ベースライン&クレジット制度に基づき、出てくる排出権、排出量、削減量等が検討対象。

2-2) 問題意識

- 各種のオフセット・クレジット制度において、法律家の視点では、仮に国内に C&T 制度ができて、これを法律にしようとした場合など、「何でクレジットが発生するのか」という発生根拠・要件への意識が薄い。

2-3) オフセット・クレジットの理念型

- クレジットの発生根拠を「削減義務者が制度非対象者の排出削減に貢献したことが根拠である（貢献説）」と「制度非対象者の排出量が減少したことが根拠である（削減説）」とに整理。
- 貢献説には、CDM 制度や国内クレジット制度が該当すると考えられ、今までのクレジットは大体こちらのケースにあてはまるのではないか。
- 削減説としては、明確に定義されていないものの、都制度における都内中小クレジットはこちらの考え方に近いのではないか。制度非対象者の排出量が減少したことそのものがクレジットの発生根拠であり、制度対象者からの貢献や支援は、クレジット発生の原因ではなく、動機もしくは遠因と考えることができる。

2-4) 「貢献説」と「削減説」の対比

※実際の制度はこれらの中間か折衷案と思われるが、あえて理念的に整理。

① 具体例

- 貢献説・・・CDM 制度や国内クレジット制度
- 削減説・・・東京都排出量取引制度（環境省 J-VER 制度も該当すると思われる）

② 哲学・視点

- 貢献説・・・制度非対象者が削減活動を行うことは当然であると考えた上で、そのような削減活動のうち、削減義務者の貢献によって実現した分のみをクレジット化することが正当化されると考えるもの。削減義務対象者に焦点をあてた視点。

- 削減説・・・制度非対象者が削減活動を行うことは必ずしも当然とは言えず、そのような当然とは言えない活動を通じて実現した排出削減であるから、クレジット化し活動を広く支援する必要があると考えるもの。制度非対象者に焦点をあてた視点。

③クレジットの実体的発生要件

- 貢献説・・・「削減があつて、その削減が追加的であつて、かつ制度対象者がそれに何らかの貢献をしたこと」が発生要件となるため、貢献が行われることを、有効な契約の存在などを通じて制度側が審査することが必要。
- 削減説・・・削減と追加性のみが発生要件となるため、貢献は不要。

④追加性についての考え方（思案中）

- 貢献説・・・追加性を緩和する動きもあり、追加性を無くす、あるいは緩和するには、どのようにすべきか考える必要がある。
- 削減説・・・基本的には貢献説と変わらないものと考えられるが、削減を根拠にするという論理を貫いた場合の、追加性が緩くなることにつながる可能性について考慮する必要がある（継続審議）。

⑤ユニラテラル・プロジェクトの可否

- 貢献説・・・削減義務者の何らかの参加が不可欠。CDM でもユニラテラルは認められていないはずだが、相当緩和されており、現実と理論とが一致していないところがある。貢献説を突き詰めると、非制度対象はプロジェクトに参加することすら不要かもしれないという考え方もある。
- 削減説・・・ユニラテラルも認められ、発生したクレジットが最終的に CAP の対象者に買われるということで、システム全体として、削減義務者も関わってくると考えることができる。

⑥クレジットの原始取得者

- 貢献説・・・削減義務者に（も）クレジットが帰属すると考えるのが自然。CER は先進国途上国双方に原始取得されるという考え方であり、国内クレジット制度も原始取得は中小企業だが口座に発生するのは大企業という運用であるので、どちらも、ある意味で折衷的な運用をしている。
- 削減説・・・非対象者の削減が原因で発生する以上、その行為をしている人に全量が帰属すると考えるのが自然。

⑦プロジェクト実施段階で締結される契約形態

- 貢献説・・・貢献が発生根拠であるので、その内容が具体的に約束され、現実的なもので

なくてはならない。

- 削減説・・・非対称者の削減が根拠なので、プロジェクト実施時点で契約不在であっても問題ない。

【ディスカッション】

①プロジェクトの契約形態に関して

- 最終的には契約をどのようにつくるのか、という「決め」の問題ではないのか。
- どのような経済的条件や内容で取り組むかという点については、当事者の「決め」であるが、クレジットという財産権を発生させる局面で、どのような行為がなされるべきかについては、制度が決めるものであり、当事者間では勝手に決められない。

②貢献説の実際の運用可能性について

- 例えば 100t の CO₂ を削減した時に、大企業の貢献比率が仮に測定でき、その比率を 6割とすると、大企業が貢献した 60t 分にはクレジットが発生するが、残りの 40t 分には貢献が含まれないので、捨てられるということになるのか。
- CDM においても、100t 分のクレジットが発生したうちの、どれだけを先進国、途上国がそれぞれ持っていくのか、と問題になっており、実際には折衷的な運用になっていると思われる。ただし、今の論理を貫くとして、例えば国内クレジット制度のように、大企業だけに口座記録が発生するようにしておいても、量では無く、値段で調整するという考え方もありえる。貢献説においても、全ての利益を大企業（先進国）がとるというわけではない。
- 「制度非対象者が削減活動を行うことは当然であると考えたうえで、そのような削減活動のうち、削減義務者の貢献によって実現した分のみをクレジット化することが正当化されると考える」というものを厳格に捉えれば、貢献した部分だけは無料で引き取れるということになるのか。
- 貢献した分は無料であるが、貢献するにはお金がかかる。残りの部分については、貢献説においては、買うのではなく、削減費用を渡すという形で貢献しているという整理になる。

③中小企業の独自取り組みに関して

- 中小企業が単独で、独自の技術開発によりクレジットを生み出しうる点について、「削減説」という形で整理できたことは歓迎できる。
- 制度非対象者が削減したことをクレジットという形で認めるか否かは、政策の判断になると思われる。都の制度は、それを意図して設計されていると見受けられ、このような整理をして、条文やガイドラインを整備することが重要。

④貢献の分離可能性について

- 削減義務者と削減場所（制度非対象者）の貢献が融合していて分離不可能だと仮定すれば、必要条件たる削減義務者の貢献は満たしているから、排出削減の全量分のクレジットが発生することとなる。その上で、その後の（削減義務者と非制度対象者間の）配分については、本来は理念としては分離できないものではあるが、技術とか時間数などの切り口で何とか切り分ける（交渉する）というように解釈すれば、CDM としての配分もできるのではないか（継続審議）。

3. その他

- ①ASBJ 排出権取引専門委員会の開催予定について
- ②今年度の調査研究報告書について

4. 今後の予定

第 5 回委員会（今年度最終）：平成 22 年 3 月 2 日（火）18:15 開始
場所：地球産業文化研究所 会議室

以 上

平成 21 年度 第 5 回排出クレジットに関する会計・税務論点調査研究委員会
議事要旨

■日時：平成 22 年 3 月 2 日(火) 18:15～20:30

■場所：地球産業文化研究所 会議室

■委員：(敬称略 50 音順)

委員長：黒川 行治 慶応義塾大学商学部教授

委員：伊藤 眞 慶応義塾大学商学部教授

委員：大串 卓矢 株式会社スマートエナジー代表取締役社長

委員：木村 拙二 愛知産業株式会社監査役

委員：高城 慎一 八重洲監査法人公認会計士

委員：武川 丈士 森・濱田松本法律事務所弁護士

■講師：(順不同)

東京都環境局 都市地球環境部 制度調整担当係長 山内 真様

東京都環境局 都市地球環境部 総量削減課 主事 高岡 路枝様

あらたサステナビリティ 取締役 寺田 良二様

あらたサステナビリティ 主任研究員 中坪 治様

■オブザーバー (順不同、略称)

海外環境協力センター 金子様

経済産業省 長田様・辻上様

東京電力 熊地様

トーマツ 野崎様

三菱商事 森村様・河内様・寺本様

日本政策投資銀行 實方様

日本商工会議所 土谷様

柏原総合環境会計事務所 柏原様

■GISPRI

林部長、大西、吉田 (事務局・文責)、速記者

■議事：

1. 「東京都総量削減義務と排出量取引制度の概要」

本テーマに関し、高岡講師より講演。

1-1)都制度の特徴

①排出枠の事前交付はないこと

- ②一の義務に対して複数の義務者がいること
- ③削減義務は、削減義務期間（複数年度）の合計排出量に対して課されること

1-2)排出量取引と削減量口座簿の仕組み（案）

①排出量取引の対象となるものの種類

- 削減義務者から発生するもの：**超過削減量**、その他ガス削減量（取引は不可）
- オフセットクレジット：**都内中小クレジット**、**再エネクレジット**（再生可能エネルギーの環境価値としての「**環境価値換算量**」と、グリーン電力証書等から発電量を特定し当該発電量に排出係数を乗じて削減量クレジット化するものなどとしての「**その他削減量**」）、**都外クレジット**

②口座の種類及び性格（案）

- 知事の管理口座、指定管理口座、一般管理口座の3種類を設け、後者2種類を事業者が管理することをイメージ。
- 指定管理口座は事業所毎の状況を表す記録簿のイメージ（ここでは財産権性は無い）。
- 一般管理口座は事業者ごとのクレジット等の資産の保有状況を表すイメージ（ここで初めて財産権性が生じる）。

③クレジット等の移転パターン（案）

- 一般管理口座から一般管理口座への移転・・・一般的な排出量取引。財産権性の帰属が移転する。
- 指定管理口座から一般管理口座への移転・・・指定管理口座に記録された超過削減量について義務者間での所有者の決定。財産権性が発生する。
- 一般管理口座から指定管理口座への移転（不可逆）・・・事業所の義務履行。財産権性が消滅する。

2. 「都制度における排出量取引にあたっての具体的会計処理（案）」

本テーマに関し、寺田講師より講演。

検討している会計処理案については、ASBJ 実務対応報告第15号に基づくものと、クレジットの資産性を会計上認識するものと2種類が存在するが、ASBJでの検討状況などを鑑み、前者の案を中心に説明。

2-1)削減義務者の会計処理

- ①制度運用過程で発生する取引の種類を30程度に分類し、具体的な会計処理案を検討。
- ②超過削減量に対し、クレジットが交付された段階（厳密には、都制度では、指定管理口座に発行されたクレジットが一般管理口座に移転された段階）では「仕訳なし」とし、これを売却した場合も、仮受金等の未決算勘定で処理する（ASBJ 実務対応報告第15号との整合）。
- ③削減義務者が「グリーン電力証書」を購入して、これを都制度におけるオフセットクレジット

トとして登録する場合は、いったん仮払勘定として計上しておき、登録後、然るべき資産勘定に計上する（グリーン電力証書を都制度の下で利用できるクレジットに変換するプロセスが発生することへの対応）。

- ④義務不履行に対する措置命令や、措置命令にも従わずに罰則適用となった場合についても具体的処理案を例示。

2-2)削減義務者以外の中小規模事業者、仲介事業者等の会計処理

主にオフセットクレジットに関する取引を5種類程度に分類し、具体的な会計処理案を例示。

2-3)無償譲渡時の会計処理

関連企業もしくはグループ企業の間でのやりとりとして、「無償譲渡」が想定されたため、「無償譲渡した場合」と「無償譲渡を受けた場合」とで具体的な会計処理案を例示。

2-4)同一法人内でのオフセットクレジット又は超過削減量の移転

自社サイトで取得した超過削減量又は自社組成のオフセットクレジットを同一法人内の他のサイトに移転するような場合は、内部取引となるので会計処理はおこなわない。

3. ASBJ 排出権専門委員会での東京都制度に関する審議状況とディスカッション

ASBJ 排出権取引専門委員会における審議状況などについて黒川委員長より情報を提供した後、委員会による都制度全般に関するディスカッションを行った。

3-1)ASBJ の審議スケジュールなど

- ①2月25日に第13回排出権取引専門委員会が開催され、ASBJとしては実務対応報告第15号を変更せずに都制度の会計処理に対応することを想定している模様。
- ②あと1回の委員会（3月15日・第14回排出権取引専門委員会）が予定されており、3月末から4月初めのASBJ本委員会でASBJとしてのスタンスを決定するものと思われる。

3-2)ASBJ 実務対応報告第15号の範囲で対応する背景への推測

- ①IASBにおけるETSの会計処理の議論が遅れており、先に都制度向けに実務対応報告を改正してしまった場合に、また、IFRSとのコンバージェンスで改正が必要となる可能性への配慮。
- ②実務系の専門委員からの簡便な会計処理へのニーズ。
- ③排出削減の実現を重視した場合、削減に取り組み易い環境を用意することが重要であるという制度側から実務側への配慮。
- ④計画期間内（5年間）において、一般管理口座（資産性あり）と指定管理口座（資産性なし）との間の移転タイミングを事業者側が裁量できること、および計画期間終了時の超過削減に

より生じたクレジットの利益計上や配分に裁量の余地があることに対する配慮。

【ディスカッション】

①一般管理口座から指定管理口座を経由しないと義務充当できない点について

- 指定管理口座には、「都から発行された段階の超過削減量」と「義務充当のために一般管理口座から移転された段階の超過削減量」との2種類が混在する。義務充当にあたって、一般管理口座から直接義務充当口座に移転できた方が、会計処理なども簡潔になるのではないかと。
- 指定管理口座に2種類の性格の超過削減量が存在することはご指摘の通りだが、どちらも財産権性が無くなっているため、会計上は整理できるものとする。指定管理口座を経由して義務充当する手順については、「削減義務が事業所単位であることから、事業所としての義務履行状況の明確化が可能」という点と、「指定管理口座に移してバンキングすることによる、削減義務者の交代への対応」という点への対応も配慮したものである。
- 指定管理口座経由で義務充当することの利点としては、「複数の事業所を持つ一の義務者が義務履行する場合に、どの事業所の義務履行のためにクレジットを義務充当口座に移転させたかが把握し易い」、「一の事業所に複数の義務者が居る場合に、個々の義務者が一般管理口座からばらばらに義務充当口座に移転させるよりも、指定管理口座からまとめて義務充当させる方が制度側も運用し易い」という2点も挙げられる。

②クレジットの管理方法について

- クレジットは総量による管理となるのか。あるいは番号を割り当てるのか。
- 現状ではシリアル番号を割り当てる予定。
- 仮に過剰発行などのミスが後から判明し、かつ当該の発行済みのクレジットの移転が完了してしまっていた場合は、その事業所の持っているクレジットを減らすことになるのだろうか。
- 現状では未定であり、今後の検討課題である。
- 環境省が開催する「国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会」における論点整理と同様になるのではないかと。

③グリーン電力証書の取扱いについて

- 以前の当会計委員会では、グリーン電力証書は資産性が無く、費用処理する方向で整理した経緯があるが、都制度においては、資産性が認められるのか。
- グリーン電力証書は利用可能であるが、一旦、都制度のクレジットに変換することが求められる。H20年度以降に発行されたグリーン電力証書が利用可能であり、都制度とグリーンエネルギー認証制度との棲み分けなど、細かい部分はグリーンエネルギー認証

センターと調整中である。

- 仮に費用処理してしまったグリーン電力証書を、都制度の下でクレジットに変換して使うとすれば、原価ゼロでクレジットが発生する処理となるのではないか。

④クレジットの価格情報の提供について（時期・頻度）

- いつ頃から価格情報の提供が開始されるのか。
- 口座簿の整備ができ、都の仕組みの中で取引が記録されるのは H23 年度からとなるので、情報提供はそれ以降となる見込み。
- 価格情報の提供頻度はどの程度であろうか。毎年行うのか。
- あまり頻繁ではなく、年 1 回か、四半期に 1 回程度と想定される。

⑤履行が困難と予想される場合の引当金の計上について

- 例えば、毎年少しずつ不足が発生し、その都度、引当金を計上する場合と、年次では引当金を計上してこなかったが最終的に未達が明らかになって 5 年分をまとめて引き当てるような場合とで、引当金の額が変わってくるのか。東京都による価格情報の提供頻度はどの程度であろうか。
- 価格情報の提供は、あまり頻繁ではなく、年 1 回か、多くても四半期に 1 回程度と想定される。
- 毎期末の不足量はそのときの合理的な不足量を見積もることになる。一方、クレジットの単価については、都の数値なども参考にして、期末時点で最も適正と思われる金額を使い、毎期末計算することになる。仮に、毎年の不足分が積み重なり、数量が増えていけば、その全部の数量に対して、そのときの最も適正な金額を適用して算出することになると思われる。

⑥5 年間通算の削減不足量確定時の会計処理について

- 未確定であれば引当金でよいかもしれないが、不足量が確定したときに引当金を計上することとされている点に違和感を覚える。
- 適切な費目が見つからず引当金としたもので、ご指摘の通り要検討である。

4. 国内で発生するクレジットの発生根拠について（試論）（第 2 回）

資料 6 に基づき武川委員より説明し、第 4 回委員会に引き続き議論。

4-1) 途上国への CER 配分に対する貢献説による説明

①貢献が不可分と仮定することによる整理

- 先進国側の貢献が不可分で削減量全体に及ぶと仮定し、これに基づき削減量全体にク

レジットが発生する。

- 途上国にわたる CER については、先進国が貢献していないことを認めることになるのではないかと。

②途上国の CER 取得自体を疑問視することによる説明

- 途上国が取得する CER については未だ帰属が未確定で途上国に帰属しているわけではないとみなす。
- 京都議定書本来の趣旨からすれば、途上国が CER を取得して、これを取引するような事態が想定されていなかったとの洞察。
- 現実問題としてユニラテラル CDM が認められてしまったがために、制度にゆがみが生じ、本質的な議論がわかりにくくなったのではないかと。

【ディスカッション】

①UN プロセスにおける途上国の CER 取得の経緯

- 京都議定書ができた段階で途上国が CER を持つことを考えていなかったのは事実と思われる。
- マラケシュ合意の時点で、非附属書 I 国でも口座を持つことが出来るようになったが、その口座の中の CER がどのように取り扱われるかまでは書いていなかった。
- その後の CDM 理事会において先進国へ移転できることになり、途上国の政府の許可が必要になった。これにより CER が途上国にとってメリットが生じるようになった。
- 唯一残る論点は、途上国の口座にある CER のバンキングであるが、これについては論点として認識されてはいるが、実際に議論されてはいない。
- 先進国のスタンスは、「繰り越せると書いていないので繰り越せない」というものであり、途上国のスタンスは「繰り越せないと書いていないので繰り越せる」という現状と思われ、2015 年までには COP/MOP 決定として判断されると思う。

②貢献の分離可能性について

- 最初に貢献は排出削減全部にかかるものとみなしてクレジットを全量発生させ、次に発生したクレジットの分配は当事者間の交渉マターとして段階的に整理すれば、途上国にわたったクレジットについて先進国の貢献の有無を問われずに済むのではなかろうか。

4-2) その他

貢献説ならびに削減説における追加性の考え方について事務局より具体ケースを例示。

5. その他

- ・今年度の研究調査報告書の作成スケジュール、目次案について確認。

- ・今年度委員会にご協力いただいた委員、オブザーバーの皆様への事務局からの御礼。

6. 今後の予定

- ・今回委員会をもって年度内の最終回とし、引き続き研究調査報告書を作成する。

以 上

参考資料2

ASBJ 実務対応報告第 15 号

「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」

* 以下をご参照ください

出典：企業会計基準委員会ホームページ

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/em_trade/em_trade-1.pdf

参考資料3

国内クレジット推進協議会
「国内クレジットの取得及び譲渡に関する契約（案）」

出典：国内クレジット推進協議会ホームページ (<http://www.jcdm.org/index.html>)

国内クレジットの取得及び譲渡に関する契約(案)

(第1版：2009年8月)

[]

[]

●年●月●日

【ご利用上の注意】

本契約(案)は、利用者の利便性を考えて標準的な契約書の案文を提案するものです。実際の取引にあたっては、各取引の内容に応じて、以下のような点に留意の上、契約内容を確定していただくことを想定しています。

- (1) 本契約(案)が想定している取引の概要等については、国内クレジット推進協議会「『国内クレジットの取得及び譲渡に関する契約(案)』の利用に当たっての留意事項」をご参照下さい。
- (2) 本契約(案)の作成にあたっては、国内クレジット推進協議会の一部会員からの協力を得ています。しかし、国内クレジット制度に関する実務は今後蓄積されていくものであり、国内クレジット推進協議会は、本契約(案)の内容が標準的なものであることを保証するものではなく、また、本契約(案)の契約内容を推奨するものでもありません。
- (3) 特に、各当事者の責任分担等についての取決め、国内クレジットの移転及び代金支払のタイミング等の契約条件については、各案件の特殊性を考慮し、必要に応じて弁護士等の専門家とも相談のうえ検討する必要があります。

※本契約(案)は無料でご自由に利用いただけますが、利用したことに基づき利用者に損害等が生じても、国内クレジット推進協議会は一切の責任を負いません。

目次

| | |
|--|----------|
| 第 1 章 総則 | 1 |
| 第 1.1 条 (本契約の目的) | 1 |
| 第 1.2 条 (用語の定義) | 1 |
| 第 2 章 国内クレジットの認証等に係る当事者の義務 | 1 |
| 第 2.1 条 (排出削減方法論の承認) 【運営規則第 4 章第 1 節】 | 1 |
| 第 2.2 条 (排出削減事業計画の作成及び承認) 【運営規則第 4 章第 2 節】 | 2 |
| 第 2.3 条 (排出削減事業の運営) | 2 |
| 第 2.4 条 (排出削減実績報告書の作成及び実績確認書の取得) 【運営規則第 5 章 2. (1) 及び(2)】 | 2 |
| 第 2.5 条 (国内クレジットの認証及び譲渡) 【運営規則第 5 章 2. (3)】 | 3 |
| 第 3 章 クレジットの譲渡 | 3 |
| 第 3.1 条 (基本条件) | 3 |
| 第 3.2 条 (譲渡条件) | 4 |
| 第 3.3 条 (譲渡) | 4 |
| 第 3.4 条 (代金の支払) | 5 |
| 第 3.5 条 (表明保証責任・瑕疵担保責任等) | 5 |
| 第 4 章 債務不履行及び契約解除等 | 6 |
| 第 4.1 条 (両当事者の責に帰すべからざる事由に基づく契約の解除) | 6 |
| 第 4.2 条 (債務不履行) | 7 |
| 第 5 章 一般条項 | 8 |
| 第 5.1 条 (契約期間) | 8 |
| 第 5.2 条 (守秘義務) | 8 |
| 第 5.3 条 (費用及び租税) | 9 |
| 第 5.4 条 (通知) | 9 |
| 第 5.5 条 (権利義務の譲渡禁止) | 10 |
| 第 5.6 条 (政策及び法令変更等) | 10 |
| 第 5.7 条 (準拠法) | 10 |
| 第 5.8 条 (管轄裁判所) | 10 |
| 第 5.9 条 (協議事項) | 10 |

国内クレジットの取得及び譲渡に関する契約

[] (以下「譲渡人」という。) 及び [] (以下「譲受人」という。) は、以下のとおり国内クレジットの取得及び譲渡に関する契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第1章 総則

第 1.1 条 (本契約の目的)

本契約は、(i)国内クレジットの認証その他譲渡人が国内クレジットを取得するにあたり必要となる事項に係る当事者間の協力その他各当事者の義務に関する事項、及び、(ii)当事者間における国内クレジットの譲渡に関する事項を定めることを目的とする。

第 1.2 条 (用語の定義)

本契約に別段の定めが無い限り、本契約にて用いられる用語については別紙 1.2「定義」に定める意味を有する。また、別紙 1.2 において特に定めが無い用語については、運営規則に定める意味を有する。

第2章 国内クレジットの認証等に係る当事者の義務

第 2.1 条 (排出削減方法論の承認) 【運営規則第 4 章第 1 節】

1. 譲渡人は、別紙 2.1 の定めに従い、運営規則に定める排出削減事業者として、委員会に対して排出削減方法論の承認を申請する。
2. 排出削減方法論の承認に係る各当事者の役割分担、責任分担その他の義務及びこれに係る費用負担並びにこれに関連する事項については、別紙 2.1 の定めに従う。

第 2.2 条（排出削減事業計画の作成及び承認）【運営規則第 4 章第 2 節】

1. 譲渡人は、別紙 2.2 の定めに従い、排出削減事業者として、運営規則に定める排出削減事業計画を作成のうえ、申請書と共に委員会に提出し、その承認を受ける。譲受人は、運営規則に定める排出削減事業共同実施者として、排出削減事業計画に記名押印を行う他、別紙 2.2 の定めに従いこれに協力する。
2. 譲渡人は、別紙 2.2 の定めに従い、排出削減事業者として、運営規則に定める審査機関又は審査員を選任のうえ、第 1 項所定の排出削減事業計画につき審査機関又は審査員の審査を受け、審査機関又は審査員をしてその結果を委員会に対して報告させる。
3. 排出削減事業計画の承認又は審査機関若しくは審査員による審査に係る各当事者の役割分担、責任分担その他の義務、費用負担及びその他の関連事項については、別紙 2.2 の定めに従う。

第 2.3 条（排出削減事業の運営）

1. 譲渡人は、本契約の定め及び排出削減事業計画に従い排出削減事業を運営するよう努めるものとし、これに加えて、別紙 2.3 の定めに従い、排出削減事業者として、排出削減事業を執り行う。
2. 排出削減事業の運営に係る各当事者の役割分担、責任分担その他の義務、費用負担及びその他の関連事項については、別紙 2.3 の定めに従う。

第 2.4 条（排出削減実績報告書の作成及び実績確認書の取得）【運営規則第 5 章 2. (1)及び(2)】

1. 譲渡人は、別紙 2.4 の定めに従い、運営規則に定める承認排出削減事業者として、運営規則に定める排出削減実績報告書を作成する。譲受人は、排出削減事業共同実施者として、排出削減実績報告書に記名押印する他、別紙 2.4 の定めに従いこれに協力する。
2. 譲渡人は、別紙 2.4 の定めに従い、承認排出削減事業者として、審査機関又は審査員を選任のうえ、第 1 項所定の排出削減実績報告書につき審査機関又は審査員の実績確認の検証を受け、審査機関又は審査員から運営規則に定める実績確認書を取得する。
3. 排出削減実績報告書の作成又は審査機関若しくは審査員による検証に係る各当事者

の役割分担、責任分担その他の義務、費用負担及びその他の関連事項については、別紙 2.4 の定めに従う。

第 2.5 条（国内クレジットの認証及び譲渡）【運営規則第 5 章 2. (3)】

1. 譲渡人は、別紙 2.5 の定めに従い、承認排出削減事業者として、排出削減実績報告書（審査機関又は審査員から修正を求められた場合には修正後の排出削減実績報告書を意味し、以下、同様とする。）及び実績確認書を添えて、委員会に対して、(i)国内クレジットの認証及び(ii)運営規則に定める承認排出削減事業計画に係る国内クレジットを記載した書面の交付を申請する。
2. 譲渡人は、前項の申請を行う際には、第 3.3 条第 2 項に基づき、委員会の定めに従い本国内クレジットの保有者を譲受人とする趣旨の申請を委員会に対して行うⁱⁱ。譲受人は、当該申請に必要な協力（もしあれば）を行う。
3. 国内クレジットの認証又は本国内クレジットの保有者の変更に係る各当事者の役割分担、責任分担その他の義務、費用負担及びその他の関連事項については、別紙 2.5 の定めに従う。

第3章 クレジットの譲渡

第 3.1 条（基本条件）

本契約に基づく国内クレジット譲渡の基本条件は、以下のとおりとする iii。

| | | |
|-------------|--|-------------------------|
| 本国内クレジットの表示 | 対象排出削減事業 | 別紙 3.1 記載の事業 |
| | 譲渡予定数量（本契約期間中の譲渡予定総量） | [] t-CO ₂ e |
| 譲渡単価 | t-CO ₂ eあたりの代金 | []円（但し、消費税別） |
| 譲渡日 | 第 2.5 条に基づき、譲渡人が委員会に対して、国内クレジット認証申請書及び国内クレジットの保有者の変更に係る申請を行った[本契約期間中の]各日 | |
| 支払日 | 履行完了日（第 3.3 条第 3 項に定義される。）毎に、同日から●営業日後の日 | |

第 3.2 条（譲渡条件）

1. 譲渡人は、譲受人に対して、本契約の規定に従い、本国内クレジットを譲渡し、譲受人はこれを譲り受ける。
2. 譲渡人は、譲受人に対して、本契約期間における譲渡の累計が譲渡予定数量に達するまで、各譲渡日において、対象排出削減事業から当該譲渡日に係るモニタリング対象期間に現に発生した全ての国内クレジットを譲渡し、譲受人はこれを譲り受ける（以下、各譲渡日において譲渡の対象となる本国内クレジットの数量を「譲渡対象数量」という。）。
3. ●年度末日までの期間中に対象排出削減事業から発生した国内クレジットが、譲渡予定数量を超過する場合又は同期間後にも譲渡人による国内クレジットの取得及び譲受人に対する譲渡が可能である場合には、譲渡人及び譲受人は、当該国内クレジットを譲渡人から譲受人に優先的に譲渡すること及びその条件について、誠実に協議を行う。

第 3.3 条（譲渡）

1. 譲渡人は、各譲渡日において、本国内クレジットを譲受人に対して譲り渡す。
2. 譲渡人は、各譲渡日において、第 2.5 条第 1 項に基づく国内クレジット認証申請書を委員会に対して提出する際には、委員会の定めに従い、本国内クレジットの保有者を譲受人とする趣旨の申請を委員会に対して行う^{iv}。
3. 譲渡人は、譲渡毎に、委員会から、本国内クレジットが認証されたことを示す書面及び本国内クレジットが譲渡人から譲受人に対して移転されたことを証する書面その他合理的な資料（もしあれば）^vを取得し、直ちに当該書面を譲受人に対して交付する（以下、譲渡人が譲受人に対してかかる書面を交付した日を「履行完了日」という。）^{vi}。
4. 譲受人は、譲渡人が第 2 項の申請を行うのに先立ち、運営規則に基づき設置される、譲受人が国内クレジットを保有するための口座の口座番号を譲渡人に通知する。

第 3.4 条（代金の支払）

譲受人は、各支払日に、以下の金額を、以下に記載の譲渡人の銀行口座に振込み送金することにより支払う。譲受人は、本項に基づく振込み送金手続を完了した場合には、直ちに譲渡人に対してその旨通知するものとする。なお、振込みに要する手数料は[譲渡人]/[譲受人]が負担する。

【金額の記載】

譲渡対象数量×t-CO₂e あたりの譲渡単価（第 3.1 条に記載されたもの）及びこれに係る消費税及び地方消費税額の合計額

【銀行口座の記載】

[]銀行[]支店

種別：[]

口座名義：[]

口座番号：[]

第 3.5 条（表明保証責任・瑕疵担保責任等）

1. 譲渡人は、譲受人に対して、(i)各譲渡日において、以下の第(1)号及び第(2)号に記載の事実が、また、(ii)各履行完了日において以下の第(2)号に記載の事実が、当該譲渡に係る本国内クレジットに関して、それぞれ真実かつ正確であることを表明し保証する。譲渡人は、本項に定める表明及び保証が真実でなく若しくは正確でないこと又はこれらに関連して、譲受人が、損害、損失又は費用等（以下「損害等」という。）を被った場合には、直ちにかかる損害等を譲受人に補償する^{vii}。
 - (1) 本国内クレジットは、譲渡人のみに帰属し、譲渡人のみが本国内クレジットに関する一切の処分権限を有していること。
 - (2) 本国内クレジットについては、第三者に対する譲渡、担保設定、第三者の賃借権その他の利用権の設定その他本契約に基づく譲受人の権利に損害を及ぼす又はその

おそれのある処分が一切行われておらず、かつ、譲渡人が第三者のためにそのような処分を行う義務を負っておらず、先取特権その他の負担は存在しないこと。

2. 前項所定の場合を除き、譲渡人は譲受人に対して、本国内クレジットに関し、瑕疵担保責任、表明保証責任その他名称や原因の如何を問わず、本国内クレジットの品質、性状又は性能等に起因する責任を負わない。

第4章 債務不履行及び契約解除等

第4.1条（両当事者の責に帰すべからざる事由に基づく契約の解除）

以下の事由が生じた場合には、譲渡人及び譲受人は相手方に書面により通知の上、本契約を解除することができる。当該通知がなされた時点において譲渡人の本国内クレジットに関する引渡し義務は消滅し、また、譲受人の譲渡価格等の支払い義務も消滅するものとし、譲渡人及び譲受人は相互に相手方に対し何らの責任も負わないものとする。但し、当該通知がなされた時点において、第3.3条に規定する譲渡人の義務の履行が完了している場合については、当該履行に係る限りにおいて、譲受人は代金の支払い義務を負う。

- (1) 譲渡人及び譲受人のいずれにもその責を帰すことができない事由に基づき、排出削減方法論の認証を受けることができない場合、排出削減事業計画の運営規則への適合性について審査機関又は審査員の審査による確認を受けることができず若しくは委員会から承認を受けることができない場合、又は、その他国内クレジットの発生に必要な手続を完了させることができない場合。
- (2) 天災その他自然的又は人為的な事象であって、譲渡人及び譲受人のいずれにもその責を帰すことが出来ない事由に基づき、対象排出削減事業の実施及び運営が困難となり、これにより本契約の履行が不可能又は著しく困難となった場合。
- (3) 運営規則その他国内クレジット制度に係る規則等の変更等により、国内クレジットの譲渡が不可能となった場合、その他理由の如何を問わず、国内クレジットの譲渡取引が両当事者の責めによらずに制度上不可能となった場合。

第 4.2 条（債務不履行）

1. 以下の各号に掲げる事由を債務不履行事由とする。

- (1) 本契約に基づき相手方に対して負担する債務の履行を一部でも怠ったとき。
- (2) (i)破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他適用ある倒産手続開始の申立を受け若しくは自ら申立をなしたとき、(ii)差押え、仮差押え、仮処分その他の保全手続、強制執行若しくは競売等の申立を受けたとき又は(iii)滞納処分を受けたとき。
- (3) 振出しもしくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなったとき、その他支払停止を為したとき。
- (4) 裏書若しくは保証した手形又は小切手が不渡りとなり、かつ、不渡り後 2 日以内にこれに代わる現金を支払わないとき。
- (5) 合併によらず解散したとき。
- (6) その他本契約の継続に重大な支障を生じ得る財産状態の悪化、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

2. 債務不履行による解除^{viii}

- (1) 譲渡人又は譲受人のいずれかが、前項第 1 号に該当した場合で、かつ、当該債務を履行すべき旨又は当該契約違反を治癒すべき旨の催告を受領後[10]日以内に、なおかかる債務の履行又は契約違反の治癒がなされない場合には、相手方は本契約を解除することができる。この場合、相手方は、解除に加え、当該解除に起因して自己又は第三者に発生した損害等の賠償を請求することができる。
- (2) 譲渡人又は譲受人のいずれかが、前項第 2 号乃至第 6 号に該当した場合、その相手方は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。この場合、相手方は、解除に加え、当該解除に起因して自己又は第三者に発生した損害等の賠償を請求することができる。

第5章 一般条項

第 5.1 条（契約期間）

本契約の期間は、本契約締結日から、(i)●年度の対象排出削減事業に係る排出削減に基づく本国内クレジットの譲渡又は(ii)譲渡予定数量に到達する本国内クレジットの譲渡のうち、いずれか早いものに関する当事者の義務の履行が完了した日までとする（以下、かかる期間を「本契約期間」という。）。

第 5.2 条（守秘義務）

1. 譲渡人及び譲受人は、本契約の内容、本契約締結までの交渉内容その他の関連情報、及び本契約の締結に伴って知り得た相手方当事者の業務上の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、相手方又は開示した当事者の書面による事前の承諾を得ずしてこれを第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。但し、下記の場合においてはこの限りでない。
 - (1) 譲渡人又は譲受人が、本契約の締結及び義務の履行にあたって秘密情報の開示を必要とし、当該者の取締役その他の役員、従業員及びその他の関係者に対して、本条に定めるのと同様の守秘義務を課すことを前提として開示する場合。
 - (2) 譲渡人又は譲受人が、本契約の締結及び義務の履行にあたって秘密情報の開示を必要とし、第三者である専門家に対して、本条に定めるのと同様の守秘義務を課すことを前提として開示する場合。
 - (2) 法律上若しくは行政手続上、又は、委員会その他国内クレジットの取引に関連する機関によって開示が義務付けられた場合の必要最小限の開示。
2. 前項の定めにもかかわらず、下記のいずれかに該当する情報は、秘密情報の定義から除外される。
 - (1) 開示時に、既に公知・公用であった情報。
 - (2) 開示時に、既に受領した当事者が所有していた情報。
 - (3) 開示後、受領した当事者の責によらずに公知・公用となった情報。

- (4) 開示後、受領した当事者が秘密情報に触れることなく独自に開発した情報。
 - (5) 開示後、受領した当事者が第三者より正当に取得した情報。
3. 本条に定める守秘義務は、本契約終了後も[3]年間有効とする。

第 5.3 条（費用及び租税）

1. 本契約で別途明確に規定した場合を除き、本国内クレジットの譲渡及び移転にかかる租税及び諸費用（もしあれば）は、すべて[譲渡日]をもって区別し、[譲渡日]より前（当日を含む。）に発生した租税及び諸費用については譲渡人の負担とし、[譲渡日]以後（当日を含まない。）に発生した租税及び諸費用については譲受人の負担とする。
2. 前項の規定にもかかわらず、本国内クレジットの譲渡にかかる消費税（地方消費税を含む。）については譲受人の負担とする。

第 5.4 条（通知）

本契約に基づき当事者がなすべき通知は全て、手交、バイク便、郵便、ファクシミリ又は電子メールによって以下に定める連絡先宛に行われる。なお、本条に基づく相手方への通知により、各当事者は、各当事者の連絡先の変更を行うことができる。

譲渡人： [所在]

事務連絡先 ●

ファクシミリ： ●

電話： ●

電子メール：

譲受人： [所在] ●

事務連絡先 ●

ファクシミリ： ●

電話： ●

電子メール：

第 5.5 条（権利義務の譲渡禁止）

譲渡人及び譲受人は、相手方の書面による事前の同意なくして、本契約に基づく契約上の地位又は本契約より生ずる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、担保差入その他の処分をすることができない。

第 5.6 条（政策及び法令変更等）

運営規則その他国内クレジット制度に関する規則の変更又は法令若しくは政策の変更によって、本契約の全部もしくは一部の履行に影響が生じる場合、当事者は、当該影響に対応する為の本契約の修正に関して、誠意をもって協議を行うものとする。

第 5.7 条（準拠法）

本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従い、解釈されるものとする。

第 5.8 条（管轄裁判所）

本契約に関連する一切の紛争については、[東京]地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 5.9 条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈につき疑義を生じた事項については、都度譲渡人及び譲受人は誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、当事者記名捺印の上、各 1 通を保有する。

●年●月●日

譲渡人

譲受人

(必要に応じて共同実施者等も記名捺印)

別紙 1.2 定義

「委員会」とは、運営規則に基づく国内クレジット認証委員会をいう。

「運営規則」とは、平成 20 年 10 月 21 日付の経済産業省、環境省及び農林水産省による「国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）運営規則」及びこれに付随する諸規則等（委員会が制定する各種申請書、報告書又は確認書等の様式を含む。）を意味する（いずれについても、その後の改正等を含む。）。

「営業日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日及び法令等により日本において銀行が休業することが認められ、又は休業することが義務づけられている日、以外の日をいう。

「国内クレジット」とは、京都議定書目標達成計画（平成 20 年 3 月 28 日閣議決定）に基づき、日本国内で実施した排出削減事業により実現された温室効果ガスの排出削減量に対して、委員会が運営規則により認証した排出削減量をいう。

「国内クレジット制度」とは、京都議定書目標達成計画（平成 20 年 3 月 28 日閣議決定）において規定されている、大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等が行った二酸化炭素の排出抑制のための取組みによる排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用する制度であり、運営規則に従って運営される制度をいう。

「本国内クレジット」とは、本契約に基づく譲渡の目的物である、第 3.1 条に記載の対象排出削減事業から生じた国内クレジットをいう。

「本契約期間」とは、第 5.1 条に定める意味を有する。

「t-CO₂e」とは、二酸化炭素換算量を単位にして温暖化ガスの地球温暖化係数を測定する際の基準をいい、これに従い、1 単位は CO₂ の 1 メトリックトンの国内クレジット相当とする。

以 上

別紙 2.1 排出削減方法論に関する合意事項

(対象削減事業で用いる方法論等について必要に応じ記載)

別紙 2.2 排出削減事業計画の作成及び承認等に関する合意事項

(排出削減事業の内容・排出削減事業計画の内容等を必要に応じ記載)

別紙 2.3 排出削減事業の運営に関する合意事項

(排出削減事業のモニタリング等について必要に応じ記載)

別紙 2.4 排出削減実績報告書の作成及び実績確認書の取得に関する合意事項

(排出削減実績報告書の作成等について必要に応じ記載)

別紙 2.5 国内クレジットの認証及び移転に関する合意事項

(国内クレジット認証申請書の申請等について必要に応じ記載)

別紙 3.1 対象排出削減事業

(事業の概要と事業場所が特定できる情報を必要に応じ記載)

-
- ⁱ 本契約書（案）の作成にあたっては、国内クレジット発行の事務フローとしては、①国内クレジットは譲渡人（中小企業等）の口座には記録されず、②全ての国内クレジットが当初から譲受人（大企業等）の口座に記録されることを前提としている。かかる事務フローを前提にした場合の法律上の整理については、口座記録の記載を重視して大企業等が国内クレジットを原始取得するという見解もありうるが、口座記録に温対法のような法律上の効果が付与されていないこと、制度設計、当事者の合理的意思解釈等からして、譲渡人（中小企業等）が国内クレジットを原始取得し、これを譲受人（大企業等）が本契約により承継取得すると理解することも十分可能であり、本契約書（案）もかかる理解を前提にしている。
- ⁱⁱ 国内クレジット認証申請書の「クレジット保有申請者名」（及び「口座番号」）欄に大企業名（及び「口座番号」）が記載されていれば、何らの手続を要することなく自動的に国内クレジットが大企業等に記録されるということであれば、第2項は不要となる。但し、現時点においては、念のため上記のような文言を残しておく。
- ⁱⁱⁱ 本契約書（案）では、「年間●トン譲り受ける」ではなく、対象プロジェクトから各年度に生じる全ての国内クレジットを、譲渡予定数量に達するまで譲り受けることを前提にしている。
- ^{iv} 運営規則には、大企業等が国内クレジットの記録を受けるためには、「国内クレジット制度 移転・償却・取消申請書」を委員会に対して提出する必要があるかのようにも読める記載がある。しかし、現時点における実務上の取扱としては、国内クレジット発生場面においては「国内クレジット制度 移転・償却・取消申請書」の提出は求められておらず、国内クレジット認証申請書に記載された「クレジット保有申請者」に国内クレジットが記録されるとの取扱がなされている。かかる実務上の取扱を前提にした場合には、国内クレジット認証申請書において譲受人を「クレジット保有申請者」として指定することにより本項の義務は履行されることになる。
- ^v 「譲渡人から譲受人に対する国内クレジットの移転が完了したことを証する書面」が交付されるとのルールは存在しないが、譲受人が国内クレジットを保有していることを示す書類が交付される等の対応がなされる場合には、こうした資料を譲渡人が取得のうえ譲受人に交付することを規定する条項である。
- ^{vi} 国内クレジットの移転が完了したことを譲受人が確認し、譲受人の確認後に代金を支払うことも考えられる。
- ^{vii} 表明保証責任・瑕疵担保責任については議論の余地があり得るところではあるが、本ドラフトでは、必要最低限の事項についてのみ譲渡人に表明保証責任を負わせる一方で、一般的な瑕疵担保責任は負わないという考え方を採用している。なお、本契約書（案）では、当事者（法人）が設立されていること、本契約を締結し履行するための手続等が完了していること等については、契約締結に先立って各当事者による調査が行われることを前提に表明保証の対象としていないが、これらの事項について表明保証の対象とすることも考えられる。
- ^{viii} 本契約書（案）においては、債務不履行が生じた場合の処置としては、解除及びこれに伴う違約金の支払を前提にしたが、契約を解除せず、損害賠償・違約金の支払を受けるという対応も考えられる。この場合、本条において、損害賠償・違約金に関する条項を設けることになる。

平成 21 年度
排出クレジットに関する会計・税務論点調査研究委員会
報告書

2010 年 3 月 24 日 初版第 1 印刷

発行者 南 直哉

発行所 東京都中央区日本橋箱崎町 41 番 12 号日本橋第二ビル 6F

財団法人 地球産業文化研究所

TEL (03) 3663-2500

FAX (03) 3663-2301

本報告書の内容を許可無く転載することを禁ずる。

ISBN978-4-902258-25-7

